

広島県 薬剤師会誌

2019

隔月発行

11

No.284



〈巻頭特集〉

対談「県薬と病薬の連携について」



公益社団法人
広島県薬剤師会

11月1日より 服薬状況提供書（トレーシングレポート） 《広島県版》の運用を開始致します

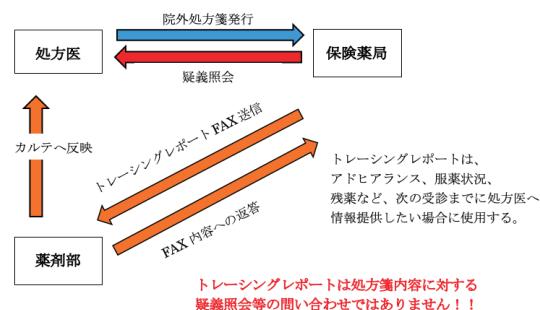
（1）概要

一般社団法人広島県病院薬剤師会と
公益社団法人広島県薬剤師会ではお互い
に統一した様式のトレーシングレポート
を使用し、円滑な患者情報の共有を目指
します。

（2）目的

保険薬局で「緊急を要さない（即時性の
低い）情報であるが、処方医師へ情報提
供した方が望ましい」と判断された情報
を、処方箋発行元の薬剤部で集約し、処
方医師へその情報をフィードバックしま
す。

（3）運用について



広島県薬剤師会のHPまたは、広島県病
院薬剤師会のHPより『トレーシングレ
ポート運用方法』・『トレーシングレ
ポートQ&A』を確認の上、右に掲載の
『服薬状況提供書（トレーシングレ
ポート）』をダウンロードして下さい。
また、参加病院について（FAX送付先、
登録更新状況）についてもHPにて確認
して下さい。

（4）参加病院

（令和元年11月1日現在）

地域	病院名・部署名
広島	安佐市民病院
	五日市記念病院 臨床薬剤科
	草津病院 薬局
	JR広島病院
	広島記念病院 薬剤科
	広島市民病院
	広島大学病院 薬剤部
	マツダ病院
広島西	JA広島総合病院
広島中央	賀茂精神医療センター
呉	呉市医師会病院
	中国労災病院
尾三	興生総合病院
	JA尾道総合病院
福山・府中	寺岡記念病院
	中国中央病院
	福山医療センター
備北	JA吉田総合病院
	医療法人新和会 三次病院 薬局

服薬状況提供書（トレーシングレポート）《広島県版》 Ver. 1

報告日： 年 月 日

添付資料 □無 □有 (枚 : この用紙を含む)

処方医	科 先生	保険薬局 名称 (所在地・電話番号・FAX番号)												
患者番号： 患者氏名：		担当薬剤師名：												
生年月日： 年 月 日		◎												
この情報を伝えることに対して患者の同意を、□得た □得ておりませんが、治療上重要なと思われますのでご報告いたします。														
施設名に基づき調剤を行い、薬剤を交付いたしました。服薬情報をについて下記の通りご報告いたします。														
処方箋発行日： 年 月 日	調剤日： 年 月 日													
<table border="1"><tr><td>□继续の必要性が乏しい薬剤についての情報提供 (ボリファーマシー等)</td><td>□副作用 (重篤でないもの)</td></tr><tr><td>□服薬状況 □他院処方 (重複、相互作用)</td><td>□手扱 : 自己注射 □手技 : 吸入薬</td></tr><tr><td>□経口抗がん剤</td><td>□オゼオイド □その他()</td></tr><tr><td>□その他の対応</td><td></td></tr></table>			□继续の必要性が乏しい薬剤についての情報提供 (ボリファーマシー等)	□副作用 (重篤でないもの)	□服薬状況 □他院処方 (重複、相互作用)	□手扱 : 自己注射 □手技 : 吸入薬	□経口抗がん剤	□オゼオイド □その他()	□その他の対応					
□继续の必要性が乏しい薬剤についての情報提供 (ボリファーマシー等)	□副作用 (重篤でないもの)													
□服薬状況 □他院処方 (重複、相互作用)	□手扱 : 自己注射 □手技 : 吸入薬													
□経口抗がん剤	□オゼオイド □その他()													
□その他の対応														
<table border="1"><tr><td colspan="2">残薬について (複数回答可)</td></tr><tr><td>薬品名 ()</td><td>□飲み忘れ □重複 □自己判断 □その他()</td></tr><tr><td>薬品名 ()</td><td>□理由() □飲み忘れ □重複 □自己判断 □その他()</td></tr><tr><td>薬品名 ()</td><td>□理由() □飲み忘れ □重複 □自己判断 □その他()</td></tr><tr><td colspan="2">残薬を回収するための対応</td></tr><tr><td colspan="2">□適切な薬剤に向けて、意義や重要性について指導しました。 □その他の()</td></tr></table>			残薬について (複数回答可)		薬品名 ()	□飲み忘れ □重複 □自己判断 □その他()	薬品名 ()	□理由() □飲み忘れ □重複 □自己判断 □その他()	薬品名 ()	□理由() □飲み忘れ □重複 □自己判断 □その他()	残薬を回収するための対応		□適切な薬剤に向けて、意義や重要性について指導しました。 □その他の()	
残薬について (複数回答可)														
薬品名 ()	□飲み忘れ □重複 □自己判断 □その他()													
薬品名 ()	□理由() □飲み忘れ □重複 □自己判断 □その他()													
薬品名 ()	□理由() □飲み忘れ □重複 □自己判断 □その他()													
残薬を回収するための対応														
□適切な薬剤に向けて、意義や重要性について指導しました。 □その他の()														
<table border="1"><tr><td colspan="2">病院への情報提供依頼(患者の同意の時のみ)</td></tr><tr><td>□検査値 □報名 □プロトコール □その他の()</td><td></td></tr></table>			病院への情報提供依頼(患者の同意の時のみ)		□検査値 □報名 □プロトコール □その他の()									
病院への情報提供依頼(患者の同意の時のみ)														
□検査値 □報名 □プロトコール □その他の()														
<p>《病院記入欄》 情報提供ありがとうございます。</p> <p>□報告内容を確認し、主治医へ報告しました。</p> <p>□次回より提案通りの内容に変更します。</p> <p>□提案の意図は理解しました。次回診察時に検討いたします。</p> <p>□その他の()</p>														
返信日： 年 月 日	病院名：	記入者：												

広島県薬剤師会誌目次

No.284

〈巻頭特集〉 対談「県薬と病薬の連携について」	2
令和元年度地域依存症対策研修事業（依存症対策支援者スキルアップ研修）	8
第64回中国地区学校保健研究協議大会	9
令和元年度日本薬剤師会学校薬剤師部会 学校環境衛生検査技術講習会	10
外国人医療対策に向けた医療関係団体連絡会議	11
令和元年度第2回「21世紀、県民の健康とくらしを考える会」役員会	12
薬剤師のかかりつけ機能強化に向けた全国会議	13
令和元年度広島県四師会役員連絡協議会	15
健康寿命延伸研修会	16
復職支援研修会	17
第525回薬事情報センター定例研修会	19
薬剤師のかかりつけ機能強化に向けた研修会	21
第53回認定実務実習指導薬剤師養成のためのワークショップ（薬学教育者ワークショップ）中国・四国 in 福山	22
薬事情報センター業務紹介及びモバイルファーマシー見学	23
平成31年度緩和ケア薬剤師研修	25
令和元年度圏域地対協研修会	26
無菌製剤処理研修	27
福利厚生 指定店一覧／広島県立美術館「団体割引会員」について	28
県薬だより 県薬より各地域・職域薬剤師会への発簡 常務理事会議事要旨 県薬日誌 行事予定	31
行政だより	48
地域薬剤師会だより	93
諸団体だより	94
研修だより	98
広島県モバイルDI室・事例報告30	110
薬事情報センターのページ	113
お薬相談電話事例集 No.120	116
安全性情報 No.365・366	117
ひろしま桔梗研修会	118
薬剤師の休日	120
薬局紹介⑯	122
告知板	123
薬剤師連盟のページ	色紙



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

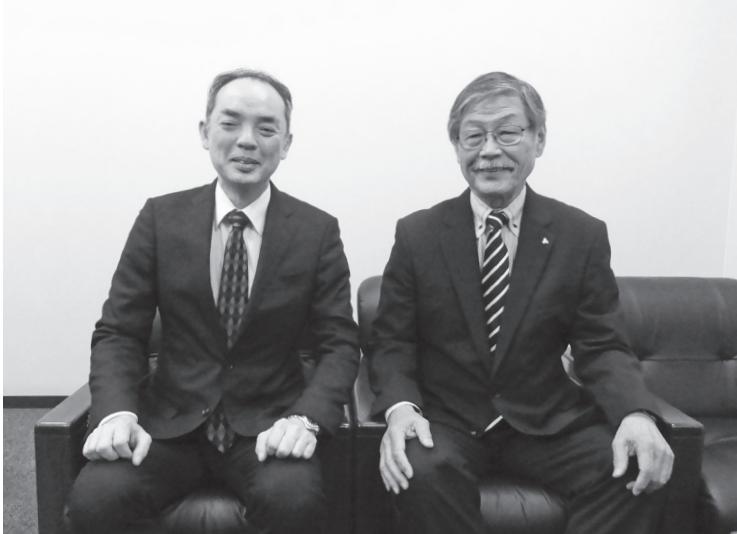
表紙写真 イネ（イネ科）

主食としての認識から薬用植物とは思われていませんが麦門冬湯や白虎湯などの漢方处方に配剤されています。主成分はデンプンですが玄米にはビタミン類やタンパク質などが多く滋潤作用や補氣作用があります。日本で栽培されるようになったのは縄文時代後期からと言われています。

写真解説：吉本 悟先生（安芸薬剤師会）撮影場所：北広島町

卷頭 特集

対談 「県薬と病薬の連携について」



令和元年9月9日（月）広島県薬剤師会館
広島県薬剤師会会长……………豊見 雅文
広島県病院薬剤師会会长、
広島県薬剤師会副会長……………松尾 裕彰
広島県薬剤師会常務理事……………吉田亜賀子

吉田常務理事（以下、吉田）：今年の2月に広島県薬剤師会館に広島県病院薬剤師会の事務所が入られました。同じ建物に県薬と病薬が入ることとなりましたので、関係性が変わるかもしれません。最初の第一歩になると思うのですが如何でしょうか？

松尾会長（以下、松尾）：広島県病院薬剤師会では今年から事務員を雇って手伝って頂いています。薬剤師会館の事務所に常駐して頂くのが理想ですが、今のところ週に2～3日ほど広島大学病院と薬剤師会館内事務所とで勤務しています。病薬と県薬の距離が少しは近くなってきたいるのかなと感じています。

吉田：会費についてですが、薬剤師会では最近は会社が払ってくれる場合が多いですよね。病院薬剤師会はどのようにされていますか？

松尾：一部病院負担というところもあるとは思いますが、ほとんどは個人で払っています。

吉田：そういうところからも成り立ちが違いますね。

豊見会長（以下、豊見）：病院薬剤師会が県薬剤師会に入っている県や、統合された県もあります。大きな組織としては兵庫県などですね。問題としては病院薬剤師会

の会費が安く、日薬・県薬は会費がそこそこ高いので個人負担が大きくなることです。

松尾：兵庫の場合は病院薬剤師会の正会員は全員県薬剤師会の会員になっています。活動はある程度分かれていると思いますが、日薬会費7,000円と県薬会費2,000円を県病薬が徴収しています。

豊見：そうすると県薬で病薬の事務的な対応をするわけですが、人員を増やしていないそうで、なかなか大変だと聞いたことがあります。



松尾：広島県では薬局勤務の病薬会員が180人ほどいますが、同じ会費を徴収させて頂いております。ただ病院に所属していないと正会員として認められないので、特別会員という形になります。病院に勤めていて退職後に薬局に移った場合や、研修会参加の目的で入会している方等がいます。

吉田：病院薬剤師・薬局薬剤師と分けることなく、同じ薬剤師という団体としてもっと近い関係になると良いですね。すでにお互い研修会に行き来できるようになりましたが、実際に体験など新しい形での交流もできると良いと思います。

松尾：薬局薬剤師の方は時々病院に見学に来られますよ。今後、半日くらいでそういった研修会をつくっても良いのかなと思っています。

豊見：大きい薬局だけでなく個人薬局も参加できるような機会を是非お願いしたいですね。薬剤師のなかにも色々な方がいますが、薬局薬剤師も病院薬剤師も平均点は上がってきたのではないかと思っています。

吉田：薬剤師会には病院薬剤師会が別組織としてありますが、医師会にも病院医師会があるのでしょうか？

豊見：病院医師会はありませんが、病院協会という組織があります。

吉田：勤務医さんの職能団体はないということですか？

松尾：医師会のなかに勤務医の部会がありますが、医師全体の組織率は60%程度で、全員が会員となっているわけでは無いようです。

豊見：そういう面では組織が分かれている薬剤師会のほうが、病院勤務者の意見がでやすいとは思います。

吉田：同じ薬剤師でも病院と薬局とで行う業務が変化してきたように感じています。同じ患者さんのフォローでも、入院と外来とでは違いますし。

松尾：患者さんに対する薬剤師としての考え方や行動は同じですよね。災害などの領域ではお互いに協力できています。

吉田：災害などの非常時に行っていることが、日常的にできるようになると良いですね。

そういう意味では薬薬連携のあり方も少しづつ変わって

きていると思っています。昔は、病院に近隣の薬局が調剤の研修に行き、同じように作るというところからスタートしました。最初はそれが薬薬連携のあり方でしたが、今は退院時カンファレンス等変わっています。

豊見：分業が70%を超える前から、薬剤師会自体が「病院の調剤や内規を勉強する研修会をしない」という方針になりました。我々は調剤指針に従って調剤をするわけで、病院と同じやり方を行うことが処方箋調剤ではないと私は考えています。どうやっているかを知ることは大事ですが「やり方を習う」ということは避けたいのです。今の薬薬連携は患者さんを中心したものになってきていると思います。

松尾：病院薬剤師・薬局薬剤師という区分をなくし、患者さんのためにシームレスに薬物療法が完結するということが重要だと思います。病院と薬局で話が違うということを無くしていき、薬剤師の存在感が患者さんに伝われば薬剤師は認められるのではないかでしょうか。今、病院では入退院センターがかなり整備されてきています。入院時には薬局から患者さんの色々な情報を教えて頂き、退院時には逆に病院から薬局に伝えるということがこれから一般化されると思います。

吉田：国の方針としてはなるべく病院にかかるないようにと、長期処方を推奨していますよね。分割調剤などを通してそのフォローを薬局に求められています。

豊見：薬剤師としては分割調剤よりリフィルの時代に早くなれば良いと思っています。ただこれには医師会が反対しています。全てを医師のコントロール下で行うというのが今の医師会の方針なのだろうと思います。

吉田：世界的にはリフィルですし、近い将来避けられないですよね。

豊見：今まで長期の処方についてはリフィルと同じことをやっていました。長期だから分けるのは薬剤師の権利として認められています。ただ大きな声でリフィルと言えない現実がありました。医薬分業自体が開業医さんから薬局にタスクシフトした結果なので、これからは医師の負担を減らすためにもどんどん進んでいくだろうと思います。

最近ニュースで見たのですが、病院内で病院薬剤師へプロトコルに従ったタスクシフトの提案が出ていましたね。

松尾：PBPM (Protocol Based Pharmacotherapy Management) というプロトコルに基づく薬物治療管

理としてすでに取り組んでいるところも増えてきています。広島大学病院でも抗がん剤治療時の制吐剤などの単純な処方漏れや検査オーダーを薬剤師が修正できます。事前にプロトコルを作成し合意しておけば疑義照会なしで薬剤師が処方変更や検査オーダーをすることが出来ます。

豊見：プロトコルというのが病院と薬局の場合には難しい部分があります。例えば「加算のつかない一包化はして良い」と書かれたとします。混乱を避けるためにドクターに報告は必要かもしれないけど、薬剤師が加算のつかない分包をやって良いのはもともと当たり前なのです。加算をつけるためにドクターの承認がいるということです。それをプロトコルで約束として書こうとするとおかしなことになってしまふので慎重にならざるを得ないです。

吉田：プロトコルに起こすことにより自分たちの裁量でできたことが却っておかしくなりますよね。

豊見：プロトコルに書かれるとドクターがどう思うかというと、一包化は薬剤師が勝手にやるからドクターへの問い合わせは無いものだと思い、問い合わせをした薬剤師に対して不満に思うでしょう。また、約束事があることによってドクターが疑義照会を省略できると思われたらとても困りますね。

松尾：そこは色々な解釈が出てきますので、医師と薬局の間で疑義照会しなくとも良い事項について個別にきちんととした契約が必要になります。

豊見：良い約束事の例としては「先発品同士で変えて良い」というものです。これは現状、薬局では勝手に出来ないことなので、約束事を知らない薬局はその薬を手に入れて調剤します。約束事を知っている薬局は、変更して後から報告する。これは加算にも何もならないし、薬剤師の調剤の幅を広げることですから問題も無く良いことだと思います。今は、値段が同じ元先発と後発があつたりしますので、先発しかおいて無いこともある。そこで後発が処方されていても変更できないので、それを変えて良いといわれると非常に良いですね。またドクターへ変な問い合わせが入る可能性もないと思います。

松尾：まずはそういった良いところから始めていくべきですね。

吉田：どう使っていくかという意図が大事だと思います。調剤の裁量を広げるためその結果疑義照会が減るのは良

いことですが、先に疑義照会を減らすということがたつとんでもないです。

豊見：法律的に難しいこともあります。マスコミの影響もあって、我々は病院に電話をすること全てを疑義照会といいますが、それは間違いです。例えば薬剤師が一包化したほうが良いと判断してドクターに承認を頂くことは疑義照会ではなく、ただの問い合わせです。厚生局の個別指導にも思うところがあります。例えば今は指導で言わないと聞きましたが、漢方薬の食後投与について、食間の承認をとっていないメーカーの漢方薬が食間で出していたことを責め立てる指導がありました。未だに疑義照会をしないと気が済まない薬剤師もいます。

吉田：添付文書に書いてあるからといってあたかも正しかのように疑義照会するのは、する方にも問題があるかもしれません。

豊見：勉強不足な疑義照会をする薬剤師がいて、それをさせる指導者が未だにいます。

松尾：PBPMは病院と薬局が摺り合わせて良いプロトコルを作らないと上手くいきません。さらに、広くどの薬局でもできるようにすると、解釈の違いにより問題が生じる危険性があることは認識しています。

豊見：病薬の方には院内のドクターに詳しい説明をお願いしたいですね。「これをやったからといって電話がなくなるわけではないですよ」と。

吉田：「あくまでも疑義照会は残りますよ」と、裁量が減るかもしれませんのがゼロにはならないので、正しい处方箋を書いて欲しいですね。

松尾：拡大解釈が増えても困るし、大きな病院の悩みの一つですよね。

吉田：薬局薬剤師は働き方で求められることは変わってきてますが、病院薬剤師はどうでしょうか？

松尾：大きく変わってきています。病棟にあがって患者さんに対して薬の適正使用を確保する仕事がメインとなっていました。一方で、調剤や製剤が不要と考える薬剤師も増えてきましたが、調製剤業務と病棟業務の両方できる人が必要となっています。

豊見：病院薬剤師の人手不足どうですか？

松尾：広島市内は充足してきましたが、呉や三次などの地域では募集しても応募が少なく特に中小病院が困っていますね。広島県内に薬学部が4つありますが、大手薬局チェーンとかドラッグストアに人がとられていますね。

豊見：人手不足は変わりませんね。しかし今後は毎年1万人が薬剤師になっているので、それだけ供給があると余ってきます。

吉田：受け皿が増えないですし、薬剤師の生涯年収も下がるでしょうか？

豊見：その点病院は多職種との比較があるから、永久就職先としての保証がありますよね。薬剤師としてfeeについてもついていなくても、トータルの病院としてのfeeのなかから払われるという考え方ですね。

松尾：病院の薬剤師のfeeは少なく、実際には薬剤師が関与する加算が色々付きますが、それだけでは薬剤師を雇えません。医療安全の確保など、数値として目に見えないところでの貢献が大きいです。

吉田：薬剤師人数は病院で決まっていますか？薬局は処方箋40枚にひとり。実際は、25枚にひとりくらいですが。

松尾：基準では患者70人に対して1名です。200床で5～6人の病院が多いと思いますが、薬剤師業務が拡大しているため、全く足りていないです。764床の広島大学病院には薬剤師が70人ほどいますが、薬剤師への期待が大きく今後88名まで増員する予定です。

豊見：大昔ですが、私が県病院に勤めていたときは9人でしたが。規模が違いますね。

吉田：病棟薬剤師にfeeがついてから一気に増えましたね。

豊見：病院で薬剤師は「一般病棟で70対1、療養病床で150対1、外来は75枚の取扱い処方箋でひとり」と決まっています。

吉田：75枚は厳しいですね。今だと薬局薬剤師は3人はいります。

豊見：特定機能病院の場合は「入院で30対1、外来調剤室は80対1」で80対1は私の時代から残っていますね。これでだいたい院外が40人にひとりとなります。薬局薬剤師のアフターフォローなど全てをやっていたらもたな

いですよ。

松尾：今後は患者さんに投薬した後のモニタリングまで求められるようになりますが、どうなるでしょうか。

豊見：アフターフォローが必要な人だけということになるでしょうね。現在も電話をかけることはあります。ずっと家にいる人なら良いですが、勤めている人はどうしたら良いのでしょうか。闇雲に電話を掛けるわけにもいかないので、あらかじめ電話をすることを言っておかないといけないです。

松尾：広島大学病院でレンバチニブ（抗がん剤）を投与している人がいますが、副作用で途中飲まなくなる人がいます。継続が難しいのでドクターと薬局で協力して2週間に1回テレフォンフォローを行うという取り組みを試験的に行ってています。今は数が少ないこともありますし、協力して頂いている薬局薬剤師のおかげで問題無くフォローできていますね。副作用が酷くなると治療が上手くいかないと伝えているので、患者さんも協力的です。

豊見：患者さんが真剣に薬物療法をされていたら、取り組みやすいでしょう。

吉田：アドヒアラנסが低い人をターゲットにすると難しいでしょうね。

豊見：抗がん剤の場合は、アドヒアラنسが低いというのはありえませんね。飲んでいるか辞めてしまうかのどちらかでしょう。

私が抗がん剤の患者さんをもっていたとき、薬剤師の知識が重要だと感じました。ドクターが「薬をやめても続けても効果が変わらないためこれ以上副作用がひどくなるよりは」ということで薬を途中で中止にしたのですが、患者さんは中止にしたことがとてもショックだったようです。途中でだめになってしまったという感覚をもたれていたので、やめても結果はほとんど変わらないということを必死に伝えて元気になって頂いたことがありました。そういった経験からも薬剤師のアフターフォローが役に立つと思います。また期限が決まっていなくて、長期で飲み続ける人のフォローも大事ですね。

吉田：副作用のちょっとした発見も見過ごすと大変なことになります。

松尾：トレーシングレポートで情報提供ができれば、もう少し変わるかもしれません。

豊見：薬局からの情報提供についてトレーシングレポートの書式を病薬さんに作成して頂きました。

もう少しブラッシュアップすればどこでも役立つものになると思います。地域では病薬と県薬という立場はなく色々と検討が進んでいることだと思いますが、県下で統一されることで薬局から色々と提供しやすくなります。

松尾：トレーシングレポートを書くときに、各薬局・病院で書式が違うと効率が悪くなります。病院薬剤師会としては出来る限り同じ書式の使用を推奨しています。今年中の運用開始を予定していますが、開始後も色々とご意見を頂きながら改良していくことが必要だと思います。一つ言おきたいことは、このトレーシングレポートは医師への問い合わせや疑義照会ではないということです。

豊見：情報共有という意味では地域包括ケアシステムのなかで多職種が情報を共有しようという動きがあります。HMネットでそういった機構自体はありますが、欲しい情報と出せる情報が職種によってばらばらで上手く使われていないのが現状です。

松尾：将来的な理想は、カルテを医療職みんなが見られるということですね。そこはまだ先の話なので、まずは紙ベースで薬剤師同士を薬薬連携という形で進めていきたいですね。

豊見：町の薬剤師としては、退院時の情報提供はあるのですが入院時にタイミングが分かりません。急に入院する場合や、入院の予定があっても薬局に言う習慣がない、また入院が分かっていても薬局に来るとは限らないので、患者さんから教えて頂くのは難しいです。そのため退院して初めて分かるという状況で、情報提供のチャンスがなかなかないのです。

私からの提案ですが、持参薬等があるときには病薬から「この方が病院に入院されましたよ、何か情報があったら教えてください」と一声頂けたらと思っています。

吉田：薬局は受け身の立場ですね。退院時には「こんな治療をしてこんな薬をもらいました」という資料はもらえるのでとても助かります。

ただどこかの病院では「ジェネリックはバラバラだから持ってこなくて良い」というところもあります。

豊見：持ってこなくて良いというのはDPCではないですよね。入院時に服用中の薬を病院に持って行くことがあります。以前「服用中の薬を院内で変更された」ということがあり、持って帰られた薬をみて次の分包の仕方

を考えました。入院時に病院薬剤師さんが大変なように、同じように町の薬局でもどきっとすることがありますよね。

吉田：お薬手帳を書いて頂くのがいちばんありがたいです。

松尾：大きい病院では病棟における薬剤師業務が整ってきましたが、病院の規模によって薬剤師の数が違うので、人が足りないところはなかなか十分にはできていません。

豊見：今はドクターが診断書をオートマチックに書けるようになっています。昔に比べると書類を作るのが楽になっていて、薬薬連携もそこまでいけば良いなと思います。

例えばレセコンのなかに在宅訪問薬剤師がドクターへ報告書を書く機能があって、トレーシングレポートに近いものになっています。それがどんどん進めば、ゼロから作成するのに比べてずいぶん良くなります。おそらく病院でも、入院時の処方箋が自動的に印刷されるような…処方箋を印刷する体でレポートとして印刷できるようなシステムがありますよね。

松尾：実際そういったシステムを作成して運用している病院もあります。現状飲んでいる薬のリストが出て、それに対するコメントをすぐに入れられます。

豊見：それができればものすごく簡単になります。今はドクターへレポートを出すときに、処方をドクターに分かるようにするのが大変です。

吉田：現在その部分が進んでいないのは何故でしょうか。

豊見：お金にならないからでしょうね。

松尾：今後そういった連携の実績があると、feeがつくようになるかもしれません。

吉田：薬局薬剤師は点数で行う業務が多かったですが、今回のトレーシングレポートのスタートは「自分たちで点数を作りましょう」という仕事なのかなと思っています。点数を取れるから出す、取れないから出さないではなく、全て出したうえで算定するということで良いと思います。

これから薬薬連携でレポートの行き来があって患者さんのお薬が減ったりするでしょうね。

豊見：減薬に関しては算定できるようになりましたが、

二種類以上減らして数週間維持できたらという内容で、手間も多くなかなか難しいようですね。

松尾：病院は入院時と退院時で減っていれば算定はとれます。

豊見：病院に入院するのは、減薬の良い機会でもありますね。

松尾：ただし退院したら元に戻ってしまうという問題があるので、病院から減薬理由を情報提供することが一般

化されると良いですね。

豊見：町のドクターは減薬はなかなか難しい状況があるので、そこで薬剤師がお手伝いできると思っています。ドクターの場合、28日分薬を出したとすると28日は状況が分かりませんよね。血圧の薬などだと減らして大丈夫か不安になるそうです。患者さんはドクターのところには1ヶ月に1回しか行かないけど、途中で薬剤師は様子を見る能够があるので、何かあったら薬を戻すことができます。町の薬剤師がポリファーマシーの部分でも役に立てると思います。

令和元年度 地域依存症対策研修事業 (依存症対策支援者スキルアップ研修)



常務理事 吉田 亜賀子

日 時：令和元年8月20日（火）13:00～16:00

場 所：広島県庁6階 講堂

広島県薬務課 應和卓治課長の挨拶で研修会が始まりました。今回研修は「薬物依存症の理解」をテーマに回復している例を2名の当事者とご家族の方からお話を伺いました。

*当事者メッセージ①

現在はボランティアとして薬物依存症の方々に関わられている方でした。最初は友人にシンナーを勧められた、断るといじめの対象になるため使用した。そこから薬物依存症へ。現在ボランティアとして薬物依存に関わることを通して「ありがとう」という言葉をもらう、その言葉で癒される。私が最も印象的だったのは、「使用中には逮捕もされたが、保釈直後に車の中で泣きながら使用した」というメッセージでした。それも『泣きながら』使用したという言葉は大変重く、再使用する依存症患者に対するイメージが変わりました。再使用する人＝懲りない人という浅はかな自分を反省させられました。

*当事者メッセージ②

薬物依存症でご子息を亡くされたご家族からのメッセージでした。合法ドラッグが当時は逮捕される対象ではなかったので経過を見ていたが、今考えると子どもの姿や行為を受け入れられず、見なかつことにしていた、進行していく姿も受け入れられなかつた。子どもの部屋に散らばつた大量の空き缶やアルミを片づけるその姿を

見た周囲から指摘されても受け入れられなかつた。しかし子どもが死んだ今は全てが受け入られている。

*当事者メッセージ③

15歳からタバコ、シンナーを始めその後薬物を使用するようになり、そしてやめたくてもやめられない、大切な人を傷つけている自分が嫌いになつていった。最初は家族と治療をすすめていくが、共依存もあり何度も薬物依存で逮捕された。保釈されても生活の中心が薬物のため使用を繰り返していた。現在は家族と離れ回復支援施設で生活をしながら治療を続けている。

研修の最後に、県立総合精神保健福祉センター職員松岡様より『薬物依存について』の講演がありました。その中で薬物依存症は慢性の疾患で、糖尿病や高血圧と同様で治癒は望めない。しかし治らないが回復は可能である。自分の快樂のみで使用するのではないことを理解して欲しい。薬物依存の人を私たちは意志が弱いと考えがちだが、誰でもなる病気であり、原因は薬物を使つただけでそれ以外はない。

今回の研修は実際に薬物依存の当事者、現在治療中の人が、子どもを薬物で亡くされたご家族から生の声を聞くという貴重な機会となりました。

第64回 中国地区学校保健研究協議大会

広島市薬剤師会 米田 芳美

日 時：令和元年8月22日（木）9:00～16:30

場 所：広島国際会議場

「生涯を通じて、心豊かにたくましく生きる力を育む健康教育の推進」を主題に、今年度は広島で開催されました。私は午後からの職域部会・班別研究協議会に参加させて頂きました。

職域部会（学校薬剤師部会）では中国5県から「認定こども園の実態について」というテーマで発表がありました。岡山県からは担当こども園との関わりについて具体例の発表でしたが、それ以外の4県はアンケート調査をもとに、学校薬剤師の配置の有無や、実施している環境衛生検査の項目、報酬などについて報告がありました。認定こども園は「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の4つの形態があり、幼保連携型こども園には学校薬剤師の設置が義務付けられています。しかし、地域差はあるものの配置割合はまだ低いということが分かりました。広島県からは竹本貴明常務理事より報告があり、幼保連携型129施設のうち1/3の施設で学校薬剤師の配置がないこと、報酬は0～10,000円のところが多く、平成30年度の出校回数の平均は3.57回とのことでした。各県の共通認識として、小中学校とは子どもの体格や教室の環境が異なること、調乳室に関して等、特化した検査項目が必要であることから、独自の業務マニュアル、判断基準、報告書の様式を作成する事の重要性が挙がっていました。

その後の班別研究協議会では「学校環境衛生活動と喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育」の議題で、4名の養護教諭から3題の発表がありました。広島県からは中央特別

支援学校の養護教諭より視覚障害を有する生徒への実践例についてでした。単一障害や重複障害で生徒の理解度が違うことから、目標設定を細分化し授業の内容も変えて行われていました。鳥取県からは小学校で取り組む薬物乱用防止教室の発表でした。青少年が危険行為に至るステップでは、無関心な状態から興味・関心を持つのは止められないが、そこから行動に至る段階でいかに止めるかが大事で、それには単に「ダメ、ぜったい」という言葉ではなく、『正確な情報』と『生きる力』が必要であると述べられました。そして、それに繋がる力を5つに分類し、その視点で行われている日々の教育活動が紹介されました。3題目は出雲市の2つの小学校の養護教諭からの発表でした。出雲市は島根県の中でも薬物乱用防止教育に力を入れておられ、小中学校9年間で系統的な指導を進めたり、教材・資料の一覧表を作成されたり、アルコールのパッチテストを取り入れたりと色々な工夫をされており、大変参考になりました。

発表後、3～4名でグループワークが行われ、環境検査や薬物乱用教室への薬剤師のかかわり方の情報交換を行いました。地域差はもちろん、同じ地域でも学校により差があり、養護教諭が遠慮して依頼を控えているところもあるようでした。

私は学校薬剤師としての経験はまだ浅いのですが、この大会への参加を通じて、担当校への関わりを今以上に深く持てるよう努め、学校薬剤師の職務をより多くの人に認識してもらいたいと改めて感じました。

令和元年度 日本薬剤師会学校薬剤師部会 学校環境衛生検査技術講習会



学校薬剤師部会理事 竹本 貴明

日 時：令和元年8月24日（土）・25日（日）

場 所：横浜薬科大学

次 第 (敬称略)

司 会 日本薬剤師会学校薬剤師部会
副部会長 清水 大

【1日目】

1. 開会の挨拶

日本薬剤師会 副会長 乾 英夫

2. 《講義1》「空気検査の変更点について」

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
健康教育調査官 小出 彰宏

3. 《講義2》「学校の全面冷房化と空気環境」

日本薬剤師会学校薬剤師部会
幹事 木全 勝彦

4. 《実習》空気検査実習

5. SGD の進め方について

日本薬剤師会学校薬剤師部会
幹事 富永 孝治

6. SGD

テーマ：「学校薬剤師活動の問題点について」

【2日目】

7. 《講義3》「学校給食の衛生管理について」

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
学校給食調査官 齊藤 るみ

8. 調理室の見学、前日のSGDのまとめ

9. 発表・全体討論

10. 総括

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
健康教育調査官 小出 彰宏
日本薬剤師会学校薬剤師部会
部会長 村松 章伊

11. 閉会の挨拶

日本薬剤師会 副会長 乾 英夫

標記研修会に平本敦大学校薬剤師部会理事とともに参加をいたしました。

【1日目】

《講義1》の内容は、平成30年度4月1日施行の「学校環境衛生基準の一部改正について」の復習と、平成31年1月17日に発出された医薬・生活衛生局長通知「室内空気中化合物質の室内濃度指針値について」でした。

《講義2》では、各種空気検査に用いる器具を使用する際の注意点の説明と、公立学校施設の空調（冷房）設備設置状況（普通・特別教室及び体育館）が示され、中でも体育館は避難所としての役割からも、空調設備の導入も視野に入れ、温熱環境の改善方策を検討することが重要ということでした。

《実習》では日本薬剤師会学校薬剤師部会が現在作成中の学校環境衛生検査票「換気及び保温等」を用いて二酸化炭素、温度、相対湿度、浮遊粉じん、気流、一酸化炭素、二酸化窒素の各項目の測定を行い、また二酸化炭素の項目については助言するにあたり何回換気を行ったら良いかの計算もしました。

《SGD（スマールグループディスカッション）》では「空気検査の問題点」と「学校薬剤師活動の問題点」について8班に分かれて討議を行いました。



【2日目】

《講義3》では、学校給食衛生管理基準について定期検査及び日常の衛生検査について点検票第1票～8票のチェックのポイントについて、食中毒発生状況、異物混

入事例、外部委託状況、風水害後に学校給食調理場を再開するときの対応方法について説明がありました。

その後、各班で学生食堂の調理室を実際に見学し、第2票 学校給食設備等の衛生管理定期検査票を用いてチェックを行いました。

最後に、1日目に行われた SGD の発表を各班が行い、私の班では「空気検査の問題点」として、検査項目によって実施率に差があることを最重要問題点とし、その対策として各県・各支部での検査器具の保有状況の実態

を調査し、一括購入により所有率を上げるとの意見が出されました。

また、「学校薬剤師活動の問題点」としては学校薬剤師個人の技能・知識・理解の差が最重要問題点として挙げられ、その対策としては学校薬剤師が相談できる体制づくりの強化、講習会の参加要請を実施、新人学校薬剤師の育成体制の構築が挙げられました。

2日間、非常に有意義な研修会でしたが、特に学校給食衛生管理・風水害からの再開については知識が乏しく、改めて勉強するよい機会になったと思います。

外国人医療対策に向けた医療関係団体連絡会議

常務理事 吉田 亜賀子

日 時：令和元年8月28日（水）19:30～

場 所：広島県医師会館3階 303会議室

広島県医師会西野繁樹常任理事の進行で会議が始まりました。

最初に豊田秀三副会長より外国人医療に係る現状についての報告がありました。

報告された内容は、

*外国人の医療と言ってもその内容は訪日、在留、医療ツーリズムと様々である。

*訪日外国人では80%が軽症で薬局の利用をしている。しかし今後は海外で販売されている OTC 医薬品と日本で販売されている OTC 医薬品の種類に違いがあることから混乱が心配される。

*帰国後に訴えられた場合はその国の判断に委ねられ、裁判に欠席した場合は敗訴となることも考えられる。

*それ以外にも治療のゴール、支払いなど問題など多岐にわたっているものでした。

また、公益社団法人東京都医師会で行われた「電話医療通訳の促進事業」の成果についての報告もありました。

協議事項として、外国人医療対策に関する要望書を三師会の連名で提出することを決め終了しました。

外国人医療対策に関する要望書は、後日三師会会長より広島県に提出されたことを報告させていただきます。

令和元年度 第2回「21世紀、県民の健康とくらしを考える会」 役員会



常務理事 松村 智子

日 時：令和元年8月29日（木）14:00～

場 所：広島県医師会館3階 303会議室

〈次 第〉

司 会 広島県医師会常任理事 小笠原 英敬

1. 開会

2. 報告・協議事項

(1) 第1回役員会について

(平成31年4月4日(木))

(2) 平成31年(令和元年)度県民フォーラム

(令和2年1月18日(土))について

・プログラム構成・タイトルについて

・医療情報提供コーナーの活用について

(各団体からの展示・配布物、健康
チェック等)

(3) その他

3. 閉会

21世紀県民の健康とくらしを考える広島県民フォーラムは、広島県の健康を考える22の構成団体が主催となって健康に関心のある県民にフォーラムを提供しています。毎年、健康に関心のある県民がたくさん参加されています。昨年度は衣笠祥雄さんの「夢をあきらめないで」というお話でした。昨年度は「健康寿命を延ばすコツ教えます」のテーマで、広島県栄養士会、広島県歯科医師会、広島県医療ソーシャルワーカー協会が講演されました。参加されたかたのアンケートを見ると食事や口腔ケアについての日常生活に参考になったとありました。中には、最近の入院期間が長くないことから、自分の生命保険の入院給付について見直しが必要だと気づいたとの回答もありました。恒例の体験コーナーでは県民の関心が高く、受付開始から講演までたくさんの方が詰めかけられています。

さて、今年度は令和2年1月18日(土)に開催されます。テーマは「ACP(人生会議)」です。広島県がん対策課緩和ケア推進監 本家好文先生のご講演、地域で取り組まれている方のお話を企画しています。詳細は近くなったらお知らせします。

薬剤師のかかりつけ機能強化に向けた全国会議



理事 秋本 伸

日 時：令和元年9月1日（日）
 場 所：TKP市ヶ谷カンファレンスセンター

開会挨拶 田尻 泰典（日本薬剤師会 副会長）

講義 1

「薬局ビジョン実現に向けた薬剤師のかかりつけ機能強化事業」説明

豊見 敦（日本薬剤師会 常務理事）

講義 2

都道府県薬剤師会事業の論文化への取り組み

亀井 美和子（日本薬剤師会 常務理事）

講義 3

「薬剤師のかかりつけ機能強化のための研修シラバス」概要説明

高松 登（日本薬剤師会 理事）

講義 4

「薬学的視点による患者対応・処方提案」

～PEACSを活用した服薬指導と薬学管理～

木村 健先生（兵庫医科大学病院 薬剤部長）

講義 5

「薬剤師のかかりつけ機能強化のための研修シラバス」を活用したスケジューリング

宮崎 長一郎（日本薬剤師会 常務理事）

総括

閉会の辞 乾 英夫（日本薬剤師会 副会長）

チームに加わることで得られる有益性の調査や薬局サービスのアウトカムはアメリカやイギリスなど各国から報告されている。国内でも報告されるようになってはいるが、さらなる薬局からの研究成果の発信が必要とされており、都道府県薬剤師会の事業も研究対象としてもらいたい。

講義 3

本研修シラバスは、「成果（アウトカム）」に結びつくため「行動実績（プロセス）」の質を高める観点からかかりつけ薬剤師・薬局の機能と、それを発揮するために必要な資質を強化するための研修のあり方について検討した。今後、患者等のニーズに応じて強化・充実すべき「高度薬学管理機能」や「健康サポート薬局機能」との関連も考慮している。構成内容は「倫理・社会資源の活用（5項目）」「医療薬学的知識と技能（16項目）」「疾病特性に基づく薬学的管理・指導の知識と技能（12項目）」の計33項目で構成し、各項目では「目標」「内容」「方略」を示した。患者のための薬局ビジョン実現のためには、薬剤師のかかりつけ機能の強化及び専門性の向上に資する知識・技能の習得、能力の維持・向上を、すべての薬局薬剤師が実践し、社会に対して成果を示すことが重要である。薬剤師の将来を見据えて、薬学的視点による疾患管理と患者へのアプローチの方略、薬局薬剤師業務の社会的認知ならびに評価につながるためのエビデンス化の手法など、すべての薬剤師に身につけていただくため、「研修シラバス」に基づいて、薬剤師のかかりつけ機能の強化のための研修を企画・実践していただきたい。

講義 4

ファーマシューティカル・ケアとは、「患者のQOLを向上させる確実な結果を目的とした責任ある薬物治療の提供」であり、実践し患者の薬学管理に結果を出すために「ファーマシューティカル・コミュニケーション」「PEACS（薬剤師が患者の薬物治療を評価・分析するためのチェックシステム）を活用した患者対応と処方提案」「薬剤師の活動の結果を残す薬歴記載」の3つのスキルが求められる。「薬物治療管理（薬剤の適正使用、治療効果の確認、副作用モニタリング等）」と「服薬のケア（服薬指導、コミュニケーション、カウンセリング等）」

講義 1

地域医療の質向上と医薬分業への理解のためには薬局・薬剤師のかかりつけ機能の強化と専門性の向上が必要である。日本薬剤師会では、共通の指標となる研修シラバスの作成や次世代薬剤師指導者研修会の開催、本事業成果の都道府県薬剤師会、地域薬剤師会での活用推進などを事業として行っている。

講義 2

薬剤師の業務には成果が伴っているはずではあるが、日頃の業務の成果が測定されておらず、また、相手がメリットを感じるほどには届いていない。薬剤師が医療

はいずれも薬剤師業務において必要であるが、一方がおろそかになることがないよう、バランスを保つことが重要である。

講義5

薬剤師には、患者本位の医薬分業の実現に向けて、患者における一元化された医薬品の服薬情報を評価し、判断し、提案する能力が求められる。日本薬剤師会では、研修シラバスの作成と指導者研修会を開催し都道府県薬剤師会での研修の実施を展開してきた。研修シラバス実

行の目的と成果は、「都道府県薬剤師会と地域薬剤師会が会員へむけて体系的に研修会を提供」「公表された研修会の開催計画を参考に、自己の研修を自律的に計画・受講」「薬剤師の医学・薬学的知識及び実践力の向上によるかかりつけ薬剤師機能強化」である。研修シラバスは、33項目としており、都道府県薬剤師会と地域薬剤師会で内容を分担し3年間をめどに開催してもらいたい。また、どの地域の薬剤師も穴のないよう参加できるように項目の分担や開催時期を検討していただきたい。

第104回薬剤師国家試験問題 (平成31年2月23日～2月24日実施)

問61 てんかん発作のうち、意識障害を伴わないのでどれか。1つ選べ。

- 1 脱力発作
- 2 単純部分発作
- 3 欠神発作
- 4 複雑部分発作
- 5 強直間代発作

正答は 123 ページ

令和元年度 広島県四師会役員連絡協議会

常務理事 宮本 一彦

日 時：令和元年9月5日（木）18：30～

場 所：ANAクラウンプラザホテル広島

次 第

1. 開会
2. 当番師会会长挨拶
3. 挨拶
4. 来賓紹介
5. 来賓挨拶
6. 出席者紹介
7. 報告・協議
 - 広島県四師会社会保険担当理事連絡協議会報告について
 - 令和2年度広島県四師会役員連絡協議会の当番師会について
 - その他
8. 懇談
9. 閉会

・医師会

次期診療報酬改定について

他職種の連携がキーワードになり、情報共有することにより点数もついてくることになると思うので連携を深めたい。

・歯科医師会

医科歯科連携について、診療情報提供共有料について医科・歯科とも知られていないので周知が必要である。

・看護協会

薬剤師と話し合いの機会を多く持ちたい。気軽に相談できる窓口があればありがたい。

・薬剤師会

緊急避妊薬のオンライン診療後の調剤について、調剤する薬剤師は研修の受講が必須となる。県レベルで開催される研修の際には、医師会の協力をねがいたい。

そして次回、令和2年度広島県四師会役員連絡協議会の当番師会が広島県看護協会に決定しました。

報告・協議は終了し、中本隆志県会議長の乾杯で懇親会が始まり、閉会となりました。今回二度目の参加となりましたが、多くの医師・歯科医師・看護師の役員の方々と話をさせて頂きました。これから四師会で協力していくために、各師会役員が顔を合わせるということは、意味があると感じました。

また、湯崎知事の挨拶に「広島県も人口減少の一途を辿っている、馬車から車社会になったように社会は驚くべきスピードでICT社会へ突入する」とおっしゃられた（HMネットのお話しさなかつたが）。多くのことを考えさせられた有意義な協議会でした。

広島県四師会役員連絡協議会が ANA クラウンプラザホテル広島において開催された。

今年度の当番師会は薬剤師会で、広島県薬剤師会常務理事の吉田亜賀子先生の司会により開会された。

当番師会の広島県薬剤師会 豊見雅文会長の挨拶に続き、広島県看護協会 川本ひとみ会長、広島県医師会 平松恵一会長、広島県歯科医師会 甲野峰基会長と挨拶をされ、その後、来賓紹介があり、来賓挨拶として湯崎英彦知事、松井一實広島市長の挨拶があり報告・協議へと移った。報告・協議についてはまず四師会社会保険担当理事連絡協議会報告が行われ、内容は以下の通りです。

健康寿命延伸研修会

広島市薬剤師会 藤井 隆史

日 時：令和元年9月7日（土）

場 所：広島県薬剤師会館

9月7日に開催された健康寿命延伸研修会に参加いたしましたので、内容を報告させていただきます。

・「薬剤師が指導できる高血圧予防対策」

中電病院 内科

副部長 加世田 俊一先生

高血圧治療ガイドライン2019の内容を踏まえて、薬剤師が日々の業務を行う上で必要な情報をご講演いただきました。

日本の高血圧患者数は4300万人にもなり、総人口の34%にあたります。このうち、適切な治療でコントロールできているのは1200万人であり、その他はコントロール不十分あるいは治療を受けずに放置しているといった状況です。健康寿命の延伸や医療費の軽減のためにも、高血圧の予防は重要な課題となっています。以下に高血圧予防に重要なポイントを示します。

(1) 減塩

高血圧予防に最も重要です。高血圧患者は1日6g未満を推奨（ガイドラインより）。健康な一般人では男性8g未満、女性7g未満が目標量（厚生労働省の基準より）。厚生労働省の調査では平成29年の食塩摂取量の平均値は男性10.8g、女性9.1gであり、塩分摂取過多であるといえます。

日本高血圧学会では減塩を促す取り組みとして、加工食品の成分表示をナトリウム量→食塩相当量に変更するよう働きかけたり、減塩食品のリストをウェブサイトに公表したりしています。

(2) 適正体重の維持

肥満により高血圧発症のリスクが高まります。BMI<20を1とした場合、BMI25~30では1.5~2.5倍の発症リスクとなります。

(3) 運動

降圧以外に、体重や体脂肪の減少、サルコペニア予防なども期待できます。持続的な有酸素運動が推奨されます。

(4) 禁煙

習慣性喫煙は高血圧発症のリスクになるという報告があります。喫煙量を減らすだけでは効果が薄いので、思い切って禁煙するのが効果的だそうです。

(5) 節酒

大量の飲酒は高血圧の発症要因となります。適量であれば心筋梗塞や脳梗塞のリスクを下げるとも言われるので、禁酒する必要はなさそうです。適量の目安は、男性ではエタノールとして20~30mL（日本酒1合、ビール中瓶1本、ワイン2杯）。女性では10~20mLです。

以上に示した内容に即して、患者さんそれぞれに適切な指導が出来るようになる必要があると感じました。

・「正しい血圧の測り方」

広島県看護協会訪問看護ステーション「ひろしま」

次長 保永 康枝先生

ご自身の経験を織り交ぜつつ、各種血圧計の使用方法や注意事項などをご講演いただきました。

日本高血圧学会推奨の血圧測定法について、測定時間は1日2回（朝夕）。朝は起床後1時間以内で食事などの前。夕は就寝の直前。素肌または薄手の下着を着た状態で、上腕式血圧計にて測定する。

今回の研修では、グループワーク形式で自動電子血圧計とアネロイド血圧計を実際に使わせていただきました。アネロイド血圧計は自分でエアの調節をしつつ、聴診器で脈拍音を聞き取らなければならないので、かなり難しかったです。

薬剤師も在宅などで患者宅を訪問する機会があります。血圧測定の方法は必須の知識なので、今回の研修で勉強できたことは非常に有意義でした。



復職支援研修会

日 時：令和元年9月7日（土）・12日（木）・10月3日（木）
 場 所：広島県薬剤師会館

報告Ⅰ（9月7日）

参加者

9月に入ったとはいえば厳しい暑さが残るこの日、復職支援研修会に参加させていただきました。この日の参加者は計3名。これまでと比べると若干少なめのようでした。

今回は、講義⑤「薬物療法～糖尿病～」を午前10時から11時半まで、講義⑥「在宅医療と薬剤師」を午前11時半から午後1時までというタイムテーブルでした。

「薬物療法～糖尿病～」では、経口薬による治療が必要なのはどんなときなのか、糖尿病の飲み薬の種類と特徴、飲み薬による治療を正しく続けるために…という3つのポイントに沿って講義が進行しました。糖尿病と診断されてもすぐに薬とはならず、まずは食事療法と運動療法をしばらく続けて様子を見て、それでも血糖コントロールが十分に改善されないときに初めて薬を飲むことになるということを教えていただきました。次に飲み薬の種類と特徴についてです。系統別にα-グルコシダーゼ阻害薬、SGLT2阻害薬、DPP-4阻害薬、速効型インスリン分泌促進薬、スルホニル尿素薬（SU薬）、ビグアナイト（BG薬）、チアゾリン薬について、各々使用目的、主な作用、インスリン分泌、副作用、注意点など具体的に商品名と共に説明がありました。そして配合剤も。「飲み薬を正しく続けるために」と題して低血糖時の対処法を学びました。最後にクイズで確認、今日のまとめとして5問出題されていて、分かりやすくまとめられていきました。

「在宅医療と薬剤師」では、主に2000年からスタートした介護保険についてです。認定方法、各種サービス、要支援1から要介護5までの介護度認定と支給限度基準額について、そして居宅サービス、施設サービスについて、在宅患者訪問薬剤管理指導料などについて詳しく説明がありました。

私は今回、糖尿病の講義において糖尿病専門ドクターの第1選択薬はビグアナイト薬（BG薬）であり、専門外のドクターの第1選択薬は、現在最も使用されているDPP-4阻害薬だということを知り、大変勉強になりました。そして介護保険の講義では、身近にもらっている者がいるため、改めて考えさせられました。介護保険制

度を一から教えていただき、理解がいっそう深まりました。

この研修会は第3回でしたが、1回につき2講あるので、次回で最終とのことです。今一度これまでいただいた資料を見直し、知識をつけて復職した際には活かしていきたいと思います。また、このような学びの場を与えていただけて幸せです。吉田亜賀子先生はじめ、関係するすべての方々に対して御礼申し上げます。

報告Ⅱ（9月12日）

参加者

4月からの復職支援研修会に毎回楽しく参加させていただいている。

出産、子育てのため、職場を離れて10年以上が経過しました。いつかは復職したいと考えながらも、離職してから長期間が経ち、日々進化する医療に知識が追いつくことができるのか、また、6年制を卒業された薬剤師の方との差を埋めることができるのかなど不安なことも多く、中々復職への一步を踏み出せない日々でした。下の子が小学校へ上がった今年、復職支援研修会の案内をいただきました。少しでも復職に向けて動いてみようと、早速申し込み込んでみました。

復職支援研修会では、これまで、これから薬剤師のあり方、保険制度、保険薬局における調剤報酬などについて教えていただきました。

ジェネリック医薬品の導入推進、かかりつけ薬局・薬剤師、分割調剤など、現場を離れている間に大きく変わっています、驚くことも多かったです。吉田先生の分かりやすい説明で、どの項目もとても良く理解できました。

そして、今回から具体的に薬物治療ということで、最初は高血圧の薬物治療についてご講義いただきました。高血圧の治療法について、生活習慣の修正が重要であり、そこで改善が見られなければ、薬物療法が導入されること、その時、薬局薬剤師として大事な事が、いかに合併症・副作用を防ぐか、また症状のコントロールをするかであることを述べられました。最近の治療薬の分類、各治療薬の特徴や副作用、投薬時の説明など分かりやすく説明くださいました。特に降圧剤について、配合剤の導入が服用錠数を減らすことで処方を単純化し、アドヒア

ラヌスを改善することに有用であることはとても興味深かったです。

どの項目も、ご自身のご経験を交えながら説明いただいたので、とても分かりやすかったです。

引き続き復職支援研修会に参加していき、教えていただいた内容・知識を、復職時には十分に発揮できるようにしたいと思っています。

報告Ⅲ（10月3日）

参加者

私は以前保険薬局に勤務しておりましたが結婚を機に退職をしました。その後出産を経て、母として現在6歳と2歳になる二人の娘の育児奮闘中です。気づけば離職をしてから7年が経とうとしています。

慌ただしい日々を送っていたある日、広島県薬剤師会から復職支援研修会の案内が届きました。当時、私はいつか復職したいという気持ちはありました。しかし、幼い娘を保育園に預ける事への抵抗や、しばらく実務から離れており年々知識も薄れしていく中、復職しても役に立てるのかという漠然とした不安がありました。そう言った不安を抱きながらも、これを機に一念発起し研修会に参加させて頂く事にしました。ありがたいことにこの研修会は託児付きであり、幼い子どもを抱える私にとってとても助かりました。次女の預け先の問題が難なく解決し、集中して説明会に望めました。

さて今回（10月3日）の講義の内容は「知っておきたい薬物療法～糖尿病～」でした。

糖尿病の治療目標は病状を進行させない事、また合併

症を併発させない事です。

そのため患者さんに病識を理解していただき、アドヒアランスの向上につなげることが大切です。糖尿病の種類として1型、2型があり、大半は2型糖尿病です。2型糖尿病は肥満によるインスリンの抵抗性や食事の過剰摂取によりインスリンの分泌過多、そして膵臓が疲弊し、インスリンの分泌機能障害の結果高血糖になる病気です。

そのため食生活に注目するとカロリーを抑える事が大事なのだと思ってしまいがちですが、実は空腹時間を確保して疲弊した膵臓を休める事が一番大事なだと吉田先生はおっしゃっていました。

2型糖尿病の病態をふまえ、糖尿病治療薬の種類別に使用目的、作用機序、インスリン分泌の変動、低血糖の有無、副作用、注意点、と細かく特徴の説明をして下さいました。

吉田先生の講義は毎回分かりやすくとても勉強になります。

講義の中で特に印象的だったのが、多くの糖尿病患者さんは低血糖という言葉は知っていても低血糖の具体的な症状についてはよく知らないという事です。具体的な低血糖の症状をお伝えすると意外と経験されている方が多いそうです。

薬剤師として副作用の説明をしたつもりでも、きちんと理解されない患者さんもいるということを念頭に置いて服薬指導をする必要があるのだと気づかされました。

講師の吉田先生をはじめ復職支援研修会を提供してくださった関係者の皆様にはこの場を借りて御礼申し上げます。

この研修会で学んだ事を職場復帰した際には活かせるように日々精進してまいります。

第525回 薬事情報センター定例研修会

広島市薬剤師会 岩本 義浩

日 時：令和元年9月14日（土）

場 所：広島県薬剤師会館

次 第

薬薬連携テーマ

広島県病院薬剤師会 医療連携支援検討委員会との
共催で開催します

15:00～15:15 情報提供 薬事情報センターだより
薬事情報センター

15:15～15:30 「がん情報サイト Assist (アシスト)
について」
第一三共エスファ株式会社

15:30～17:00 特別講演
座長：広島県薬剤師会 常務理事 竹本 貴明先生

講演1 「保険薬局と病院の情報共有を考える
～トレーシングレポートを例にして～」
広島市民病院 薬剤部 吉川 明良先生

講演2 「乳がんの薬物療法 薬剤師の視点から
～薬薬連携を見据えて 経口剤を中心
に～」
広島市民病院 薬剤部 阿部 圭輔先生

共催：広島県薬剤師会 薬事情報センター・広島県
病院薬剤師会・第一三共エスファ株式会社

保険薬局と病院の情報共有を考える

～トレーシングレポートを例にして～

広島市立広島市民病院 吉川 明良先生

薬局薬剤師は、病院薬剤師に比べ疾患名や検査値等患者に対する情報が少なく薬学的知見に基づく指導に限界があると考えられ、また病院薬剤師も入院前や退院後の服薬情報は把握出来ていないことが多い。そのため以前から薬薬連携が重要であると考え、色々な取り組みを行われていました。今回広島市民病院の薬薬連携に対するこれまでの取り組みと新しい取り組みについて話をされました。

①疑義照会窓口を薬剤部に (2010.10)

この目的は院外処方箋の発行を推進し医師の疑義紹介の負担軽減と思われるが、保険薬局側の疑義照会のハードルを下げ、処方提案の下地を作りたかったという意図がある。

②薬剤情報提供書 (2014.10)

お薬手帳は非常に重要なツールだが、一方で服薬状況や特殊な調剤、患者の理解度などお薬手帳に載らない情報を共有するシステムが、あまり活用されていない。

③患者情報開示 (2015.5)

薬薬連携申請書を薬剤部に郵送し、患者より同意書を取得した上で薬剤部へ連絡し、後日開示になる。こちらも薬薬連携申請書を提出している薬局は多いが、カルテ開示件数は少ない。

④院外処方箋への検査値印字 (2018.6.18)

新聞や投書で、個人情報の漏洩や検査値を見ても内容の変更になるわけでもない等意見があったが、検査値に関する問い合わせから処方変更になったものもあり、処方の適正化に貢献している。

⑤薬剤師の相談窓口 (PCCP)

市民病院における医師の治療方針や処方意図、最新の薬物治療など、薬局の薬剤師が薬物治療に関して疑問に思うことについて市民病院の薬剤師が回答してくれる。疑義照会と違い緊急性が低く、連絡手段も多様で行いやすい。

⑥トレーシングレポート

病院薬剤師会が統一したものを作成し、使いやすいように報告内容等チェックボックスになっている。薬局の薬剤師が送ると必ず病院から対応等が返信される。

市民病院は薬薬連携に対して継続的に色々な取り組みをされているが、薬薬連携は病院、薬局どちらかの一方通行では意味がありません。患者さんのために継続した多岐にわたる情報共有が必要になります。また新しく始まるトレーシングレポートについても、多くの薬局薬剤師が使用しアウトカムを検証するためにも、トレーシングレポートを出す勇気を持ちましょう！

乳がんの薬物療法 薬剤師の視点から

～薬薬連携を見据えて 経口剤を中心にも～

広島市立広島市民病院 阿部 圭輔先生

乳がん治療は近年新規薬剤の登場が続いている、以前と治療が変わってきています。今回阿部先生から主に経口の乳がん治療薬について講演されました。

①内分泌療法（経口剤）について

術後の内分泌治療は閉経前と閉経後で変わる。

- SERM（タモキシフェン、トレミフェン）
ホットフラッシュ→5%未満と記載があるが体感では高頻度で起こっている。当帰芍薬散、桂枝茯苓丸、加味逍遙散で対処している。
- AI（アナストロゾール・レトロゾール：non steroids、アロマシン：steroids）
ほてり→SERMより軽度、関節痛・関節のこわばり→ストレッチ、NSAIDsで対応、骨粗鬆症→骨密度を測定

② CDK 4 / 6 阻害剤について

パルボシクリブ

好中球減少→ほぼ必発、悪心、口内炎、疲労、脱毛症

アベマシクリブ：一次療法でアナストロゾールと併用可能

下痢→ミヤBM細粒、ロペラミドカプセルで対応、好中球減少、SCr上昇→これは尿細管からのクレアチニン分泌を阻害するために起こる。

乳がん治療は以前に比べて薬剤を含め治療が大きく変わっています。薬局薬剤師は抗がん剤を服用している患者のフォローアップの重要性が増してきます。PCCPやトレーシングレポートを使って情報共有を行って、これまで以上に薬薬連携をはかり患者のために充実した治療を行っていこうと思いました。

第104回薬剤師国家試験問題 (平成31年2月23日～2月24日実施)

問70 問題志向型システム(POS)による問題解決の過程として、該当しないのはどれか。1つ選べ。

- 1 患者情報の収集
- 2 情報の公開
- 3 問題の明確化
- 4 初期計画の立案
- 5 計画の実施

正答は 123 ページ

薬剤師のかかりつけ機能強化に向けた研修会

広島佐伯薬剤師会 藤原 優

日 時：令和元年9月22日（日）

場 所：広島県薬剤師会館 2階ふたばホール

この度は、広島県薬剤師会 秋本伸理事、広島県病院薬剤師会 荒川隆之理事、北海道薬科大学薬学部薬学科早川達教授に、それぞれご講演を戴きました。

秋本理事には、『薬剤師のかかりつけ機能強化のための研修シラバス概要説明と今後のスケジュールについて』というテーマで、研修シラバスの活用方法・目的・今後のスケジュールについてご講演いただきました。

薬局ビジョン（地域医療の質の向上・医薬分業への理解）の実現を目的として、各支部の研修事業に研修シラバスの項目を組み入れ、地域会員のかかりつけ機能の強化と専門性の向上を図る、というお話をしました。

今後のスケジュールは、各支部と広島県薬剤師会で3年間でいずれの地域においても研修シラバス33項目の研修会を開催できるようにしていきたいとのことでした。

また研修シラバスは日本薬剤師会ホームページよりダウンロードできるので、各個々人での自己学習の参考として活用して頂きたいとのことでした。

次に荒川理事には『服薬状況提供書（トレーシングレポート）の活用について』というテーマでご講演を戴きました。保険薬局から病院薬剤部に患者さんの服薬情報等を報告する際の定型レポートとして活用して欲しいと言ふことでした。

最後に早川教授に『薬学的視点による患者対応・処方提案が出来る薬剤師を作るには』ということでご講演いただきました。

内容としては、今後の薬剤師は、患者さんからは薬歴や聞き取る事で課題を見つけ対応することで、かかりつけ薬剤師として信頼される必要があり、医療機関からは患者さんの疾病背景と医師の処方意図を理解した上で状態を定期的にフォローできる薬剤師が求められており、

その為の基本スタンスと行動モデルを、デモとグループワーク形式での研修でした。

具体的には、デモ患者の血圧分類、血圧予後評価の為のリスク分類、治療目標、治療方針・薬物治療の適切さ、患者の病識・薬識・キャラクターなどをアセスメントし、他の参加者と話し合い、今後の基本方針・治療提案・ミニタリング・指導プランを立てるという事を行いました。

今後の薬剤師のあり方として、どのような道筋で研鑽を積んでいいか、方策として非常に示唆に富んだ研修会でした。



第53回 認定実務実習指導薬剤師養成のためのワークショップ (薬学教育者ワークショップ) 中国・四国 in 福山

安芸薬剤師会 渡辺 夏美

日 時：令和元年9月22日（日）・23日（月・祝）

場 所：福山大学

認定実務実習指導薬剤師養成のためのワークショップに参加させていただきました。

初めに、今回のワークショップの趣旨やテーマ、目標について、教育を「学習者の行動に価値ある変化をもたらすこと」と捉えるという説明がタスクフォースの方からありました。

すぐにディスカッションに入るのではなく、初めにワールドカフェが行われました。ここでは学生時代の印象に残っていることを絵に描き、皆で見せ合って話をしたり、理想の薬剤師像などを話したりしました。初めて会う人ばかりですが、少人数ということもあり、打ち解けやすく、話しやすい雰囲気になっていたと思います。

その後、学生の実務実習の内容についての学習目標の立て方や目標に到達するための学習方法、評価の仕方などを、スマートグループディスカッションと全体発表・討議を丸2日間、繰り返し行い、プロダクトを作成して

いきます。

薬局・病院・大学、と様々な立場の方が参加されていました。色々な視点からの話があり、自分では思いつかないような発想や考えがあり、とても参考になりました。ディスカッションでは皆の考えがまとまらずに、なかなか先に進めないこともあったのですが、タスクフォースの方々が助言や軌道修正をしてくださり、無事にプロダクトを作成することができました。

その中で、自分の意見がまとまらずに発言することができなかったのは、反省するところでした。また、話しやすい環境をつくることも重要であると感じました。1分間指導法のやり方も体験できたので、日々の業務にも活かしていくのではないかと思います。

この2日間を通して学んだことを、今後学生実習を受け入れるときに役立てていけるように、日々頑張っていきたいと思います。

第104回薬剤師国家試験問題 (平成31年2月23日～2月24日実施)

問88 廃棄時に麻薬取締員又は保健所職員の立会いが必要なのはどれか。1つ選べ。

- 1 有効期限切れとなった在庫麻薬
- 2 調剤済みで返却された麻薬
- 3 手術室で施用後に残った麻薬
- 4 患者が床に落下させた麻薬
- 5 入院時に持参して不用になった麻薬

正答は 123 ページ

薬事情報センター業務紹介及びモバイルファーマシー見学

日 時：令和元年9月25日（水）

場 所：広島県薬剤師会館

報告Ⅰ

安田女子大学薬学部薬学科5年 後藤 由衣香

薬事情報センター業務紹介及びモバイルファーマシー見学に参加させていただきました。薬事情報センターについては初めて知ったことばかりでした。消費者だけでなく医療者からの医薬品に関する問い合わせ先があるのはとても驚きました。医薬品について問い合わせせる場所として一番に思い浮かべるのは製造を手掛けるメーカーであったため、他の選択肢が出来たことに嬉しさを感じました。また、一つの場所で多くの医薬品の情報が集約されているのならば、医薬品同士の比較なども聞きやすく、医薬品の評価もしやすくなるのではないかと考えさせられました。

モバイルファーマシーについても学び、実際に車両を見学させていただきました。車内は木が多く使われており、あまり狭さを感じさせないような温かみのある色合いで、薬棚にはロールカーテンがついていたり、引き出しやドアにはロックがついていたりと医薬品を安全に運べるように多くの工夫がありました。また、他の医療団体が持っている医薬品の在庫状況や、災害場所で行っている一日のスケジュールの情報を共有するためにパソコンが必要であると伺い、災害が起った時の季節や、気温、湿度、災害場所、状況、規模などにより必要な物資や医薬品、改善すべき優先順位が変わり、これらを報告しあうことは、良い医療の提供に必須であると考えされました。そして、限られた医薬品しかない状況で、同じ効用の薬であっても先発と後発で名前が違うと、普段と異なる薬を渡された際に患者が戸惑ってしまうので、簡単な医薬品情報を印刷し提供するのにもパソコンが必要だと知りました。

車内で一番印象に残ったのは分包機の小ささでした。普段実習で触れている分包機は一度に最大45包まで作成できる機械を使用しているのですが、車内にあったのは21包までの物でした。災害にあわれて運動量の増加や生活環境が変わっている可能性、同じ薬があるとも限らず代替薬に代わっているかもしれない、その中で1週間などの長い日数の薬を提供して何か異変があつてはいけないため、多くても四日までの処方しか出ないということでの大きさで十分対応が出来ると伺い、災害時の医

薬品の提供は多くのことを考慮し、気を配る必要性を考えさせられました。

将来薬剤師となり災害にあったとき、被災者でもあるけど医療提供者でもあることを考え、災害場所が少し遠かった時には災害現地に行き薬を届けることも大切だけれど、いかに普段の薬剤師業務を続けて、いつも来てくださる患者さんの体調を守っていくかを考えるのも薬剤師の大切な仕事であると伺いました。今年も降雨量が多くなったことを鑑みて、もし災害が起こるようなことがあたら、自分に何が出来るのか、どんな行動をすべきかをその都度考えていくことが大切だろうと考えさせられたいい機会でした。



報告Ⅱ

安田女子大学薬学部薬学科5年 向井 瑞香

広島県薬剤師会にて薬事情報センターの業務についてお話を聞き、モバイルファーマシーの見学をさせていただきました。

まず広島県薬剤師会薬事情報センターの方から薬事情報センターの業務内容についてのお話を聞きました。薬

事情報センターの事業として定例研修会の開催、電話等による相談受付、薬事関連情報の収集、広島県薬剤師会会員の講演活動の支援などを行っていることをお話ししいただきました。相談受付では消費者からの薬に関する相談、誤飲誤食についての相談、アンチ・ドーピングに関する相談窓口などがあることがわかりました。アンチ・ドーピングに関するお問い合わせについては口頭による薬品名の聞き間違いを防ぐため、電話ではなくメールまたはFAXなど、文書での受付のみを行っているそうです。また、研修会の開催については、行政からの委託による認知症の患者さんをいち早く発見するための薬剤師認知症対応力向上研修やアンチ・ドーピング機構からの委託によるスポーツファーマリストの研修も行っていることがわかりました。

次にモバイルファーマシーの見学をさせていただきました。車内には分包機や調剤棚、水剤を調剤するためのシンク、トイレやシャワー、クリーンベンチなどがありました。実際に2016年の熊本地震や2018年の広島豪雨災害のときには薬剤師会から派遣された薬剤師の方々がモ

バイルファーマシーで被災地へ駆けつけ、災害処方箋による調剤を行ったそうです。避難所では、被災者のためのセルフメディケーション薬を提供したり、他の医療関係者の方たちとミーティングを行い、近隣の薬局・病院が機能しているかの情報収集や、避難所の被災者の方々の体調についての情報交換を行うなど、薬を調剤する以外にも多くのお仕事をされていたことがわかりました。また学校薬剤師の方々も避難所の二酸化炭素濃度を測り換気を行ったり、布団の上の食事により布団にカビが生えていないかなど衛生環境について考察、対応したりいろいろな活動をされたことがわかりました。

モバイルファーマシーという名前は聞いたことはありましたがあくまで具体的にどういったものか理解していなかったので、実際に見学することができてよかったです。

広島県薬剤師会では薬剤師だけでなく、県民や被災地の方々のために様々な活動をされていることが学べてとても良い経験になりました。ありがとうございました。

第104回薬剤師国家試験問題 (平成31年2月23日～2月24日実施)

問97 0.10 mol/Lヘキサシアノ鉄(II)酸カリウム($K_4[Fe(CN)_6]$)水溶液のイオン強度(mol/L)の値として正しいのはどれか。1つ選べ。

- 1 0.10
- 2 0.30
- 3 0.40
- 4 0.70
- 5 1.00

正答は123ページ

平成31年度 緩和ケア薬剤師研修

安佐薬剤師会 岡崎 由子

日 時：令和元年9月29日（日）・10月6日（日）

場 所：広島県薬剤師会館

平成31年度緩和ケア薬剤師研修に参加致しました。今まで関わることがなかった在宅や緩和ケアに最近携わることになりました。知識を広げる為に参加出来ればと考えていました。しかし、初日から自分の知識や認識が不足していることを感じずにはいられませんでした。

初日は、広島県健康福祉局がん対策課の本家好文先生の講義からスタート。緩和ケア導入時期の図や対象疾患に関する認識を改める事が出来ました。患者さんの気がかりに自分は気づくことが出来ているのか？本当に訴えたいのは？聞きたいことは？と考える大切さも教えて頂きました。

広島市民病院の岡部智行先生の講義では、疾患による経過の違いに気づくことが出来ました。様々なガイドラインの存在を示して頂けたので地道に頑張るしかないと決意を固める事も出来ました。オピオイド鎮痛力価換算比は知りたい部分でもあったので、早速活用したいと思います。

中谷外科医院の中谷玉樹先生の講義での在宅医療で使用する機器に、先生の奮闘される姿が浮かぶとともに、様々な職種の方との連携も頑張っていかなければと身が引き締まる想いでいた。包括的連携モデルを見ながら、どうやって連携するのか？出来ない原因は何か？を考えないといけないと感じました。

すずらん薬局の横山和也先生の講義では導入部分で保険請求に関する再確認をさせて頂きました。症例報告では患者さんに寄り添い、出来る事を模索していく姿勢はお手本とさせて頂きます。

YMCA 訪問看護ステーション・ピースの浜本千春先生の講義では力強い話の流れに引き込まれ、治療の関りだけに留まらずその方の人生においてどう関われるかを考えさせられました。

安芸地区医師会居宅介護支援事業所の鉄穴口麻里子先生の講義では、コミュニケーションの大切さと積極性を持たないといけないと感じました。薬剤師としてのお考え、居宅介護支援事業所で感じられている問題の抽出では常に最善を考えていく大切さを感じています。

2日目には広島大学の岡村仁先生の講義が午前中に行われました。座学の中で、コミュニケーションについてわかりやすく教えて頂きました。しかしながら、ロールプレイではそれらの技術を発揮することなく撃沈でした。患者さんの気持ちを想像出来ていませんでした。その方にとての気がかりを上手に知ることが出来れば、もっと寄り添う事が出来るのかなと思いました。

市立芦屋病院の岡本禎晃先生の講義では在宅を見据えた入院中の自己管理を考えられているとおっしゃっていました。

県立広島病院の笠原庸子先生の講義では痛みのアセスメントについて教えて頂きました。在宅へ移行する為の入院中の薬剤師の関りと退院前カンファレンスでの薬薬連携の重要性を改めて考えさせられました。

これで完結するのではなく、進化できるよう日々取り組んでいきたいと思っています。2日間の講義に参加させて頂き、ありがとうございました。

令和元年度 圏域地対協研修会

三次薬剤師会 増田 博也

日 時：令和元年10月6日（日）

場 所：グランラセーレ三次

令和元年度の圏域地対協研修会が広島県三次市で行われました。広島県各地域からの地域保健対策協議会の方々や地域医療構想への取り組まれている方々が下記プログラムに参加されました。

【特別講演】

「地域医療構想の推進に向けて—備北メディカルネットワークの取組—」

広島県医師会常任理事

(広島県地域医療構想アドバイザー、地域医療連携推進法人 備北メディカルネットワーク代表理事)

中西 敏夫

【シンポジウム】

地域医療構想の実現に向けた取組について

(1) 「地域医療構想の実現に向けた広島県の取組」

広島県健康福祉局 医療介護計画課長
福永 裕文

(2) 「広島医療圏北部地域の効率・公的病院連携会議の取組」

広島圏域地域医療構想調整会議 北部病院部会
(広島市立安佐市民病院院長)

平林 直樹

(3) 「呉圏域の取組」

呉圏域地域医療構想調整会議 会長
(呉市医師会長)
玉木 正治

(4) 「地域医療構想の推進に向けた福山・府中圏域の取組」

福山・府中圏域地域医療構想調整会議 会長
(府中地区医師会長)
内藤 賢一

まず中西理事より地域医療構想における全体像や現状についてお話をあり、加えて現在備北地域（三次市、庄原市）で運営されている備北メディカルネットワークの目的や現状に関しての説明が行われました。昨今、薬剤師界隈では地域フォーミュラリ関連で見かける地域医療連携推進法人であります、備北メディカルネットワークは医療従事者の確保・育成や地域包括ケアの推進などを目的としており、備北地域の地域医療構想において現在重要な役割を担っていることを説明されました。

シンポジウムでは、広島県や各圏域での地域医療構想への現状や問題点について、またどういった取り組みを行ってきたのかなどについて、各シンポジストの発表や質疑応答がありました。どの圏域でも問題になったのが、過疎地域における急性期病床の取り扱いでした。一部メディアを介して取り上げられた厚労省の「公的病院の再編リスト」に関しても、ただ数字で見るのでなく、地域(特に過疎地域)の実情を踏まえた上での検討が必要であり、広島県では地域急性期（準急性期）という評価項目・区分を作り、それを踏まえた上での検討が各圏域で進められていくとのことでした。また地域医療構想に伴う病院再編などによる地域の方々への不安へしっかりと説明責任を果たしていくことも重要であるとのことでした。

本研修を受けて、各地域の薬剤師会や各薬局、病院薬剤部も2025年の地域医療構想・地域包括ケアシステム完成に向けて、各団体や医療機関と連携や対策に関して具体性をもってしっかりと検討していく必要性を改めて認識しました。

無菌製剤処理研修

呉市薬剤師会 勝部 祐子

日 時：令和元年10月6日（日）

場 所：会営二葉の里薬局

令和元年度広島県在宅支援薬剤師専門研修会（無菌製剤処理研修）に参加致しました。

講師は広島国際大学薬学部薬学科 覚前美希先生でした。

今回参加人数6名と少人数だったので、実技がスムーズにできない時すぐにご指導いただける大変恵まれた環境下で受講することができました。

研修プログラムは、下記①～④の順に行われました。

①導入講義（無菌調剤研修室）

無菌室の設備（クリーンベンチと安全キャビネットの違い）、調整時の服装（マスク・キャップ・ガウン・手袋など）手指衛生の手順、シリンジ・針・アンプル・バイアルの説明の講義を行いました。

また、手指衛生においては手洗いチェックカーローションを用い、適切な手洗いができているか実践しました。

私は指導されたとおり手洗いを行ったつもりでしたが、ブラックライトで照らしてみると、特に爪の生え際や手首に洗い残しが目立ち、完璧に手洗いを行うことの難しさを痛感しました。

②机上実習（無菌調剤研修室）

250ml生食プラボトル、メコバラミンアンプル製剤、ビタメジンバイアル製剤、5mlシリンジ、20mlシリンジ、18G注射針、酒精綿など実際の薬剤を用いて混合の手技を学びました。

- ・無菌的に調剤を行うために、バイアルのゴムキャップ、アンプルのくびれを消毒すること。シリンジと注射針の接合部などに触れてはいけない。
- ・バイアルのゴムキャップが中に入り込まないように針は垂直に入れる。また同じ箇所に再度刺さないことを（コアリング防止）。
- ・アンプルのガラス片をシリンジに吸入しないように、アンプルカット後しばらく静置する。針で吸い取る際は肩部より行う。
- ・針刺し事故を防ぐため、さまざまな手技のコツがある。

- ・バイアルに生食を注入する際、シリンジを押し込むとバイアル内が陽圧になり、バイアルの破損や、薬剤の流出などのトラブルにつながる。注入の際はまずシリンジを引き陰圧を心がける。
- 上記のことが特に重要だと感じました。

③無菌調剤室の見学（会営二葉の里薬局内 クリーンベンチ・安全キャビネット）

会営二葉の里薬局 管理薬剤師 三浦常代先生の説明により、クリーンベンチと安全キャビネットの空気の流れの違い、物品の搬入・搬出はパスボックス（PB）を用いて出し入れすることなど学びました。

④無菌調剤操作の実技実習（3名ずつ、クリーンベンチ内で順番に）

- ・前室にて着用手順に沿って防護服を着用し、PBを用いて物品を搬入した後、クリーンベンチ内で机上で行った同じ混合業務を再度行いました。
- ・無菌的に調剤するため、
 - i クリーンベンチ内に頭が入らないようにする。
 - ii 15cm以上奥で作業を行う。
 - iii 手袋をしているので素手より作業が難しい。
 などありましたが、事前に机上実習を行ったのでスムーズにできました。
- ・調剤終了後は、再度PBを用いて物品を搬出し、前室にて脱衣手順に従い防護服を脱衣しました。

今回の実習では、無菌調剤の手順について実践的に学ぶことができ大変有意義でした。

患者様への感染リスクを無くすため、また抗がん剤の調製では自身を被曝リスクから守るために無菌調剤の手順を遵守する重要性を学びました。

今後在家への需要が増えていく中、機会があれば今回の実習を思い出し実践したいと思います。

講師の先生方、および一緒に参加された先生方どうもありがとうございました。

指 定 店 一 覧

令和元年10月1日現在

部門	指 定 店	会 員 價 格	営業日時	定 休 日	所 在 地	電 話 番 号
ゴム印・印鑑	(株)入江明正堂	現金25%引、クレジット20%引	9:30 ~19:00	日曜、祝日、(8月の土曜)	広島市中区新天地1-1	(082)244-1623
ホテル	(株)吳阪急ホテル	宿泊20%引、宴会5%引、婚礼5%引、料飲10%引外優待有	年中無休		呉市中央1-1-1	(0823)20-1111
	ANAクラウンプラザホテル広島	宿泊23%引、料飲5%引、婚礼5%引、宴会5%引	年中無休		広島市中区中町7-20	(082)241-1111
	広島東急イン	宿泊シングル1,500円引・ツイン3,000円引、婚礼10%引、レストラン5%引	年中無休		広島市中区三川町10-1	(082)244-0109
	福山ニューキャッスルホテル	宿泊17%引、レストラン5%引、宴会料理5%引、婚礼、料飲5%引	年中無休		福山市三之丸町8-16	(084)922-2121
リース会社	日立キャピタル(株)	オートローン3.6%、リフォームローン3.9%外	年中無休	年末年始、夏期休暇等当社指定定休日を除く	広島市中区国泰寺町1-8-13 あいおい損保広島TYビル6F	(082)249-8011
家具	(株)河野家具店	店頭表示価格から5~20%引	9:00 ~19:00	毎週火曜(火曜日が祝日の時は営業)	呉市中通4-10-17	(0823)22-2250
	森本木工 西部	25~60%引き 赤札より10~15%	平日 8:30 ~18:00 年中無休	8/13~15、 12/29~1/4	広島市安佐南区中須2-18-9	(082)879-0131
看板	(株)サインサービス	見積額の10%割引		毎週土・日曜日、祝日	安芸郡府中町柳ヶ丘77-37	(082)281-4331
警備	ユニオンフォレスト(株)	機械警備10,000円/月~、ホームセキュリティ4,000円/月~、保証金免除	平日 9:00 ~18:00	無休	呉市中央2-5-15	(0823)32-7171
	(株)全日警広島支店	月額警備料金10,000~15,000円(別途相談)、機器取付工事代20,000~30,000円、保証金免除	(土・日曜及び祝祭日を除く)	土・日・祝日	広島市中区幟町3-1 第3山県ビル5F	(082)222-7780
建物	(株)北川鉄工所 広島支店	特別価格	平日 8:45 ~17:30	毎週土・日曜日、祝日	広島市南区東雲本町2-13-21	(082)283-5133
時計・宝石 ・メガネ ・カメラ	(株)ナカオカ	15~20%引(企画品、相場価格商品は除く)	10:00 ~19:00	毎週水曜日、夏期年末年始	広島市中区堀川町5-10	(082)246-7788
	(株)下村時計店	現金のみ店頭表示価格から10~20%引(一部除外品あり)	9:00 ~19:00	月曜日	広島市中区本通9-33	(082)248-1331
自動車	広島トヨペット(株)	特別価格			広島市中区吉島西2-2-35	(082)541-3911
自動車買取	(株)JCM	優遇買取価格に加え、さらに「全国共通10,000円分商品券」を別途進呈。ただし、買取価格5万円未満の車両は除く。	(平日) 9:30 ~19:00 (土) 9:30 ~17:30	日曜日・祝日・年末年始	広島市中区中町8-12 広島グリーンビル4F	(査定受付) 0120-322-755 (代表) (082)534-8011
書籍	(株)紀伊国屋書店 広島店 ゆめタウン広島店	現金のみ定価の5%引			広島市中区基町6-27 広島バスセンター6F 広島市南区皆実町2-8-17 ゆめタウン広島3F	(082)225-3232 (082)250-6100
食事・食品	お好み共和国 ひろしま村	全店全商品5%引			広島市中区新天地5-23	(082)246-2131
	(株)平安堂梅坪 対象店舗(デパートを除く直営店)	5%引	対象店舗(デパートを除く直営店)年中無休 9:30 ~19:00	日・お盆・年末年始休業	広島市西区商工センター7-1-19	(082)277-8181
レジャー	國富(株)広島営業所	Cカード取得コース45,000円、商品購入:店頭価格より5%off、器材オーバーホール:通常価格より5%off	8:30 ~20:00	なし	広島市中区江波沖町4-6	(082)293-4125
建築	大和ハウス工業(株) 広島支社	工業化住宅商品…本体価格3%割引、分譲住宅…建物価格3%割引	9:00 ~18:00	毎週火・水曜日	広島市西区草津新町2-21-69-11号	(082)208-5525

部 門	指 定 店	会 員 価 格	営業日時	定 休 日	所 在 地	電 話 番 号
進物	株進物の大信	5~20%割引(但し弊社特約ホテル式場にての結婚記念品の場合を除く)(個別配送料 広島県内無料(2,000以上)の商品)	6~9月 10:00~18:30 10~5月 9:30~18:00 年中無休・24時間営業	毎週火曜	広島市中区堀川町4-14	(082)245-0106
	(有)中山南天堂	5~25%(但し一部ブランド品 食品を除く)	年中無休・24時間営業		広島市中区猫屋町8-17	(082)231-9495
総合葬祭	セルモ玉泉院 長束会館	祭壇金額定価2割引、 葬具(柩外)1割引	年中無休		広島市安佐南区長束2-4-9	(082)239-0948
	株玉屋	葬儀・花輪20%引、 生花5%引	年中無休		広島市南区段原南1-20-11	(082)261-4949
百貨店・婦人服・	ひつじやサロン	店頭表示価格より10%引(一部除外品有)	平日 9:00~17:30	不定休	広島市中区本通9-26	(082)248-0516
複写機・ファックス	ミノルタ販売株	特別会員価格	年中無休		広島市中区小町3-25 (ショールーム)	(082)248-4361
仏壇・仏具	株三村松本社	仏壇平常店頭価格より30~40%引、仏具平常店頭価格より10~20%引(但し、修理費・工事費等店頭販売品以外は除外する。)			広島市中区堀川町2-16	(082)243-5321
墓石	大日堂(株)	特別価格	10:00~17:00	水曜日	広島市東区温品5-10-48	0120-04-1234
旅行	ひろでん中国新聞 旅行(株)	募集型企画旅行(パッケージ旅行)本人のみ3%割引	平日 10:00~18:30 土・日・祝 11:00~18:00	年末年始 休業	広島市中区基町11-10	(082)512-1000
	(株)日本旅行 広島八丁堀支店 (県内各支店)	赤い風船3%引、マッハ5%引、 ベスト3%引			広島市中区堀川町5-1 大内ビル1F	(082)247-1050
装飾	青山装飾(株)	特別価格	8:30~17:30	日・祝日、第2・4土曜日	広島市西区商工センター 5-11-1	(082)278-2323
介護用品	坂本製作所(株) 介護事業部 福山営業所	車いす(アルミ製55%・スチール 製60%)、歩行補助ステッキ40% 引き	9:30~18:00	日曜・祝日休業	福山市卸町11-1	(084)920-3950
家電	株エディオン法人 営業部中四国支店	エディオン店頭価格より家電製品10%引、パソコン関連5%引	9:30~18:30	土・日・祝日	広島市安佐北区落合南3-2-12 エディオン高陽店2F	(082)834-8061
保険	メットライフ生命 広島第一エイジェンシーオフィス	無料保険診断サービス実施中 国家資格を持ったファイナンシャル・ブランディング技能士が対応	9:00~18:00 (平日)	土・日・祝日	広島市中区紙屋町1-2-22 広島トランヴェールビルディング7F	(082)247-3473 担当:小原(オハラ) 丸本(マルモト)
引越	(株)サカイ引越センター	通常価格より15%割引	年中無休(但し 1/1~1/3は休み)		広島市西区福島町2丁目36-1	0120-06-0747
会員制福利厚生サービス(中小企業向け)	株福利厚生俱楽部 中国(中国電力グループ会社)	入会金(一法人)31,500円→無料、 月会費1,050円/人 サービス内容(一例)全10,000アイテムが会員特別料金◆宿泊施設:約4,000ヶ所 2,000円~、◆公共の宿:1泊2,500円/人補助◆パックツア:10%OFF、◆フィットネス:1回500円~、◆映画:1,300円等	9:00~18:00 (平日)		広島市中区国泰寺町1-3-22 E R E 国泰寺ビル6階	(082)543-5855
設備	株式会社クラタ コーポレーション	特別価格	サービスにつ いては24時間 365日受付対応	土日祭休	広島市中区橋本町7-27	(082)511-1110 (代) 担当:桑田昭正

広島県薬剤師会会員証(会員カード)について

- 新規受付は平成21年8月末をもって終了しました。
- 継続の方は引き続きご利用いただけます。
- ご利用の際は、広島県薬剤師会会員証をご提示ください。



広島県立美術館「団体割引会員」について

本会では会員の皆様に割安な団体料金で広島県立美術館の展覧会を観賞していただける「団体割引会員」に登録しました。

会員の皆様には同伴のご家族、ご友人も含めお得な団体料金で展覧会をご覧いただけます。
是非ご利用ください。

【割引の対象となる展覧会】

印象派への旅 海運王の夢 バレル・コレクション

会 期：2019年11月2日（土）～
2020年1月26日（日）
休 館 日：年末年始（12月25日（水）～1月1日（水））
※月曜開館
開館時間：9：00～17：00
※金曜日は19：00まで
※入場は閉館の30分前まで
※11月2日（土）は10：00開場
入 場 料：一般 1,400円 → 1,200円
高・大学生 1,000円 → 800円
小・中学生 600円 → 400円
会 場：3階企画展示室



©CSG CIC Glasgow Museums Collection

**The Burrell Collection:
A voyage to
Impressionism.
Vision of a great
shipowner-collector**

※今後割引対象となる展覧会については改めてご連絡いたします。

〈問合わせ先〉

広島県立美術館

〒730-0014 広島市中区上幟町2-22

TEL：(082) 221-6246

FAX：(082) 223-1444

ホームページ <http://www.hpam.jp/>

☆美術館受付にて、登録番号と団体名を
お伝えください。

広島県立美術館 団体割引会員登録

団体番号：110068

団体名：社団法人 広島県薬剤師会

◆ 県薬だより ◆



県薬より 各地域・職域薬剤師会への発簡

- 8月9日 応需薬局リスト「ファックスをご利用ください」の確認及び必要部数について（依頼）
- 8月20日 医療事故情報収集等事業「医療安全情報No.153」の提供について（通知）
- 8月23日 第52回日本薬剤師会学術大会（於山口）への参加助成について（通知）
- 8月26日 令和元年度「薬と健康の週間」における全国統一事業に関する説明会の開催について（通知）
- 8月27日 「薬と健康の週間」等において独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う活動について（お知らせ）
- 8月30日 広島県薬剤師会認定基準薬局について（依頼）

- 8月30日 薬剤師会認定基準薬局の令和元年度第2次認定について（依頼）
- 9月11日 健康教室イベント情報 Web ページのご案内について
- 9月20日 医療事故情報収集等事業「医療安全情報No.154」の提供について（通知）
- 9月20日 公正取引協議会案内の送付について
- 9月20日 公正取引協議会案内の送付について
- 9月24日 応需薬局リスト「ファックスをご利用ください」の送付について
- 9月30日 消費税率変更に伴う価格変更のお知らせについて
- 10月4日 令和元年度「薬と健康の週間」における来局者満足度アンケートの実施について（依頼）
- 10月7日 医療事故情報収集等事業 第58回報告書の公表について（通知）

◆ 7月10日定例常務理事会議事要旨

日 時：令和元年7月10日（水）午後7時10分～午後8時30分
 場 所：広島県薬剤師会館 2階在宅医療研修室
 出席者：豊見会長、野村・谷川・松尾各副会長、村上専務理事、有村・小林・竹本・豊見・中川・平本・松村・宮本・柚木・吉田各常務理事
 欠席者：青野副会長、二川常務理事
 議事要旨作製責任者：吉田亜賀子

【会長挨拶】

変な天気で、暑くなったり、そうでなくなったりしています。今ちょうど、学薬ではプールの検査が真っ盛りだと思います。地域によって検査方法に違いはありますが、できるだけ早く検査結果を得て、学校薬剤師として的確な指導・助言をしていただきたいと思っています。常務理事の先生方も、地域でのこの点の伝達をよろしくお願ひいたします。

1. 審議事項

- (1) 保険薬局における調剤報酬請求に係る不適切行為の再発防止について（資料1）（豊見会長）
 報告締切：令和元年11月末日
 7月の情報センターの定例研修会の中で注意喚起を行うこととした。
- (2) 令和元年度広島県四師会役員連絡協議会への出席者、協議事項、司会者について（回覧）
 日 時：9月5日（木）18:30～（野村副会長）

場 所：ANA クラウンプラザホテル広島 アカシア
 出席者については、本常務理事会で回覧形式により確認した。

協議事項については、特に提案はしないこととした。
 司会者については、吉田常務理事が担当し、開会の挨拶を野村副会長、閉会の挨拶を村上専務理事が行うこととした。

- (3) 規程検討 WG について（谷川副会長）
 各副会長、専務理事、中嶋都義先生（呉）、長谷川弁護士（顧問として）による WG を設置し、規程を見直す検討を行うこととした。
- (4) ストップ・ドーピングシールの作製について（資料2）（竹本常務理事）
 2,000枚作製することとした。
- (5) 広島県アルコール健康障害対策連絡協議会委員の任期満了に伴う委員就任について（資料3）（野村副会長）
 （現在）竹本貴明 常務理事
 竹本常務理事が就任することとした。
- (6) 平成30年7月豪雨、台風21号、北海道胆振東部地震に係る義援金の送付について（資料4）（豊見会長）
 第1回受取金額 5,100,000円（平成31年1月7日 被災会員送金済）
 第2回受取金額 543,002円
 第2回目の義援金については、第1回目の配分で災害見舞金の少なかった25軒の薬局に、均等支給することとした。
- (7) 第36回広島県薬事衛生大会の共催及び実行委員の推

- 薦について（資料5）（野村副会長）
 共 催：毎年共催済み
 推薦人数：4名
 （昨年度：野村祐仁副会長、青野副会長、谷川副会長、中川常務理事を推薦）
 共催することとし、実行委員は昨年度と同様。開催日は令和元年11月28日（木）に決定した。特別講演の講師については、松尾副会長が打診中。
- （8）ひろしま健康づくり県民運動推進会議担当者・実行組織連携会議への出席について（資料6）（野村副会長）
 日 時：7月31日（水）15:00～16:00
 場 所：広島県健康福祉センター（広島市南区皆実町1-6-29）
 内 容：事業の進捗状況及び事業の連携についての情報交換等
 （昨年度：ひろしま健康づくり県民運動推進会議担当者会議欠席）
 谷川副会長が出席することとした。
- （9）第36回北方領土返還要求広島県民大会及び街頭啓発への参加について（資料7）（野村副会長）
 日 時：8月1日（木）13:30～15:50
 場 所：広島県民文化センター
 要請人数：2名以上
 （昨年度：横山事務局長参加）
 横山事務局長が出席することとした。
- （10）第45回広島県国保診療施設地域医療学会への参加について（資料8）（野村副会長）
 日 時：8月31日（土）8:50～17:00
 場 所：広島市文化交流会館（広島市中区加古町33）
 締 切：7月19日（金）
 （豊見会長出席回答済：今回初めて参加者募集）
 参加希望者は、期日までに県薬事務局に連絡することとした。
- （11）広島県医療事故調査等支援団体協議会の開催について（資料9）（野村副会長）
 日 時：10月4日（金）19:30～
 場 所：広島県医師会館
 （昨年度：松尾副会長出席）
 松尾副会長が出席することとした。
- （12）第69回全国学校薬剤師大会への参加について（資料10）（野村副会長）
 日 時：11月21日（木）17:00～
 場 所：ホテルブリランテ武蔵野（さいたま市中央区新都心2-2）
 締 切：8月30日（金）
 豊見会長、平本常務理事が参加することとした。
- （13）全国担当者会議等について（予告）（資料11）（野村副会長）
 ●健康サポート薬局研修担当者全国会議
 日 時：9月20日（金）午後
 場 所：都内会議室を予定
 青野副会長、平本常務理事が出席することとした。
- （14）モバイルファーマシーの派遣について（資料12）（横山事務局長）
 期 間：10月13日（日）・14日（月・祝）
 場 所：第52回日本薬剤師会学術大会（於 山口）会場
 鳥取県が派遣しない場合は、広島県が3名程度、派

- 遣することとした。
- （15）後援、助成及び協力依頼等について（野村副会長）
 ア. 健康サポートフェア2019の後援依頼について（資料13）
 期 間：9月28日（土）・29日（日）
 場 所：広島グリーンアリーナ 大アリーナ（毎年断る）
 辞退することとした。
- イ. 広島国際大学薬学部卒後教育研修会共催依頼について（資料14）
 日 時：11月14日（木）17:00～
 場 所：広島国際大学吳キャンパス3号館
 主 催：広島国際大学薬学部（前回・承諾）
 ※広島県薬剤師研修協議会への共催名義及び研修会助成について（資料15）
 （前回・承諾、助成金10万円）
 共催し、10万円を助成することとした。
- ウ. 令和元年度老人保健福祉月間の主唱について（資料16）
 （毎年・承諾）
 協力することとした。

2. 報告事項

（1）6月10日定例常務理事会議事要旨（別紙1）

（2）諸通知

ア. 来・発簡報告（別紙2）

イ. 会務報告（〃3）

ウ. 会員異動報告（〃4）

（3）委員会等報告

（豊見会長）

6/21 日本薬剤師会第2回都道府県会長協議会
 [日本薬剤師会]

6/26 広島県立広島商業高等学校「薬物乱用防止教室」[広島県立広島商業高等学校]

6/26 広島佐伯薬剤師会総会 [アジアンフレンチ La Chic ラシック]

6/27 広島原爆障害対策協議会 評議員会 [広島原対協（中区千田町3-8-6）]

6/27 広島県介護支援専門員協会 落久保会長就任挨拶 [広島県薬剤師会]

6/27 福山市薬剤師会総会 [まなびの館ローズコム]

6/29 広島市学校薬剤師会総会 [広島県薬剤師会館]

6/30 吳市薬剤師会定時総会 [呉阪急ホテル]

7/3 三次薬剤師会総会 [三次グランドホテル]

7/4 尾道薬剤師会総会 [尾道市総合福祉センター]

7/5 令和元年度学校保健及び学校安全文部科学大臣表彰選考専門委員会 [広島県庁]

7/6 2019年度学校薬剤師中国ブロック連絡会議 [広島県薬剤師会館]

（野村副会長）

6/22 安佐薬剤師会総会 [安佐南区総合福祉センター]

（松尾副会長）

6/22・23 日本薬剤師会令和元年度病院診療所薬剤師研修会 [広島国際会議場]

400名弱の参加があり、そのうち、20～30名は薬局

薬剤師であった。

日薬理事の崔先生が挨拶されたと報告された。

6/25 広島県医師会第1回糖尿病対策推進会議
[広島県医師会館]

啓発イベントとして、シャレオの中央広場での配布と広島大学の管弦楽団によるミニコンサートを行ったと報告された。

(松尾・谷川各副会長、豊見常務理事)

6/27 広島県地域対策協議会「医薬品の適正使用検討特別委員会」[広島県医師会館]
昨年からポリファーマシー対策で、お薬相談シートをツールとして作成しており、本年度はそれを試行するということで、8月あたりに地域薬剤師会に説明を行い、西区・安芸区・福山市・安芸高田市に配布する。
9~11月にかけては、実際に老人福祉施設に使用してもらい、薬局に情報提供を行うと報告された。

(谷川副会長、平本常務理事)

6/24 広島県地域包括・在宅介護支援センター協議会自立支援多職種連携推進研修 [広島市南区役所]

昼の部、夜の部の同日2回開催であった。昼の部は介護職の参加多かった。内容としては、「これから手帳」の説明であったと報告された。

(谷川副会長)

7/2 財務担当者会議 [広島県薬剤師会館]
総会で指摘があった、各部会で決算書が分けられないかという部分について検討したと報告された。

(村上専務理事)

6/29 福山市学校薬剤師会総会 [福山大学宮地茂記念館]

(竹本常務理事)

6/22・23 日本薬剤師会第93回定時総会 [ホテルイースト21東京]

松本純先生が挨拶をされ、その中で薬機法の改正というところでは、秋の臨時国会で審議がなされていくだろうということであった。

大きな部分としては、日薬の会館建設の話がでており、取得している土地の近隣土地を購入することを検討している。

広島県の質問として、豊見会長より、一般避妊薬のオンライン診療のガイドラインについて質問したと報告された。

6/27 令和元年度広島県高等学校保健会総会 [広島市安芸区民文化センター]

6/28 スポーツファーマシスト向け Live on Seminar 研修 [福山市ものづくり交流館] 参加者9名

(豊見常務理事)

6/26 令和元年度第3回 HMネット運営会議 [広島県医師会館]

医師のほうでは、HPKIをつけて送ることで、診療報酬の算定ができるという仕組みがあり、それをHMネットに取り入れるという方向性で、デモンストレーションが行われたという報告があった。

6/28 スポーツファーマシスト向け Live on Seminar 研修 [広島県薬剤師会館] 参加者19名

(豊見日薬常務理事)

6/21 第3回理事会 [日本薬剤師会]

6/21 第2回都道府県会長協議会 [日本薬剤師会]

6/22・23 第93回定時総会 [ホテルイースト21東京]

7/1 第41回日本FIP連絡会議 [長井記念館]

7/2 常務理事会 [日本薬剤師会]

7/7 栃木県薬剤師会第1回生涯学習研修会講演 [獨協医科大学]

7/9 常務理事会 [日本薬剤師会]

厚労省から、次世代指導薬剤師の募集が出ており、今回のテーマは、入退院時の病院と薬局の連携、避妊に関すること、継続的な服薬管理の3つのテーマとなっている。日薬では、各県から薬局薬剤師、病院薬剤師の1名ずつを対象に、土曜日の午後から日曜日の夕方までの研修会を行うことを検討していると報告された。

(中川常務理事)

6/25 健康寿命延伸研修会開催のための打合会 [広島県薬剤師会館]

7/24 四師会協議会健康寿命延伸検討WG、9/7の健康寿命延伸研修会のための打合せを行ったと報告された。

6/28 広島県環境審議会第34回温泉部会 [県庁]

7/1 広報委員会 [広島県薬剤師会館]

原稿の割り振りを行っているので、原稿依頼があつた際には、協力をお願いしたいと報告された。

(中川・柚木各常務理事)

7/6 AMR対策臨床セミナー in 広島 [TKP ガーデンシティ PREMIUM 広島駅前]

(平本常務理事)

7/7 認定基準薬局研修会 [広島県薬剤師会館] 参加者57名

健康サポート薬局、医療安全についての研修を行ったと報告された。

(吉田常務理事)

6/27 復職支援研修会 [広島県薬剤師会館] 参加者7名

参加者の希望が分かれたため、平日の木曜日に1回、土曜日に1回と分けて開催したと報告された。

7/9 第1回リハビリテーション専門職派遣等調整会議 [県庁本館]

(横山事務局長)

6/21 2019年度ひろしま健康づくり県民運動推進会議総会 [広島県健康福祉センター]

(指導)

6/26 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導 [広島合同庁舎] (竹本常務理事、青野副会長)

7/3 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導 [広島合同庁舎] (平本・柚木各常務理事)

7/10 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導 [広島合同庁舎] (下田代理事、青野副会長)

(その他)

6/22 無菌製剤処理研修① [広島県薬剤師会館] (井上・三宅委員外) 参加者5名

6/22 無菌製剤処理研修② [広島県薬剤師会館] (坂本・三宅委員外) 参加者6名

7/5 広島国際大学 新入生向け講義 (薬学へのいざない) [広島国際大学] (水島情報セン

- ター長)
 7/7 岩手県体育協会・岩手県薬剤師会合同 アンチ・ドーピング研修会【岩手県薬剤師会館】(岡崎修司委員)
 7/5 の研修では、時間を30分延長したが、講師の評判が良く、特に不満の声も上がらなかつたので、今後、時間を延長することを検討したいと報告された。

3. その他

- (1) 常務理事会の開催について(野村副会長)
 8月1日(木)午後7時~(議事要旨作製責任者
 【予定】有村典謙)
 8月21日(水)午後7時~
 9月4日(水)午後7時~
 9月19日(木)午後7時~
 以上のとおり開催することとした。
- (2) 地域薬剤師会等総会の開催について(野村副会長)
 広島県青年薬剤師会
 7月21日(日)於 広島県薬剤師会館
 豊見会長が出席することとした。
- (3) 第3回きっず感染症サマースクールの共催について
 (資料17)(野村副会長)
 日 時: 8月10日(土) 10:00~ 14:00~
 場 所: 広島県医師会館
 主 催: 特定非営利活動法人ひろしま感染症ネット
 ワーク

(承諾済)

- 資料のとおり、紹介された。
- (4) 山口県薬剤師会創立130周年記念大会について(資料18)(野村副会長)
 日 時: 10月12日(土) 14:20~18:00
 場 所: 下関市生涯学習プラザ、海峡メッセ下関
 資料のとおり、紹介された。
- (5) 第52回日本薬剤師会学術大会(於山口)への参加について(野村副会長)
 期 間: 10月13日(日)・14日(月・祝)
 場 所: 下関市民会館、海峡メッセ下関、下関市生涯学習プラザ等
 ※参加費の納付の確認できるもの(写し)を事務局までお願いします。
- 例年通り、参加費の納付が確認できるもの(写し)の事務局への提出について、各役員に連絡された。
- (6) 会営二葉の里薬局の収支状況及び処方箋応需状況報告について(資料19)(野村副会長)
 資料のとおり、報告された。
- (7) けんみん文化祭ひろしま'19について(資料20)(野村副会長)
 資料のとおり、紹介された。
- (8) 広島県立美術館からの案内について(資料21)(野村副会長)
 資料のとおり、紹介された。

◆ 8月1日定例常務理事会議事要旨

日 時: 令和元年8月1日(木)午後7時~午後9時
 場 所: 広島県薬剤師会館
 議事要旨作製責任者: 有村典謙
 出席者: 豊見会長、村上専務理事、野村・青野各副会長、
 有村・小林・豊見・中川・平本・二川
 宮本・柚木・吉田各常務理事
 欠席者: 谷川・松尾各副会長、竹本・松村各常務理事

1. 審議事項

- (1) 協会けんぽ及び広島県が作成するジェネリック医薬品に関する通知について(資料1)(薬務課)
 厚生労働省の委託を受けて県が実施している後発医薬品使用促進事業の一環として、医療機関(病院)と薬局に対してジェネリック医薬品に関する通知を行いうにあたり、内容について 説明された。意見があれば、連絡することとした。
- (2) 県知事と各種団体関係者等との昼食懇談会について(資料2)(平本常務理事)
 日 時: 9月27日(金) 12:00~13:00(予定)
 場 所: 未定
 懇談会の参加者、有村・竹本・平本・吉田各常務理事、串田、荒川各氏が出席することが 報告され承認した。
- (3) 「うっかりドーピング防止活動に対する薬剤師の認識および取り組みに関する実態調査」に関するアンケート調査への協力について(資料3)(野村副会長)

京都薬科大学より情報センターへの依頼である、調査対象の規模等不明な点が多いため再度確認して検討することとした。

- (4) 労災レセプト電算処理システムの利用促進に係る協力依頼について(資料4)(豊見常務理事)
 薬事情報センターの定例研修会の時間内で開催できるかどうか確認して決定することとした。
- (5) 令和元年度圏域地対協研修会について(回覧)(資料5)(野村副会長)
 日 時: 10月6日(日) 13:00~16:30
 場 所: グランラセーレ三次(三次市十日市南1-5-5)
- (6) 第52回日本薬剤師会学術大会におけるモバイルファーマシーの野外展示について(資料6)
 期 間: 10月13日(日)・14日(月・祝)(平本常務理事)
 展示場所: 海峡メッセ下関とゆめ広場の間(予定)
 確認中
 主催の山口県や、参加の熊本県などと、立ち会いの時間帯について相談することとした。
- (7) 第58回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会の一般演題座長の推薦について(資料7)(野村副会長)
 会 期: 11月9日(土)・10日(日)
 場 所: サンポートホール高松、かがわ国際会議場
 推薦数: 2名
 竹本・柚木各常務理事を推薦することを承認した。
- (8) 令和元年度抗HIV薬服薬指導研修会の講師謝礼について(村上専務理事)

- 嶋根先生の講師謝礼を5万円とすることを決定した。
- (9) 令和元年度日本薬剤師会中国ブロック会議への出席について（豊見会長）
 日 時：11月16日（土） 15:00?18:00
 場 所：広島県薬剤師会館
 懇親会：和さび光町店（広島市東区光町1-9-2）
 18:30～
 参加希望者は事務局まで連絡することとした。
- (10) 中国新聞掲載記事について（資料8）（青野副会長）
 掲載日：8月19日（月）
 8月の広告は、健康教室について掲載することとした。
 9月は薬草に親しむ会・県民公開講座、10月は薬と健康週間・薬事衛生大会を掲載予定。
- (11) 広島県感染症・疾病管理センター研修会について（資料9）（野村副会長）
 ①感染症病原体研修コース
 10月8日（火）13:00～16:20
 ②高齢者感染症研修コース
 10月16日（水）13:00～16:20
 ③院内感染研修コース
 10月25日（金）13:00～16:20
 ④ 疫学研修コース
 10月30日（水）10:30～15:15
 場 所：広島県健康福祉センター
 原稿をまとめてもらい、E-mailで申し込めるか確認の上、会誌と研修カレンダーに掲載することとした。
- (12) 令和元年度依存症対策支援者スキルアップ研修について（資料10）（野村副会長）
 研修No.1 日 時：9月12日（木）13:30～16:00
 場 所：広島県庁本館6階講堂
 研修No.2 日 時：9月20日（金）13:30～16:00
 場 所：広島県福山庁舎第3庁舎381・382会議室
 研修カレンダーに掲載することとした。
- (13) 後援、助成及び協力依頼等について（野村副会長）
 ア. 「フォーラム がんと生きる～こころとからだ私らしく」後援名義の使用申請について（資料11）（野村副会長）
 日 時：10月5日（土）13:00から15:45
 場 所：NTT クレドホール
 主 催：社会福祉法人 NHK 厚生文化事業団、株式会社 NHK エンタープライズ、読売新聞社
 後 援：NHK 広島放送局、厚生労働省、広島県、広島市ほか
 (初めて)
 後援名義使用について承認した。
- イ. 第24回広島県理学療法士学会開催にかかる後援名義使用について（資料12）（野村副会長）
 日 時：12月1日（日）9:30～17:00
 場 所：広島市南区民文化センター
 主 催：公益社団法人広島県理学療法士会
 (毎回：承認)
 後援名義使用について承認した。

2. 報告事項

- (1) 6月20日定例常務理事会議事要旨（別紙1）
 (2) 委員会等報告

(豊見会長)

- 7/11 第849回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会【支払基金広島支部】
 7/20 広島大学大学院統合生命科学研究科・大学院医系科学研究科設置記念式典・祝賀会[リーガロイヤルホテル広島]
 記念式典の前に、中学校、高校生と一部の広大関係者を集めて、本庶佑先生が講演会をされたとの報告があった。
 7/21 広島県青年薬剤師会総会 [広島県薬剤師会館]
 会長に石本 新氏が就任されたと報告があった。
 7/23 令和元年度日本薬剤師会賞等選考委員会 [日本薬剤師会]
 中国四国からは推薦無しとなった。
 7/28 山科透先生お別れ会 [広島県歯科医師会館]
 7/29 日本学校保健会主催 学校環境衛生研修会[ワーキングピア広島]（講師：竹本常務理事）
 7/30 日本調剤㈱来会 [広島県薬剤師会館]
- (豊見会長、豊見常務理事)
- 7/13・14 医療薬学フォーラム2019／第27回クリニカルファーマシーシンポジウム [広島国際会議場]
 参加者1500人以上で盛況であった。日本薬剤師会山本会長も参加された。

(青野副会長)

- 7/18 ひろしま医療情報ネットワーク (HM ネット) ワーキンググループ [広島県薬剤師会館]
 7/19 健康づくりの推進に向けた連携協力協定に係る担当者会議 [県庁・本館]
 7/24 協会けんぽ広島支部勉強会 [広島県薬剤師会館]
 7/29 令和元年度第4回 HM ネット運営会議 [広島県医師会館]
 7/30 規程検討 WG [広島県薬剤師会館]
 学校薬剤師部会の規程については協議・検討が終了し、部会理事会の決議を経て、薬剤師会の理事会の承認を得る予定で進んでいる。
 保険薬局部会については、他県の会費の徴収規程、会計処理について問い合わせをしており、資料を集めてからまた検討することが報告された。

(村上専務理事)

- 7/18 復職支援研修会 [まなびの館ローズコム]
 参加者1名
 7/24 HIV 研修会打合せ [広島県薬剤師会館]
 令和2年1月26日（日）開催することとし、テーマと講師を決定した。
 7/26 患者のための薬局ビジョン推進事業打合会 [広島県薬剤師会館]
 薬局と医療機関の開業時間をプロットすると、医療機関はほとんど昼夜休みがあり、13時から16時程度の間は薬局はほとんどあいてるが、医療機関はあいてない。ここに健康サポートなどスポットを当てるような取り組みをしてはという内容が協議がされた

と報告された。

(豊見常務理事)

- 7/31 地対協 WG [広島県薬剤師会館]
 今回は老健施設に、お薬で困っていることがあつたら薬局にファクスを送ってくださいという事業を行うことについている。取り組み前と取り組み後にとるアンケートの内容についてを中心に検討を行った。地区は、西区、安芸区、福山市、安芸高田市のサ高住、老健等にその案内を出すこととしたと報告された。
- 7/29 令和元年度第4回 HM ネット運営会議 [広島県医師会館]
 去年の200施設から、今回は600施設（医科・歯科500、薬局100）を目標としており、料金を安くしたらどうかという話が出ている。現在薬局は3,090円のところを1,500円ぐらいにできないか検討している。
 HPKIを使って情報、書類をやりとりするシステムを三菱が持つており、HMネットが契約をして、HPKIを使えるようにしようということが始まっている。医科のほうでは診療情報提供書、紹介された病院と診療所との間の紹介状のやりとりをHPKIを使うと加算が取れるというのがあり、薬局でも服薬情報提供書をHPKIを使って送れば算定できるという調剤報酬上の評価があるので、ぜひ薬局もこれでできる仕組みをつくってもらうように検討していただいている。

(豊見日薬常務理事)

- 7/16 常務理事会 [日本薬剤師会]
 7/23 第4回理事会 [日本薬剤師会]
 7/24 厚生労働省『災害レセプトのオンライン化に向けた普及促進事業（平成31年度）』第3回普及促進活動検証委員会 [博報堂]
 7/24 行政処分を受けた薬剤師に対する再教育研修講義 [厚生労働省]
 7/30 常務理事会 [日本薬剤師会]
 7/31 日本医療薬学会第2回専門薬剤師育成委員会 [日本薬学会]

(中川常務理事)

- 7/11 広島県禁煙支援ネットワーク運営委員会 [広島県環境保健協会]
 広島県看護協会の幹事で2019年度の研修会が10月12日（土）広島県医師会館にて開催されることが報告された。
- 7/24 健康寿命延伸検討 WG 第2回会議 [広島県薬剤師会館]
 民民フォーラムのテーマが「高血圧予防で健康長寿」ということに決定。チラシを印刷して、広報をお願いすることについている。講師は株式会社AGRIの黒田千晴先生で高血圧予防となる減塩食関係のお話をしてください。

(平本常務理事)

- 7/17 広島県介護支援専門員協会 令和元年度第1回研修・出版部会 [広島県健康福祉センター]

- 7/28 令和元年度日本薬剤師会学校薬剤師部会「学校薬剤師学術フォーラム」[フクラシア品川クリスタルスクエア（港南口）]
 環境衛生マニュアルの基準が新しくなった説明や、認定こども園についての検査、活動の報告を受けたと報告された。

(二川常務理事)

- 7/18 令和元年度第1回ひろしま食育・健康づくり実行委員会 [広島県庁]

(柚木常務理事)

- 7/25 ブレストケア・ピンクリボンキャンペーン in 広島実行委員会 [大手町おりづるタワー]
 来年度も5月10日の母の日に試合がマツダスタジアムであるので、ヤクザイくんも含めて参加をしてほしいということであった。チケットは、タオルを購入した方に対してチケットを無料で渡しますよという形になるので、1,700円の内野の自由席が2,000円になるが、来年度は薬剤師会で10枚程度買うことを検討していただきたいとの報告があった。

(吉田常務理事)

- 7/11 復職支援研修会 [広島県薬剤師会館] 参加者6名

- 7/26 「人を対象とする医学系研究」の倫理審査に係る研修会 [広島県薬剤師会館]
 50名程度の参加があつた。

- 7/27 復職支援研修会 [広島県薬剤師会館] 参加者6名

(横山事務局長)

- 7/11 令和元年度日本赤十字社有功章等伝達式 [ANA クラウンプラザホテル広島]

- 8/1 第36回北方領土返還要求広島県民大会 [広島県民文化センター]

(指導)

- 7/18 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導 [広島合同庁舎] (吉田常務理事、中野理事)

- 7/24 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導 [広島合同庁舎] (有村常務理事、村上専務理事)

- 7/25 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導 [広島合同庁舎] (中野・下田代各理事)

- 7/31 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導 [広島合同庁舎] (二川・竹本各常務理事)
 薬学管理指導料の返還がおきたケースがあつたことが報告された。

(豊見会長)

キシリカイン処置薬と、アズノールでの抗がん剤の口内炎の鎮痛剤としての処方が出ており、薬剤は認めるが、計量混合を認めないという指導があったが、医師の処方としては間違いないので、認めていただけるよう交渉していると報告された。

(その他)

- 7/19 広島県病院薬剤師会DI委員会 [広島県薬剤師会館] (薬事情報センター)

- 7/20 第524回薬事情報センター定例研修会 [広島県薬剤師会館] 参加者123名
- 7/21 公認スポーツファーマシスト認定プログラム基礎講習 [京都国際会館] (水島情報センター長)
- 7/27 無菌製剤処理研修③ [広島県薬剤師会館] (竹本常務理事・三宅委員外) 参加者4名
- 7/27 無菌製剤処理研修④ [広島県薬剤師会館] (竹本常務理事・三宅委員外) 参加者4名
- 7/31 ひろしま健康づくり県民運動推進会議担当者・実行組織連携会議 [広島県健康福祉センター] (谷川副会長)

3. その他

- (1) 常務理事会の開催について (野村副会長)
8月21日 (水) 午後7時～ (議事要旨作製責任者
【予定】小林啓二)
9月4日 (水) 午後7時～
9月19日 (木) 午後7時～
10月9日 (水) 午後7時～
10月24日 (木) 午後7時～
- (2) 第3回広島PhDLS研修会 (プロバイダーコース) および第2回広島PhDLS研修会 (インストラクター コース) の中止について (資料17) (豊見会長、青野副会長)
研修会は開催されるので、支部宛に開催案内を送ることとした。

- (3) 平和祈念 U-12デンタルサッカーフェスタ2019への協賛について (資料13) (野村副会長)
開催期間：8月16日 (金)～18日 (日)
場 所：広島広域公園
協 賛：1／3画 3万円
(毎年協賛・本年度承諾済)
例年通り 1／3画 3万円で承認された。
- (4) 第28回「奉納 広島東照宮子供神楽共演会」協賛依頼及び広告原稿について (資料14) (横山事務局長)
日 時：10月12日 (土) 13:00～17:30
場 所：東照宮境内
協賛金：2万円 (昨年度 広島県医師会・広島県歯科医師会各2万円)
(初めて：承諾済)
協賛について承認された。ヤクザイくんの広告を掲載することとした。
- (5) 第7回 Neurosurgery Update in Hiroshima について (資料15) (野村副会長)
日 時：9月28日 (土) 13:30～16:30
場 所：広島県医師会館
- (6) 医療事故調査制度にかかる院内事故調査委員会運営マニュアルについて (資料16) (野村副会長)
- (7) 日本緩和医療学会第2回中国・四国支部学術大会について (チラシ) (野村副会長)
会 期：8月30日 (金)～31日 (土)
会 場：広島コンベンションホール (広島市東区二葉の里3-5-4 広テレビル)

◆ 8月21日定例常務理事会議事要旨

日 時：令和元年8月21日 (水) 午後7時～午後9時05分
場 所：広島県薬剤師会館
議事要旨作製責任者：小林啓二
出席者：豊見会長、野村・谷川・松尾各副会長、村上専務理事、小林・竹本・豊見・中川・平本・二川・松村・宮本・吉田各常務理事
欠席者：青野副会長、有村・柚木各常務理事

1. 審議事項

- (1) 広報媒体を活用した行政機関等による後発医薬品使用促進の啓発について (資料1) (薬務課)
薬務課上田氏より、ヤクザイくんの画像を市町の広報紙以外 (広島県のWebサイトやFacebook、呉市の郵便物、保険者協議会の記事等) にも使用したいとの依頼があり、承認することとした。
なお、商標登録の利用範囲を確認し必要があれば商標登録を変更することとした。
- (2) 広島県薬事衛生大会について (資料2) (野村副会長)
第36回広島県薬事衛生大会
日 時：11月28日 (木) 14:00～
場 所：広島県医師会館
来年度以降は薬事衛生大会と県民公開講座を土曜日に行い、薬祖神大祭は今まで通り県薬主催で木曜日に行うこととし、実行委員会に確認することで承認した。なお、顧問県議については富永先生と相談して検討することとした。

- (3) 広島県医療費適正化計画検討委員会委員の推薦について (資料3) (野村副会長)
(現在) 青野拓郎 副会長
青野副会長を推薦することとした。
- (4) 天皇陛下御即位奉祝事業に関する協賛について (資料4) (横山事務局長)
5万円から10万円の範囲で他団体と相談して決定することで事務局に一任することを承認した。
- (5) 全国健康保険協会広島支部 (協会けんぽ) 令和元年度事業について (資料5) (横山事務局長)
●保険薬局による糖尿病重症化予防事業 (保険薬局による健康支援プログラム)
協力依頼について承認した。
- 多剤処方者への通知事業
周知依頼について承認した。
豊見常務理事より患者向けの案内について、かかりつけ薬局に反しないよう文言に注意するよう指摘があり、村上専務理事が協会けんぽとの打合せで依頼することとした。
- (6) 広島県外国人医療対策協議会構成員の推薦について (資料6) (横山事務局長)
吉田常務理事を推薦することとした。
- (7) 令和元年広島県四師会役員連絡協議会の開催について (横山事務局長)
日 付：9月5日 (木) 18:30～
場 所：ANA クラウンプラザホテル広島 アカシア
当 番：広島県薬剤師会
下記のとおり決定した。
受付：中川・松村各常務理事

- 来賓の玄関での案内：野村・谷川副会長、竹本常務理事
- 来賓控室の接遇：豊見会長
- (8) 第39回広島県薬剤師会学術大会について（資料7）
 (松尾副会長)
 日 時：10月27日（日）10:00～
 場 所：広島県薬剤師会館
 下記のとおり決定した。
 司会：中川常務理事
 開会の辞：谷川副会長
 口頭発表座長：1～3青野副会長、4～6谷川副会長、7～10野村副会長
 シンポジウム座長：村上専務理事から松尾副会長へ変更
 閉会の辞：谷川副会長
- (9) アンチ・ドーピング メールマガジン立ち上げについて（竹本常務理事）
 メールマガジン立ち上げについて承認した。
- (10) 令和元年度広島県地域医療介護総合確保事業補助金の内示について（資料8）(村上専務理事)
 内示について説明した。
2. 後援、助成及び協力依頼等について（野村副会長）
 ア. 第4回薬と健康の「やく薬フェスタ」の後援について（資料9）
 日 時：11月10日（日）10:00～15:00
 場 所：広島駅南口地下広場（広島市南区松原町9-1）
 主 催：広島市薬剤師会
 (毎年：承諾)
 後援について承認した。
3. 報告事項
- (1) 7月10日定例常務理事会議事要旨（別紙1）
 (2) 諸通知
 ア. 来・発簡報告（別紙2）
 イ. 会務報告（〃3）
 ウ. 会員異動報告（〃4）
 (3) 委員会等報告
- (豊見会長)
- 8/6 広島市原爆死没者慰靈式並びに平和祈念式
 [平和祈念公園]
 8/9 第850回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会【支払基金広島支部】
 8/21 正・副会長会【広島県薬剤師会館】
 3名の薬事功労 県知事表彰者を決定したと報告した。
- (豊見会長、平本常務理事)
- 8/2 広島県地域保健対策協議会令和元年度第1回定期例理事会【広島県医師会館】
- (野村副会長)
- 8/7 第36回広島県薬事衛生大会打合会【広島県薬剤師会館】
- (村上専務理事)
- 8/6 禁煙推進委員会【広島県薬剤師会館】
 8/18 認定実務実習指導薬剤師養成講習会【まなびの館ローズコム】
 ビデオ研修を行ったと報告した。
- (村上専務理事、中川常務理事)
- 8/5 日本薬剤師会薬局実務実習担当者全国会議
 [東京・日薬]
 (竹本常務理事)
- 8/8 令和元年度第1回アンチ・ドーピング活動推進委員会【広島県薬剤師会館】
 アスリートのためのドーピング防止シールの配布方法を検討したと報告した。また、松尾副会長より総会でのアンチ・ドーピング活動報告書を薬事情報センターの部分ではなく、県薬の公衆衛生の部分に記載するよう提案があった。
- (豊見常務理事)
- 8/21 HMネット打合せ【広島県薬剤師会館】
 STNetとドコモが来会しサービス統合に伴うアプリの切り替えに際して、今後薬局で患者に操作を説明していく必要があること等の説明を受けたことが報告した。またHMネットとの接続切り替えやアプリ切り替えについては課題もあり、わかりやすく会員に周知していく必要があることが報告した。
- (豊見日薬常務理事)
- 8/6 常務理事会【日本薬剤師会】
 8/19 第6回訪日外国人旅行者に対する医療の提供に関する検討会【TKP赤坂駅カンファレンスセンターホール13B】
 8/20 常務理事会【日本薬剤師会】
- (平本常務理事)
- 8/7 第1回自立支援多職種ネットワーク推進会議【広島市総合福祉センター】
 それぞれの職種の業務を理解することを目的として、今年度も会議を続けていくことになったと報告した。
- (中川常務理事)
- 8/20 広報委員会【広島県薬剤師会館】
- (中川・吉田各常務理事)
- 8/20 令和元年度地域依存症対策研修事業（支援者スキルアップ研修）【県庁・自治会館】
 (指導)
- 8/7 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導【広島合同庁舎】(柚木・平本各常務理事)
- 8/21 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導【広島合同庁舎】(宮本常務理事、青野副会長)
4. その他
- (1) 常務理事会の開催について（野村副会長）
 9月4日（水）午後7時～
 (議事要旨作製責任者【予定】竹本貴明)
 9月19日（木）午後7時～
 10月9日（水）午後7時～
 10月24日（木）午後7時～
 11月7日（木）午後7時～
- (2) 「21世紀、県民の健康とくらしを考える広島県民フォーラム」について（松村常務理事）
 日 時：1月18日（土）14:00～
 場 所：広島県医師会館
 本年度も薬剤師会はブースを出さないが、フォーラムの手伝いは行うと報告した。
- (3) 会営二葉の里薬局の収支状況及び処方箋応需状況報告について（資料10）（野村副会長）
- (4) 令和元年度広島県認知症疾患医療センター合同セミ

- ナーについて（資料11）（野村副会長）
 日 時：9月20日（金）19:00～20:30
 場 所：ホテルグランヴィア広島 悅久の間
- (5) 医療従事者等向け研修会（薬物依存症・ギャンブル依存症）について（資料12）
 ○薬物依存症（野村副会長）
 日 時：10月15日（火）13:30～15:00
 ○ギャンブル依存症
 日 時：11月29日（金）18:30～20:00
 場 所（両日）：医療法人せのがわ 濱野川病院
 Seno リバービレッジ（広島市安芸区中野東4-11-13）

- (6) 令和元年度県民フォーラム「高血圧予防で健康長寿」について（資料13）（中川常務理事）
 日 時：12月1日（日）13:00～15:30
 場 所：広島県薬剤師会館 ふたばホール
 主 催：県民が安心して暮らせるための四師会協議会
- (7) 認知症になんでも安心して暮らせる社会を～9月21日は世界アルツハイマーについて（リーフレット）（野村副会長）

◆ 9月4日定例常務理事会議事要旨

日 時：令和元年9月4日（水）午後7時～午後9時15分
 場 所：広島県薬剤師会館
 議事要旨作製責任者：竹本貴明
 出席者：豊見会長、村上専務理事、野村・青野・谷川・松尾各副会長、有村・小林・竹本・豊見・中川・平本・二川・松村・宮本・柚木・吉田各常務理事

【会長挨拶】

本日の資料にはありませんが、ドーピングで話題のクロミッド。筋肉増強のためのホルモン剤を使用していると、男性ホルモンの分泌を抑制してホルモンバランスが女性化していきます。その対策として、ホルモン剤の使用が終わるとクロミッドを服用し、男性ホルモンの分泌を盛んにするという効果を期待して使用するケースがあるようです。ネット等では個人輸入も可能であり、ジェネリックは安く入手できますよと個人輸入仲介業者が宣伝している薬です。個人的には、意識的に摂取した場合と、サプリに混入していた場合とでは、尿から検出されるクロミッドの成分の検出量がかなり違うのではないかと思ったりもします。日本プロ野球のドーピング検査の頻度にも問題があるようにも思います。もし、意図的にドーピングをやっていたということならば、検出量も多く出るはずですが、その辺りの情報もありませんので、正確な判断はしかねるところです。これからも、スポーツファーマシストの活用・活躍について大変期待しています。

1. 審議事項

- (1) 第39回広島県薬剤師会学術大会について（資料1）（谷川副会長）
 日 時：10月27日（日）10:00～
 場 所：広島県薬剤師会館
 参加費：2,000円
 プログラムの内容等について報告があり、承認した。
 なお、参加できる役員の役割分担を決定したいので、
 参加費の支払いと出欠報告を事務局までお願いしたいと依頼があった。
- (2) 21世紀、県民の健康とくらしを考える広島県民フォーラムのキャッチフレーズ（案）について
 日 時：1月18日（土）14:00～（資料2）（松村常務理事）
 場 所：広島県医師会館
 文言を一部修正し、承認した。
- (3) 令和元年度第1回中国・四国ブロックエイズ治療拠

点病院等連絡協議会への参加について

- 日 時：11月21日（木）14:35～16:50（資料3）
 （青野副会長）
 場 所：メルバルク広島
 谷川副会長の出席を承認した。
- (4) 第7回広島県災害時医薬品供給訓練（呉地区）について（資料4）（青野副会長）
 日 時：10月16日（水）13:00～
 ●災害対策本部（県薬務課）で訓練参加
 10月17日（木）13:30～
 ●呉市で訓練参加
 広島県薬務課、保健所衛生環境課、呉市、立会いの下、受渡し確認
 10/16（水）を竹本常務理事、10/17（木）を広島国際大学佐々木順一先生（災害対策委員）に参加依頼をすることを承認した。なお、佐々木先生への説明及び依頼は青野副会長が行うこととした。
- (5) 県病薬のトレーシングレポートについて（資料5）（竹本常務理事）
 竹本常務理事より経緯等の説明があり、レポートの文言等を修正し、承認した。
- (6) 第3回広島県医療関係者意見交換会への出席及び日程調整について（資料6）（青野副会長）
 開催日：10月24日（木）
 ●10:00～ ●14:00～
 場 所：広島県歯科医師会館
 議 題：(1) ジェネリック医薬品の普及推進について
 (2) フォーミュラリーについて
 (3) 糖尿病の重症化予防について
 (4) その他
 (第1回・第2回：青野副会長出席)
 村上専務理事の出席を承認した。
- (7) 中国新聞の広告掲載日について（資料7）（谷川副会長）
 掲載日：9月20日（金）の掲載を第一希望とすること及び内容を一部修正し、承認した。
- (8) 糖尿病重症化予防事業について（村上専務理事）
 報告事例数が少なく、事業継続の有無や事業中止も視野に入れた打合せを本日、協会けんばと行ったが、今年度も継続事業となったと報告があり、事業への参加協力が承認された。事務局担当職員については、横山事務局長に一任することになった。
- (9) 消防計画及び南海トラフ地震防災規程について（資

- 料18) (横山事務局長)
提案のとおり承認された。
- (10) 総会等の開催日の決定について (資料8) (青野副会長)
- ア. 令和2年薬事関係者新年互礼会
日 時：1月9日（木）午後4時～
場 所：広島県薬剤師会館
(前年度：1月10日（木）16:00～開催)
- イ. 地域・職域会長協議会
日 時：2月22日（土）午後3時～
場 所：広島県薬剤師会館
- ウ. 理事会
日 時：2月22日（土）地域・職域会議終了後
(16:30頃～)
場 所：広島県薬剤師会館
- エ. 第56回広島県薬剤師会臨時総会
日 時：3月20日（金）午後1時～
場 所：広島県薬剤師会館
- オ. 監査会
日 時：5月14日（木）（監事の都合を確認するこ
と。開催時間未定)
場 所：広島県薬剤師会館
- カ. 理事会
日 時：5月16日（土）午後3時～
場 所：広島県薬剤師会館
- キ. 第57回広島県薬剤師会定時総会
日 時：6月21日（日）午後1時～
場 所：広島県薬剤師会館
(第95回定時総会：6月27日（土）・28日（日）開催
予定)
- (11) 常務理事会の開催日の確認について (資料8) (青
野副会長)
1月16日（木）、1月29日（水）、2月13日（木）、
3月4日（水）、3月19日（木）、(4月の開催日は
未定) 5月13日（水）、5月28日（木）、6月11日
(木)
- (12) 後援、助成及び協力依頼等について (青野副会長)
- ア. 第37回広島院内感染対策研究会の共催について (資
料9)
日 時：10月19日（土）14:00～17:00
場 所：広島県医師会
主 催：特定非営利活動法人ひろしま感染症ネット
ワーク
(前回：承諾)
共催について承認した。
- イ. 第60回広島県公衆衛生大会～健やかな暮らしをつ
くる人々の集い～の後援及び臨席について (資料10)
日 時：11月21日（木）10:30～15:00
場 所：府中市文化センター
主 催：一般財団法人広島県環境保健協会
(毎年：後援承諾)
後援名義使用については承認したが、臨席はしない
こととなった。
- ウ. 第8回先端的がん薬物療法研究会の開催にかかる共
催名義使用と広報について (資料11)
日 時：令和2年1月12日（日）10:00～17:00
場 所：グランドプリンスホテル広島
主 催：公益財団法人広島がんセミナー
(毎年：共催承諾、会誌掲載)

共催名義使用及び広報について承認した。

2. 報告事項

(1) 8月1日定例常務理事会議事要旨 (別紙1)

(2) 委員会等報告

(豊見会長)

8/26 第131回中国地方社会保険医療協議会広島部
会 [中国四国厚生局]

8/26 広島県医療審議会 [県庁北館]

8/31 第45回広島県国保診療施設地域医療学会 [広
島市文化交流会館]

8/31 広島大学薬学部創立五〇周年記念講演会・
記念祝賀会 [ANA クラウンプラザホテル
広島]

9/1 広島県青年薬剤師会勉強会 [広島県薬剤師
会館]

(青野副会長)

8/2 広島県健康福祉局薬務課来会（災害訓練事
前説明） [広島県薬剤師会館]

(青野副会長、平本常務理事)

9/1 薬剤師のかかりつけ機能強化に向けた全国
会議 [TKP 市ヶ谷カンファレンスセンター]

(谷川副会長)

8/23 倫理審査委員会（迅速審査） [広島県薬剤師
会館]

(松尾副会長)

8/26 広島県薬剤師研修協議会 [広島県薬剤師会
館]

9/2 第39回広島県薬剤師会学術大会実行委員会
[広島県薬剤師会館]

(村上専務理事)

9/3 復職支援研修会 [まなびの館ローズコム]
参加者0名

9/4 協会けんぽ来会 [広島県薬剤師会館]

(竹本常務理事)

8/22 第64回中国地区学校保健研究協議大会 [広
島国際会議場]

8/23 広島テレビ取材（アンチ・ドーピング活動
推進について） [広島県薬剤師会館]

8/26 県庁インターネットにおける施設実習 [広
島県薬剤師会館]

(竹本・平本各常務理事)

8/24・25 令和元年度日本薬剤師会学校薬剤師部会 学
校環境衛生検査技術講習会 [横浜薬科大学]

(豊見常務理事)

8/29 令和元年度第5回 HM ネット運営会議 [広
島県医師会館]

(豊見日薬常務理事)

8/23 大阪府社会保険医療担当者特定共同指導立
会い

8/26 調剤と情報編集会議 [八重洲]

8/27 常務理事会 [日本薬剤師会]

9/1 薬剤師のかかりつけ機能強化に向けた全国
会議 [TKP 市ヶ谷カンファレンスセンター]

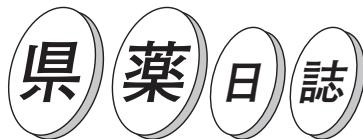
9/3 くすりの適正使用協議会 第7回 薬の基礎
知識啓発会議 [RAD-AR 会議室]

9/3 常務理事会 [日本薬剤師会]

(中川常務理事)

8/22 令和元年度第1回在宅医療の人材（訪問看

- 護師) 確保のための推進事業検討会 [広島県看護協会]
- (平本常務理事)
- 9/4 広島県介護支援専門員協会 令和元年度第2回研修・出版部会 [広島県健康福祉センター]
- (松村常務理事)
- 8/29 21世紀、県民の健康とくらしを考える会第2回役員会 [広島県医師会館]
- (吉田常務理事)
- 8/28 外国人医療対策に向けた医療関係団体連絡会議 [広島県医師会館]
- (指導)
- 8/22 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導 [広島合同庁舎] (中川・柚木各常務理事)
- 9/4 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導 [広島合同庁舎] (下田代・中野各理事)
- 3. その他**
- (1) 常務理事会の開催について (青野副会長)
- 9月19日 (木) 午後7時～
(議事要旨作製責任者【予定】豊見敦)
- 10月9日 (水) 午後7時～
10月24日 (木) 午後7時～
11月7日 (木) 午後7時～
11月20日 (水) 午後7時～
- (2) 令和元年度学校環境衛生・薬事衛生研究協議会への参加について (村上専務理事)
- 期 日：10月17日 (木)・18日 (金)
場 所：佐賀市文化会館 (佐賀市日の出1丁目21-10)
参加者：豊見会長、村上専務理事、青野副会長、有村・竹本・平本・二川・吉田各常務理事
- (3) 会館施設利用料金表の移動について (横山事務局長)
会員専用ページへ移動することとした。
- (4) 朝日新聞の広告について (資料12) (谷川副会長)
東部地区的リスト提供をすることとなった。
- (5) 広島県アルコール健康障害サポート医フォローアップ研修会について (資料13) (竹本常務理事)
日 時：10月9日 (日) 18:30～20:40 場 所：広島県医師会館
- (6) 結核予防技術者研修会の開催について (資料14) (青野副会長)
- 広島会場
日 時：10月23日 (水) 19:00～20:30
場 所：広島県医師会館
- 尾道会場
日 時：10月18日 (金) 19:00～20:30
場 所：広島県尾道庁舎5階大会議室 (尾道市古浜町26-12)
- (7) 令和元年度医療安全セミナーの開催について (資料15) (青野副会長)
日 時：10月27日 (日) 9:50～16:50
場 所：広島国際会議場 地下2階「ヒマワリ」
- (8) 令和元年度依存症対策支援者スキルアップ研修の開催について (資料16) (青野副会長)
- テーマ：依存症を持つ女性の支援
日 時：11月14日 (木) 13:30～16:30
場 所：広島県庁 本館6階講堂
- テーマ：アルコール依存症の人と家族への支援
日 時：10月30日 (水) 13:30～16:00
場 所：広島県庁 東館601会議室
- (9) 市民向けシンポジウム「がんの痛みは正しい知識で取る～医療用麻薬はどんな薬でどう使われるのか？～」の開催について (資料17) (青野副会長)
日 時：10月27日 (日) 14:00～16:40
場 所：TKP ガーデンシティ PREMIUM 田町 (東京都港区芝浦)
日 時：11月17日 (日) 14:00～16:40
場 所：TKP ガーデンシティ PREMIUM 大阪駅前 (大阪市北区曾根崎新地)
- (10) 山口県薬剤師会創立130周年記念大会について (チラシ) (青野副会長)
日 時：10月12日 (土) 14:20～18:00
場 所：下関市生涯学習プラザ、海峡メッセ下関



日付		行事内容
8月21日	水	<ul style="list-style-type: none"> ・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導 (広島合同庁舎) ・HMネット打合せ ・正・副会長会 ・常務理事会
22日	木	<ul style="list-style-type: none"> ・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導 (広島合同庁舎) ・第64回中国地区学校保健研究協議大会 (広島国際会議場) ・令和元年度第1回在宅医療の人材(訪問看護師)確保のための推進事業検討会 (広島県看護協会)
23日	金	<ul style="list-style-type: none"> ・広島テレビ取材(アンチ・ドーピング活動推進について) ・倫理審査委員会(迅速審査)
24日・25日		令和元年度日本薬剤師会学校薬剤師部会 学校環境衛生検査技術講習会 (横浜薬科大学)
26日	月	<ul style="list-style-type: none"> ・県庁インターンシップにおける施設実習 ・第131回中国地方社会保険医療協議会 広島部会(中国四国厚生局) ・広島県医療審議会(県庁北館) ・広島県薬剤師研修協議会
28日	水	外国人医療対策に向けた医療関係団体連絡会議 (広島県医師会館)
29日	木	<ul style="list-style-type: none"> ・21世紀、県民の健康とくらしを考える会第2回役員会 (広島県医師会館) ・令和元年度第5回HMネット運営会議 (広島県医師会館)
30日・31日		日本緩和医療学会第2回中国・四国支部学術大会 (広島県医師会館)
31日	土	<ul style="list-style-type: none"> ・第45回広島県国保診療施設地域医療学会 (広島市文化交流会館) ・広島大学薬学部創立50周年記念講演会・記念祝賀会 (ANAクラウンプラザホテル広島) ・令和元年度ひろしま肝疾患コーディネーター継続研修 (エソール広島)

日付	行事内容
9月1日 日	<ul style="list-style-type: none"> ・広島県青年薬剤師会勉強会 ・薬剤師のかかりつけ機能強化に向けた全国会議 (TKP市ヶ谷カンファレンスセンター)
2日 月	第39回広島県薬剤師会学術大会実行委員会
3日 火	復職支援研修会(まなびの館ローズコム)
4日 水	<ul style="list-style-type: none"> ・広島県介護支援専門員協会 令和元年度第2回研修・出版部会 (広島県健康福祉センター) ・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導 (広島合同庁舎) ・協会けんぽ広島支部来会 ・常務理事会
5日 木	<ul style="list-style-type: none"> ・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導 (広島合同庁) ・第39回広島県薬剤師会学術大会出展打合せ ・平成31年度広島県四師会社会保険担当理事連絡協議会 (ANAクラウンプラザホテル広島) ・平成31年度広島県四師会役員連絡協議会 (ANAクラウンプラザホテル広島)
6日 金	令和元年度「薬と健康の週間」における全国統一事業に関する説明会
7日 土	<ul style="list-style-type: none"> ・復職支援研修会 ・健康寿命延伸研修会 ・令和元年度ひろしま肝疾患コーディネーター継続研修 (広島県民文化センターふくやま)
8日 日	<ul style="list-style-type: none"> ・未成年者の飲酒・喫煙防止啓発キャンペーン (広島県総合グラウンド) ・広島県女性薬剤師会 総会
9日 月	<ul style="list-style-type: none"> ・第59回病院・薬局実務実習中国・四国地区調整機構会議(支部総会) (サンポート高松シンボルタワー) ・会誌11月号巻頭特集用対談 ・知事と各種団体関係者等との昼食懇談会のための打合せ (県庁本館) ・広島県医療審議会保健医療計画部会 (県庁本館)
11日 水	<ul style="list-style-type: none"> ・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導 (広島合同庁舎) ・知事と各種団体関係者等との昼食懇談会のための打合せ

日付		行事内容
12日	木	<ul style="list-style-type: none"> ・復職支援研修会 ・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導 (広島合同庁舎) ・令和元年度第6回HMネット運営会議 (広島県医師会館)
13日	金	第851回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会・懇談会 (支払基金広島支部)
14日	土	<ul style="list-style-type: none"> ・第525回薬事情報センター定例研修会 ・令和元年度ひろしま肝疾患コーディネーター養成講座 (安芸区民文化センター)
15日	日	広島大学霞管弦楽団2019 Autumn Concert (広島市南区民文化センター)
15日・16日		認定実務実習指導薬剤師養成のためのワークショップ第52回薬学教育者ワークショップ中国・四国in岡山(就実大学)
16日	月	リカバリー・パレード「回復の祭典」inヒロシマ (ハノーバー庭園~)
17日	火	<ul style="list-style-type: none"> ・薬務課来会 ・医療保険委員会(保険薬局部会)担当者会議
18日	水	次世代指導薬剤師特別委員会
19日	木	<ul style="list-style-type: none"> ・第36回広島県薬事衛生大会実行委員会 ・学校薬剤師部会理事会 ・常務理事会
20日	金	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度広島県認知症疾患医療センター合同セミナー (ホテルグランヴィア広島) ・日本薬剤師会健康サポート薬局研修担当者全国会議 (TKP新橋カンファレンスセンター) ・広島県病院薬剤師会令和元年度第3回医療連携支援検討委員会 ・地対協 災害医療体制検討特別委員会 (広島県医師会館)
21日	土	令和元年度ひろしま肝疾患コーディネーター養成講座 (安芸区民文化センター)
22日	日	薬剤師のかかりつけ機能強化に向けた研修会
22日・23日		第53回認定実務実習指導薬剤師養成のためのワークショップ(薬学教育者ワークショップ)中国・四国in福山(福山大学)

日付		行事内容
25日	水	<ul style="list-style-type: none"> ・薬事情報センター業務紹介及びモバイルファーマシー見学 ・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導 (広島合同庁舎) ・第132回中国地方社会保険医療協議会広島部会(中国四国厚生局) ・「薬草に親しむ会」運営委員会
26日	木	在宅支援薬剤師専門研修検討委員会
27日	金	<ul style="list-style-type: none"> ・県知事と各種団体関係者等との昼食懇談会(県庁) ・県知事への外国人医療対策に関する要望書の提出(健康福祉局長へ提出) (県庁) ・第1回地域包括ケア強化推進検討委員会 (広島県医師会館)
28日	土	第7回Neurosurgery Update in Hiroshima (広島県医師会館)
28日・29日		リレー・フォー・ライフ・ジャパン2019広島 (広島市立袋町小学校)
29日	日	<ul style="list-style-type: none"> ・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の集団的個別指導 (広島合同庁舎) ・2019年度緩和ケア薬剤師研修(1日目) ・オレンジリング・イベント世界アルツハイマー記念講演会 in 北広島町 (北広島町千代田開発センター)
30日	月	広島県外国人医療対策協議会(県庁)
10月1日	火	復職支援研修会(まなびの館ローズコム)
2日	水	<ul style="list-style-type: none"> ・薬事情報センター業務紹介及びモバイルファーマシー見学 ・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導 (広島合同庁舎) ・薬局後発医薬品使用促進事業WG
3日	木	<ul style="list-style-type: none"> ・復職支援研修会 ・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導 (広島合同庁舎) ・薬局運営WG
4日	金	広島県医療事故調査等支援団体協議会 (広島県医師会館)
5日	土	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度ひろしま肝疾患コーディネーター継続研修 (広島市東区民文化センター) ・N H K エンタープライズ「フォーラムがんと生きる～こころとからだ 私らしく～」(NTTクレドホール)

日付		行事内容
6日 日		<ul style="list-style-type: none"> ・2019年度緩和ケア薬剤師研修（2日目） ・無菌製剤処理研修① ・令和元年度圏域地対協研修会（16：45～18：00懇親会）（グランセーレ三次）
9日 水		<ul style="list-style-type: none"> ・第852回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会（支払基金広島支部） ・常務理事会
10日 木		<ul style="list-style-type: none"> ・LC生涯学習教養講座 定期講演会（メルパルク広島） ・公認会計士会計処理確認指導 ・医療用医薬品製造販売業公正取引協議会来会 ・退院時カンファレンス等メンター制度検討委員会
11日 金		<p>県民が安心して暮らせるための四師会協議会 医療・介護の人材育成・確保対策WG 第1回研修カリキュラム検討部会（広島県医師会館）</p>
12日 土		<ul style="list-style-type: none"> ・日本薬剤師会第3回都道府県長協議会（会長会）（山口県下関・シーモールパレス） ・広島禁煙支援ネットワーク研修会 運営委員会（広島県医師会館） ・広島禁煙支援ネットワーク研修会（広島県医師会館） ・第526回薬事情報センター定例研修会 ・第52回日本薬剤師会学術大会 ウエルカムレセプション（春帆楼下関本店）
13日 日		第52回日本薬剤師会学術大会 分科会薬剤師のアンチ・ドーピング活動（下関グランドホテル）

日付		行事内容
13日・14日		第52回日本薬剤師会学術大会（山口県下関市）
15日 火		認定基準薬局運営協議会
16日 水		<ul style="list-style-type: none"> ・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導（広島合同庁舎） ・第7回広島県災害時医薬品供給訓練（呉地区）（災害対策本部） ・タイ病院薬剤師会 薬剤師会訪問モバイルファーマシー等見学 ・健康サポート薬局委員会 ・第1回広島県アレルギー疾患医療連絡会議（広島県庁）
17日 木		<ul style="list-style-type: none"> ・第7回広島県災害時医薬品供給訓練（呉地区）（海上自衛隊呉教育隊ヘリポート・会議室） ・令和元年度第7回HMネット運営会議（広島県医師会館）
17日・18日		平成31年度学校環境衛生・薬事衛生研究協議会（佐賀市文化会館）
18日 金		広報委員会
19日 土		<ul style="list-style-type: none"> ・県民公開講座 ・第37回広島院内感染対策研究会（広島県医師会） ・「建国を祝う会」運営委員会（RCC文化センター）
20日 日		在宅支援薬剤師専門研修会I（宮地茂記念館）

行事予定（令和元年11月）

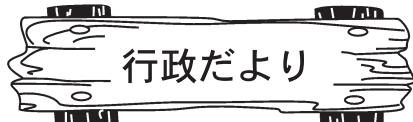
- 11月1日(金) 健康寿命延伸検討WG第3回会議
- 11月2日(土) 令和元年度老人保健福祉月間フォーラム(広島県医師会館)
- 11月5日(火) 令和元年度広島県『みんなで減災』一斉地震防災訓練
- 11月6日(水) 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導(広島合同庁舎)
- 11月7日(木) 日本薬剤師会令和元年度「成分から導き出す、適切なOTC医薬品の選択方法」研修会
(東京・日薬)
- // 常務理事会
- 11月8日(金) 令和元年度新型インフルエンザ等対策総合訓練
- // 第853回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会(支払基金広島支部)
- 11月9日(土) 薬局実務実習受入に関する中国・四国地区ブロック会議(香川県高松市)
- // 介護の日フェスタin広島講演会(広島グリーンアリーナ)
- // 第527回薬事情報センター定例研修会
- // 令和元年度ひろしま肝疾患コーディネーター養成講座(広島県民文化センターふくやま)
- // 11月10日(日) } 第58回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会(香川県高松市)
- 11月12日(月) 第2回リハビリテーション専門職等人材育成調整会議(県庁本館)
- 11月13日(水) 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導(広島合同庁舎)
- 11月14日(木) 広島国際大学薬学部卒後教育研修会(広島国際大学吳キャンパス)
- 11月16日(土) 日本薬剤師会中国ブロック会議
- // 令和元年度ひろしま肝疾患コーディネーター養成講座(広島県民文化センターふくやま)
- 11月17日(日) 薬剤師認知症対応力向上研修
- 11月20日(水) 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導(広島合同庁舎)
- // スポーツファーマシスト向け Live on Seminar研修
(広島県薬剤師会館・尾道市(しまなみ交流館))
- // 常務理事会
- 11月21日(木) 令和元年度第1回中国・四国ブロックエイズ治療拠点病院等連絡協議会(メルバルク広島)
- // 第69回全国学校薬剤師大会(ホテルブリランテ武蔵野)

行事予定（令和元年11月～12月）

11月21日(木)	} 令和元年度全国学校保健・安全研究大会(ソニックスティ)
11月22日(金)	
//	令和元年度第1回広島県後期高齢者医療広域連合運営審議会(ホテルメルパルク広島)
11月23日(土)	令和元年度広島県学校薬剤師研修会及び広島県薬剤師会薬事衛生指導員講習会(西部)
//	健康サポート薬局研修会(まなびの館ローズコム)
//	広島市ジュニアアスリート向けアンチ・ドーピング講習会(広島市内)
11月24日(日)	令和元年度広島県学校薬剤師研修会及び広島県薬剤師会薬事衛生指導員講習会(東部) (まなびの館ローズコム)
//	第72回広島医学会総会(広島県医師会館)
//	安田女子大学薬学共用試験(OSCE)直前講習会(安田女子大学)
11月26日(火)	第134回中国地方社会保険医療協議会広島部会(中国四国厚生局)
11月27日(水)	中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導(広島合同庁舎)
11月28日(木)	第36回広島県薬事衛生大会(広島県医師会館)
//	令和元年度薬祖神大祭
11月29日(金)	日本薬剤師会令和元年度都道府県薬剤師会アンチ・ドーピング活動担当者等研修会 (東京・日薬)
11月30日(土)	無菌製剤処理研修②③
//	リワークセンター大手町プログラム(リワークセンター大手町)
12月1日(日)	県民が安心して暮らせるための四師会協議会「県民フォーラム」
//	安田女子大学薬学共用試験(OSCE)本試験(安田女子大学)
//	福山大学薬学共用試験(OSCE)本試験(福山大学)
12月3日(火)	在宅支援薬剤師専門研修会打合会
12月4日(水)	中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導(広島合同庁舎)
//	常務理事会
12月5日(金)	} 日本薬剤師会令和元年度試験検査センター技術研修会(東京・日薬)

行事予定（令和元年12月～令和2年1月）

- 12月8日(日) 広島国際大学薬学共用試験(OSCE)直前SP講習会(広島国際大学吳キャンパス)
// 薬剤師認知症対応力向上研修(福山市(ものづくり交流館))
// 健康サポート薬局研修会
- 12月10日(火) 広島県公益認定等審議会立入検査
- 12月11日(水) 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導(広島合同庁舎)
// スポーツファーマシスト向け Live on Seminar研修
(広島県薬剤師会館・福山市(会場未定))
- 12月13日(金) 第854回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会(支払基金広島支部)
- 12月14日(土) 令和元年度広島県臨床研究・CRC研修会(広島YMCA国際文化センター)
// 第528回薬事情報センター定例研修会
- 12月15日(日) 広島国際大学薬学共用試験(OSCE)本試験(広島国際大学)
- 12月18日(水) 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導(広島合同庁舎)
- 12月19日(木) 令和元年度広島県エイズ対策推進会議(広島県感染症・疾病管理センター)
// 常務理事会
- 12月24日(火) 第135回中国地方社会保険医療協議会広島部会(中国四国厚生局)
- 1月9日(木) 令和2年薬事関係者新年互礼会
- 1月10日(金) 第855回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会(支払基金広島支部)
- 1月11日(土) 第529回薬事情報センター定例研修会
- 1月12日(日) 広島がんセミナー第8回先端的がん薬物療法研究会(グランドプリンスホテル広島)



令和元年9月27日

公益社団法人広島県薬剤師会会長 殿

広島県健康福祉局長
 〒730-8511 広島市中区基町10-52
 薬務課

麻薬取扱者年間届及び麻薬取扱者免許（継続）申請 に係る広報について（依頼）

薬務行政の推進については、日頃から御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、これらの事務の手続については、各対象者に対して別途連絡をしていますが、貴会からも、別紙を広報誌に掲載するなど会員に周知してくださるようお願いします。

担当 麻薬グループ
 電話 082-513-3221（ダイヤルイン）
 （担当者 佐々木）

別紙

麻薬取扱者年間届出書及び麻薬取扱者免許申請について

1 麻薬取扱者年間届出書について

麻薬小売業者及び麻薬管理者は、麻薬及び向精神薬取締法第47条及び第48条の規定により、前年の10月1日から当年の9月30日まで1年間の麻薬取扱状況を県知事に届け出なければなりません。令和元年度の届出については、次のとおり行ってください。

ただし、広島市内の麻薬小売業者については、平成29年4月1日から権限移譲しているため、免許権者である広島市に御確認ください。

○提出期限 令和元年11月29日（金）

○提出先

麻薬業務所の所在地	提出先
広島市	広島市保健所医療政策課・各区分室
呉市	呉市保健所総務課
福山市	福山市保健所総務課
上記以外	県立保健所生活衛生課（保健所支所の場合は衛生環境課）

※広島市については、麻薬小売業者を除く。

○提出部数 2部

○その他 期間内に麻薬の取扱いがない場合も届出が必要です。

不明な点等については、広島県健康福祉局薬務課又は管轄する県立保健所（支所）にお問い合わせください。

（広島市に麻薬業務所がある場合【麻薬小売業者を除く】は広島県健康福祉局薬務課、呉市にある場合は広島県西部保健所呉支所、福山市にある場合は広島県東部保健所福山支所）

2 麻薬取扱者免許申請（継続）について

平成28年4月1日から麻薬取扱者免許の有効期間が最長2年から最長3年に延長されました。平成29年1月1日から平成29年12月31日までに免許になった麻薬取扱者の免許は、令和元年（平成31年）12月31日で有効期間が満了します。令和2年1月1日以降も引き続き免許を必要とされる方は、次のとおり免許申請を行ってください。

○申請期限 令和元年11月15日（金）

（提出先により申請期限が異なる場合もありますので、御確認ください。）

○提出先

麻薬業務所の所在地	提出先
広島市	広島市保健所医療政策課・各区分室
呉市	呉市保健所保健総務課
福山市	福山市保健所総務課
上記以外	県立保健所生活衛生課（保健所支所の場合は衛生環境課）

*広島市については、麻薬小売業者を除く。

○提出書類

（麻薬小売業者）

- ・免許申請書
- ・組織規程図又は業務分掌表（法人の場合のみ。業務を行う役員は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律で届け出た役員と同じ者とすること。）

*法人の代表印を押印すること。

- ・診断書（法人の場合は業務を行う役員全員）
- ・登記事項証明書（法人の場合のみ）

注：法人の場合で、全役員の診断書を提出する場合は、組織規程図又は業務分掌表の提出は不要です。

（麻薬管理者）

- ・免許申請書
- ・診断書

注：勤務証明書については、平成29年4月1日から廃止したため、提出は不要です。

○その他 免許証の有効期間を確認の上、手続を行ってください。

不明な点等については、広島県健康福祉局薬務課又は管轄する県立保健所（支所）にお問い合わせください。

（広島市に麻薬業務所がある場合【麻薬小売業者を除く】は広島県健康福祉局薬務課、呉市にある場合は広島県西部保健所呉支所、福山市にある場合は広島県東部保健所福山支所）

3 その他

麻薬取扱者年間届出書あるいは麻薬取扱者免許申請（継続）に必要な書類は、広島県のホームページからも出力できます。

広島県健康福祉局薬務課ホームページ

「麻薬小売業者・麻薬管理者・麻薬研究者の年間届を提出するとき」

(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/sub-mayaku/nenkantodoke.html>)

「麻薬取扱者の免許申請をするとき」

(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/59/1239006076784.html>)

【問合せ先】

広島県健康福祉局薬務課	TEL 082-513-3221
広島県西部保健所生活衛生課	TEL 0829-32-1181
広島県西部保健所広島支所衛生環境課	TEL 082-228-2111
広島県西部保健所呉支所衛生環境課	TEL 0823-22-5400
広島県西部東保健所生活衛生課	TEL 082-422-6911
広島県東部保健所生活衛生課	TEL 0848-25-2011
広島県東部保健所福山支所衛生環境課	TEL 084-921-1311
広島県北部保健所生活衛生課	TEL 0824-63-5181

令和元年10月16日

公益社団法人広島県薬剤師会会长 殿

広 島 県 健 康 福 祉 局 長
 〒730-8511 広島市中区基町10-52
 薬 務 課

麻薬小売業者間譲渡許可（継続）申請に係る広報について（依頼）

薬務行政の推進については、日ごろから御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

このことについて、別紙により広報誌への掲載を行うなど、会員に周知くださるようお願いします。

なお、各対象者については、別途連絡をしています。

担 当 麻薬グループ
 電 話 082-513-3221 (ダイヤルイン)
 (担当者 佐々木)

別 紙

麻薬小売業者間譲渡許可申請について

令和元年12月31日で有効期間が満了する麻薬小売業者間譲渡許可について、令和2年1月1日以降も引き続き許可を必要とされる方は、次のことに留意のうえ、共同して許可申請の手続を行ってください。

また、全ての許可業者に案内を送付していますので、グループで担当の方が取りまとめて申請してください。

○申請期限 令和元年12月2日（月）

○提出先 広島県健康福祉局薬務課（〒730-8511 広島市中区基町10-52）

○提出書類

提出書類	部 数	注意事項
麻薬小売業者間譲渡許可申請書	1 部	・4以上の麻薬小売業者が共同して申請を行う場合は、別紙様式第19号を利用して下さい。
申請書の副本	申請する麻薬小売業者と同じ部数	・申請書原本の写し
全麻薬小売業者の麻薬小売業者免許証の写し	各1部	・麻薬小売業者免許を令和元年12月31日の免許期間満了により継続申請する場合は、免許証に代えて、保健所の受領印が押印された麻薬小売業者免許申請書の写しを提出してください。
各麻薬小売業者の相互位置関係がわかる地図	1 部	
各麻薬小売業者のおおよその距離及び移動時間がわかる書面	1 部	
返信用封筒	1 通	・郵送での許可書交付を希望される場合 ・特定記録または簡易書留で返送可能な料金分の切手が貼付されたもの。レターパックでも可。

○申請手数料 申請手数料は、不要です。

○その他 （1）平成28年4月1日から麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間が「1年」から「3年」になりました。

（2）麻薬小売業者間譲渡許可（継続）申請等に必要な書類は広島県のホームページからも入手できます。

広島県ホームページ「麻薬小売業者間譲渡許可の申請をするとき」

(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/sub-mayaku/kouriaidakyoka.html>)

【問合せ先】 広島県健康福祉局薬務課麻薬グループ TEL 082-513-3221

令和元年9月18日

一般社団法人広島県医師会会長様
 一般社団法人広島県病院協会会長様
 一般社団法人広島県歯科医師会会長様
 公益社団法人広島県薬剤師会会長様
 一般社団法人広島県病院薬剤師会会長様
 一般社団法人広島県医薬品登録販売者協会会長様
 広島県医薬品卸協同組合理事長様
 広島県製薬協会会長様
 広島県医薬品配置協議会会長様
 一般社団法人広島県配置医薬品連合会理事長様
 広島県富山配置薬業協議会会長様

広島県健康福祉局長
 〒730-8511 広島市中区基町10-52
 薬務課

要指導医薬品から一般用医薬品に移行する医薬品について 及び医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について（通知）

このことについて、令和元年8月23日付け薬生安発0823第2号により、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長から別紙1のとおり、同日付け薬生監麻発0823第4号により同局監視指導・麻薬対策課長から別紙2のとおり通知がありました。については、貴会（組合）会員への周知をお願いします。

担当 製薬振興グループ、薬事グループ
 電話 082-513-3223（ダイヤルイン）
 （担当者 白石、上田）

別紙1

薬生安発0823第2号
 令和元年8月23日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長
 （公 印 省 略）

要指導医薬品から一般用医薬品に移行する医薬品について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第4条第5項第3号の規定に基づく要指導医薬品である下記1.の医薬品については、令和元年8月24日をもって医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第7条の2第1項第2号に定める期間を満了し、同年8月25日より要指導医薬品から一般用医薬品（第一類医薬品）に移行することとなりました。

これに伴い、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件（令和元年厚生労働省告示第93号。以下「改正告示」という。）が令和元年8月23日に告示され、同年8月25日に適用されます。

なお、医薬品の分類が要指導医薬品から第一類医薬品に変更になった医薬品について、添付文書及び販売の相手方が販売しても差し支えない者かを確認するために薬局、店舗販売業及び配置販売業（第一類医薬品を販売する場合に

限る。以下「薬局等」という。)が販売の際に用いることとしている資材の活用等により、適切な情報提供及び販売が行われるよう貴管下製造販売業者・販売元及び薬局等への指導方よろしくお願ひします。

記

1. 要指導医薬品から第一類医薬品に移行する医薬品

有効成分	第一類医薬品となる日
ロキソプロフェン(外用剤に限る。)	令和元年8月25日

2. 改正告示の概要

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品(平成26年厚生労働省告示第255号)第1号中からロキソプロフェン(外用剤に限る。)を削除する。

別紙2

薬生監麻発0823第4号

令和元年8月23日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長
(公 印 省 略)

医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件」(令和元年厚生労働省告示第94号。以下「経過措置告示」という。)が令和元年8月23日に告示され、令和元年8月25日より適用されます。これにより、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第50条に基づき、直接の容器又は直接の被包に記載されていなければならない事項(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号。以下「省令」という。)第209条の2、第209条の3及び第210条第6号に規定する事項に限る。以下「区分等表示」という。)を変更する必要が生じた下記1に示す医薬品(変更前に製造販売されたものに限る。)については、一定期間変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこととします。

具体的には、下記1に示す適用日から1年間は、変更後の区分等表示を記載されていることを要しないこととします。

また、今般、区分等表示が変更となった医薬品の取扱いに係る留意事項について、下記2のとおりまとめましたので、貴管下関係業者、団体等に対する周知方よろしくお願ひします。

記

1 区分等表示が変更となった医薬品

成分名	適用日
ロキソプロフェン(外用剤に限る)	令和元年8月25日

詳細は、別添を参考とすること。

2 医薬品の区分等表示に係る留意事項

ア 区分等表示の変更前に製造販売された医薬品(以下「旧表示医薬品」という。)については、経過措置告示により、それぞれの適用日から1年間は、変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこと。

イ 旧表示医薬品については、シール等を貼付することにより変更後の区分等表示をすることも認められること。なお、シール等の貼付については、製造販売業者の責任の下、店舗等で行われることについても認められる。

ウ 旧表示医薬品については、省令第216条の2第2項の規定により、その外部の容器又は外部の被包（以下「外部の容器等」という。）に変更後の区分等表示が記載されている場合、直接の容器又は直接の被包に変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこと。

エ 区分等表示が変更となった医薬品については、それぞれの適用日以降は、直接の容器又は直接の被包及び外部の容器等の区分等表示にかかわらず、変更後の区分に従った陳列、販売及び情報提供等を行うこと。

<別添>

区分等表示が変更となった医薬品について

成分名	現区分	新区分	参照通知
ロキソプロフェン (外用剤に限る)	要指導医薬品	第一類医薬品	要指導医薬品から一般用医薬品に移行した医薬品について (令和元年8月23日薬生安発0823第2号)

令和元年9月24日

一般社団法人広島県医師会長様
一般社団法人広島県病院協会会長様
一般社団法人広島県歯科医師会長様
公益社団法人広島県薬剤師会長様
一般社団法人広島県病院薬剤師会長様
広島県医薬品卸協同組合理事長様
広島県製薬協会会長様
広島県麻薬協会会長様

広島県健康福祉局長
(〒730-8511 広島市中区基町10-52)

メチルフェニデート塩酸塩製剤（コンサーク錠18mg、同錠27mg 及び同錠36mg）の使用にあたっての留意事項について（通知）

このことについて、令和元年9月4日付け薬生総発0904第1号、薬生薬審発0904第3号、薬生安発0904第1号及び薬生監麻発0904第1号により厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長、同局医薬品審査管理課長、同局医薬安全対策課長及び監視指導・麻薬対策課長から別紙のとおり通知（一部訂正の事務連絡が同局医薬品審査管理課から令和元年9月6日付けで発出）がありました。

については、改訂後の流通管理策、薬剤師法（昭和35年法律第146号）等における留意事項について確認し、経過措置期間内に改訂後の流通管理策に沿った対応が行われるよう、貴会（組合）会員への周知をお願いします。

担当 麻薬グループ、薬事グループ
電話 082-513-3221、3222（ダイヤルイン）
(担当者 平本、上田)

別紙1

各 都道府県 保健所設置市 特別区	衛生主管部(局)長 殿	薬生総発0904第1号 薬生薬審発0904第3号 薬生安発0904第1号 薬生監麻発0904第1号 令和元年9月4日
		厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長 (公印省略) 厚生労働省医薬・生活衛生局審査管理課長 (公印省略) 厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長 (公印省略) 厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長 (公印省略)

メチルフェニデート塩酸塩製剤（コンサークタ錠18mg、同錠27mg及び同錠36mg） の使用にあたっての留意事項について

メチルフェニデート塩酸塩製剤の使用については、「塩酸メチルフェニデート製剤の使用にあたっての留意事項について」（平成19年10月26日付け薬食総発第1026001号、薬食審査発第1026002号、薬食安発第1026001号、薬食監麻発第1026003号厚生労働省医薬食品局総務課長、審査管理課長、安全対策課長及び監視指導・麻薬対策課長連名通知。以下「留意事項通知」という。）により示してきたところです。

本日、メチルフェニデート塩酸塩製剤（コンサークタ錠18mg、同錠27mg及び同錠36mg）について、承認条件が別紙のとおり変更されたことから、本剤の流通管理を下記のとおり取り扱うこととしたので、貴管下の医療機関及び薬局に対して周知願います。また、貴管下の卸売販売業者に対しても適切に対応するよう周知願います。

記

1. 流通管理について

- (1) 承認条件の変更に伴い、製造販売業者に対して、医師の登録要件の変更及び患者の登録を要点とした適正な流通管理の実施を義務づけるとともに、医師、薬剤師、医療機関及び薬局（以下「医師等」という。）が変更後の流通管理を適切に行えるよう措置を講じることを義務づけた。製造販売業者が実施する流通管理の概要是別添のとおりであり、管理システムへの登録を受けることを希望する医師等に対しては、その詳細が案内される。なお、当該管理システムへの登録を受けた医師等が、当該流通管理を逸脱する行為を行った場合には、当該登録の取消等の措置が講じられることとなる。
- (2) 薬局における調剤に関して、当該流通管理に基づく確認をした上で調剤を拒み、又は当該流通管理に基づく登録を受けていないため調剤を拒むことは、薬剤師法（昭和35年法律第146号）第21条（調剤の求めに応ずる義務）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第11条の11の「正当な理由」による調剤の拒否に当たるものと解される。

2. 経過措置について

1. に示す流通管理については令和元年12月1日より実施する。なお、同日前に本剤を処方していた医師については令和2年6月30日まで、令和元年12月1日前に本剤を服用していた患者については令和2年12月31日までは従前の例によることができる。また、医師等による変更後の流通管理については、令和2年6月30日までは従前の例によることができる。

別紙2**承認条件について**

本剤の承認条件を以下のとおりとした。

【承認条件】

新	旧
<p><u>医薬品リスク管理計画を策定の上、適切に実施すること。</u></p> <p><u>本剤が、注意欠陥／多動性障害（AD/HD）の診断、治療に精通した医師によって適切な患者に対してのみ処方されるとともに、薬物依存を含む本剤のリスク等について十分に管理できる医療機関及び薬局においてのみ取り扱われるよう、製造販売にあたって必要な措置を講じること。これらの措置は令和元年12月1日前に本剤を処方していた医師については令和2年6月30日まで、また、令和元年12月1日前に本剤を服用していた患者については令和2年12月31日までは変更前の承認条件の下で取り扱うことができる。</u></p>	<p><u>本剤の投与が、注意欠陥／多動性障害（AD/HD）の診断、治療に精通し、薬物依存を含む本剤のリスク等についても十分に管理できる医師・医療機関・管理薬剤師のいる薬局のもとでのみ行われるとともに、それら薬局においては調剤前に当該医師・医療機関を確認した上で調剤がなされるよう、製造販売にあたって必要な措置を講じること。</u></p>

別添**製造販売業者が実施する流通管理の概要**

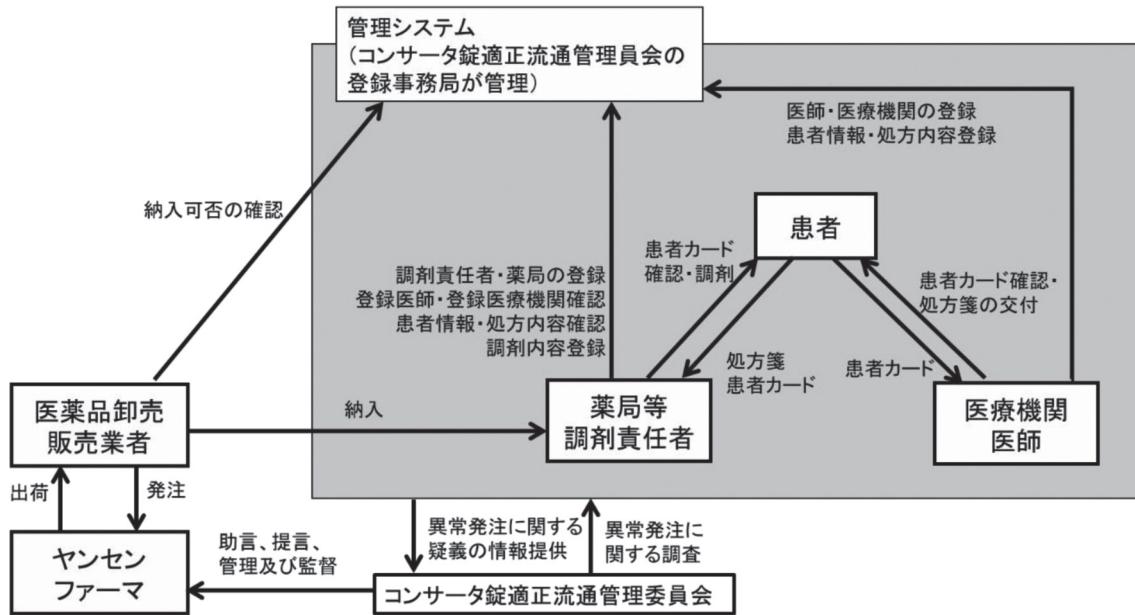
「コンサータ錠」（塩酸メチルフェニデート徐放剤）（以下、「本剤」という。）については、製造販売承認後、適正使用・適正流通管理を目的とした以下の流通管理を行ってきた（1. 現在の実施体制）。今回、適正流通管理を引き続き推進するため、以下のように流通管理策を改訂する予定である（2. 改訂する点）。

1. 現在の実施体制

- ・医師、薬剤師、弁護士等で構成される「コンサータ錠適正流通管理委員会」（以下、「委員会」という。）を設置し、委員会は、ヤンセンファーマが本剤の適正使用・適正流通のために必要な措置を策定・実施するにあたり、ヤンセンファーマからの独立性を保ち、専門的な観点から、ヤンセンファーマに対する助言、提言、管理及び監督を行う。
- ・「コンサータ錠適正流通管理基準」（以下、「流通管理基準」という。）を策定し、流通管理基準に規定した登録基準を満たす医師、医療機関、薬局又は調剤責任者を登録する。
- ・販売は登録された医療機関・薬局に限定し、卸売販売業者は登録医療機関又は登録薬局であるかをヤンセンファーマに確認した上で、納入する。
- ・薬局は調剤前に処方箋発行医師・医療機関がリストに掲上されているか確認し、リストにない場合は調剤を断り、その旨を処方医師及びヤンセンファーマに連絡する。

2. 今回改訂する流通管理

- ・本剤を処方する医師の登録時に関連学会への参加状況やAD/HD症例報告、関連論文等のAD/HDの治療経験に関する情報の提出を求める。また、医師及び調剤責任者については、登録の定期的な更新を求める。
- ・登録された医師（以下「登録医師」という。）は、新規に本剤を処方する患者についてあらかじめ患者登録を行う。
- ・登録された医師・医療機関・薬局に関する情報及び登録された患者に関する情報等の各種登録情報や本剤の流通量等は統一システム（以下、「管理システム」という。）で一元管理を行う。



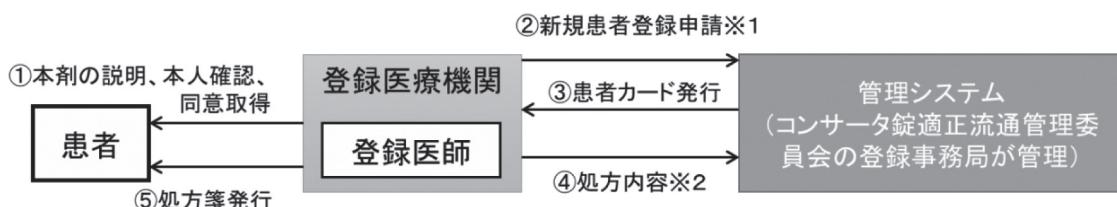
＜処方及び調剤の手順＞

1) 患者登録時

- ・登録医師は、患者及び代諾者の同意を取得し、患者のイニシャル・性別・生年月日、第三者から得た患者の症状に関する情報源等を管理システムに登録する。
 - ・当該登録については、登録医師が管理システムにより、患者の重複登録がないことを確認してから行う。
 - ・患者情報の登録後、ID番号を記載した患者カードを登録事務局が発行し、患者に交付する。

2) 处方時

- 登録医師が、患者 ID 及び管理システムを用いて過去の処方内容を確認した上で、新たに処方する内容を管理システムに入力し、処方箋を発行する。



*1 登録する患者情報は、イニシャル、性別、生年月日、患者及び代諾者による同意取得の確認状況、患者及び代諾者の薬物乱用歴、第三者からの症状に関する情報確認の有無とその情報源
*2 廉方内容: 廉方日、廉方量、廉方日数

3) 調剤時

- 登録薬局及び薬剤師は、患者カード、処方箋発行医師及び医療機関を確認し、管理システム上の情報と突合した上で薬剤を交付する。

別紙3

事務連絡
令和元年9月6日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課

「メチルフェニデート塩酸塩製剤（コンサークタ錠18mg、同錠27mg及び同錠36mg）の使用にあたっての留意事項について」の一部訂正について

令和元年9月4日付け薬生総発0904第1号、薬生薬審発0904第3号、薬生安発0904第1号、薬生監麻発0904第1号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長、医薬品審査管理課長、医薬安全対策課長及び監視指導・麻薬対策課長連名通知「メチルフェニデート塩酸塩製剤（コンサークタ錠18mg、同錠27mg及び同錠36mg）の使用にあたっての留意事項について」の記載の一部に誤りがございましたので、下記のとおり訂正方よろしくお願ひいたします。

記

正（下線部修正）	誤
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長	厚生労働省医薬・生活衛生局審査管理課長

令和元年9月24日

一般社団法人広島県医師会会長様
一般社団法人広島県病院協会会長様
一般社団法人広島県歯科医師会会長様
公益社団法人広島県薬剤師会会長様
一般社団法人広島県病院薬剤師会会長様
一般社団法人広島県医薬品登録販売者協会会長様
広島県医薬品卸協同組合理事長様
広島県製薬協会会長様
広島県医薬品配置協議会会長様
一般社団法人広島県配置医薬品連合会理事長様
広島県富山配置薬業協議会会長様

広島県健康福祉局長
〒730-8511 広島市中区基町10-52
薬務課

一般用医薬品の適正使用のための情報提供等及び依存の疑いのある事例の副作用等報告の実施について（通知）

このことについて、令和元年9月12日付け薬生総発0912第3号及び薬生安発0912第1号により、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長及び同局医薬安全対策課長から別紙のとおり通知がありました。

については、貴会（組合）会員への周知をお願いします。

担当 薬事グループ
電話 082-513-3222（ダイヤルイン）
(担当者 上田)

別紙1

薬生総発0912第3号
薬生安発0912第1号
令和元年9月12日

<p>各 都道府県 保健所設置市 特別区</p>	<p>衛生主管部（局）長 殿</p>
<p>厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長 (公 印 省 略) 厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長 (公 印 省 略)</p>	

一般用医薬品の適正使用のための情報提供等及び依存の疑いのある事例の副作用等報告の実施について（周知依頼）

一般用医薬品の販売等に際しては、医薬品の適切な選択及び適正な使用に資するよう、第一類医薬品については薬剤師、第二類又は第三類医薬品については薬剤師又は登録販売者が関与し、必要な情報提供を行うこととされています。また、濫用等のおそれのある医薬品については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「規則」という。）第15条の2の規定に基づき、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十五条の二の規定に基づき濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品」（平成26年厚生労働省告示第252号）により指定されています。濫用等のおそれのある医薬品の販売等における薬局開設者、店舗販売業者及び配置販売業者の遵守事項については、規則第15条の2、第147条の3及び第149条の7において規定されているところです。

今般、平成30年度厚生労働科学研究費補助金（医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業）分担研究「全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査」（研究分担者 国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所薬物依存研究部 松本俊彦部長）において、薬物関連精神疾患患者に対して主に使用した薬物を調査したところ、一般用医薬品とする回答が一定数存在したことが報告されました。

つきましては、下記について、貴管下関係者及び関係団体に対し周知するとともに、適正な販売が行われるよう、貴管下の薬局開設者、店舗販売業者及び配置販売業者に対する適切な指導等をお願いします。

記

1. 適正使用のための情報提供等について

薬局、店舗販売業及び配置販売業（以下「薬局等」という。）において濫用等のおそれのある医薬品を販売等する際は、規則第15条の2、第147条の3及び第149条の7の規定を遵守すること。特に、厚生労働省が毎年実施している「医薬品販売制度実態把握調査」において、濫用等のおそれのある医薬品を複数購入しようとした場合の対応が適切でなかった店舗等があつたことから、複数購入しようとする場合には、その理由を確認し、適正な使用のために必要と認められる数量に限り、販売等するよう、薬剤師又は登録販売者に徹底させること。具体的な方法については、「薬事法施行規則第15条の2の規定に基づき濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品（告示）の施行について」（平成26年6月4日付け薬食発0604第2号厚生労働省医薬食品局長通知）を参照すること。また、不適正な使用のおそれがある場合には、その使用によって依存が生じる可能性があること等についての必要な情報提供や確認を行う等、適切に対応すること。

なお、濫用等のおそれのある医薬品以外の一般用医薬品の販売等に際しても、依存が疑われる場合にあっては、購入者に対し、必要な情報提供や確認を行う等、適切に対応すること。

2. 副作用等報告の実施について

医師、歯科医師、薬剤師、登録販売者等の医薬関係者は一般用医薬品の服用による依存と医師が診断した事例のみならず、一般用医薬品の服用をやめようとしてもやめることができない事例等を把握した場合であつて、保健衛生上

の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、「医療機関等からの医薬品、医療機器又は再生医療等製品についての副作用、感染症及び不具合報告の実施要領の改訂について」(平成28年3月25日付け薬生発0325第4号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知)別紙1様式①の「副作用等の名称又は症状、異常所見」の項に、「薬物依存」又は「薬物依存の疑い」と記載して、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第68条の10第2項に基づく副作用等報告を行うこと。なお、薬局等が副作用等報告を行うに当たり、既に医師の診断が行われていたことを知ったときは、診断を行った医療機関との情報共有の上、報告するよう努めること。

令和元年9月24日

公益社団法人広島県薬剤師会会長様
一般社団法人広島県医薬品登録販売者協会会長様
広島県医薬品配置協議会会長様
一般社団法人広島県配置医薬品連合会会長様
広島県富山配置薬業協議会会長様

広島県健康福祉局長
〒730-8511 広島市中区基町10-52
〔 薬務課 〕

平成30年度医薬品販売制度実態把握調査結果について（通知）

このことについて、令和元年9月12日付け薬生総発0912第1号及び薬生監麻発0912第1号により、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長及び同局監視指導・麻薬対策課長から別紙のとおり通知がありました。

令和元年9月12日付け薬生総発0912第3号及び薬生安発0912第1号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長及び同局医薬安全対策課長通知「一般用医薬品の適正使用のための情報提供等及び依存の疑いのある事例の副作用等報告の実施について」では、濫用等のおそれのある医薬品を販売する際に行う必要な情報提供や理由の確認等の実態に懸念が示され、情報提供等の適正な販売の徹底について通知されたところです。

については、別紙の調査結果報告を参考に、特により適切な販売体制の確立が行えるよう、貴会会員への周知徹底をお願いします。

担当 薬事グループ
電話 082-513-3222 (ダイヤルイン)
(担当者 長谷川)

別紙1

薬生総発0912第1号
薬生監麻発0912第1号
令和元年9月12日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 卫生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長
(公 印 省 略)

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長
(公 印 省 略)

平成30年度医薬品販売制度実態把握調査結果について

厚生労働省では、薬局・店舗販売業が医薬品の販売に際し、店舗やインターネットで消費者に適切に説明を行っているかどうか等についての調査を平成21年度から毎年度行っています。平成26年度からは、一般用医薬品のインター

ネット販売の状況や要指導医薬品の店舗での販売状況を含めて調査を行っており、今般、平成30年度の調査結果を取りまとめたので、別添のとおりお知らせします。

今回の調査では、店舗での販売においては、「従業員の名札等により専門家の区別ができた」や「要指導医薬品販売時における使用者についての状況の確認がされた」などの項目で、前回に比べて改善されたものの、第一類医薬品における「情報提供された内容を理解したかどうか等の確認があった」が67.0%（薬局66.7%、店舗販売業67.7%、前年度73.6%）、第二類医薬品等における「濫用等のおそれのある医薬品を複数購入しようとしたときの対応が適切であった」が52.0%（薬局53.4%、店舗販売業51.9%、前年度61.3%）であるなど、遵守率が低下している項目があります。

また、インターネットでの販売においては、特に第二類医薬品等の相談における「相談に対応した者の資格が薬剤師または登録販売者であった」や「濫用等のおそれのある医薬品を複数購入しようとしたときの対応が適切であった」の項目において、前回に比べて改善されたものの、引き続き遵守率が低い項目があり、薬局・店舗販売業において販売ルールが徹底されていない結果が確認されています。

については、今回の調査で遵守率が不十分であった項目等を中心に監視指導の強化を行うとともに、販売に従事する薬剤師、登録販売者の資質向上に係る研修等について周知徹底いただき、より一層の医薬品販売制度の遵守徹底をお願いします。



Press Release

令和元年 9月 12日 (木)
【照会先】
医薬・生活衛生局総務課
企画官 吉屋 境 (内 2772)
課長補佐 (内 2710)
(代表番号) 03-5253-1111
(直通番号) 03-3595-2377

報道関係者 各位

「医薬品販売制度実態把握調査」の結果を公表します

厚生労働省では、薬局・店舗販売業が医薬品の販売に際し、店舗やインターネットで消費者に適切に説明を行っているか、どうか等について調査を行っています。平成30年度の調査は、前年度に引き続き、一般用医薬品のインターネット販売の状況や要指導医薬品の店舗での販売状況を含めて調査を行いました。

今回の調査では、店舗での販売においては、「従業員の名札等により専門家の区別ができる」や「要指導医薬品販売時ににおける使用者についての状況の確認がされた」などの項目で、前回に比べて改善されたものの、第一類医薬品における「情報提供された内容を理解したかどうか等の確認があった」が67.0%（薬局66.7%、店舗販売業67.7%、前年度73.6%）、第二類医薬品等における「濫用等のおそれのある医薬品を複数購入しようとしたときの対応が適切であった」が52.0%（薬局53.4%、店舗販売業51.9%、前年度61.3%）であるなど、遵守率が低下している項目があります。

また、インターネットでの販売においては、特に第二類医薬品等の相談における「相談に対応した者の資格が薬剤師または登録販売者であった」や「濫用等のおそれがある医薬品を複数購入しようとしたときの対応が適切であった」の項目において、前回に比べて改善されたものの、引き続き遵守率が低い項目があり、薬局・店舗販売業において販売ルールが徹底されていない結果が確認されています。引き続き各自治体等と連携し、事業者に対する実態確認、改善指導を徹底するとともに、関係団体に制度の遵守徹底を依頼し、販売制度の定着に取り組みます。

※ 販売ルールに関する情報は以下のサイトに掲載しています。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082514.html>

(別添)

平成30年度医薬品販売制度実態把握調査結果について（概要）

【主な調査結果】

◎ 店舗での販売に関する調査

要指導医薬品及び第一類医薬品に係る調査項目の遵守率は前年度と同様であったが、「情報提供された内容を理解したかどうか等の確認があつた」、第二類医薬品等における「濫用等のある医薬品を複数購入しようとしたときの対応が適切であつた」等の一部の項目で遵守率が低下している。

- 要指導医薬品における「情報提供された内容を理解したかどうか等の確認があつた」^{*1}
- 第一類医薬品等における「濫用等のある医薬品を複数購入しようとしたときの対応が適切であつた」^{*2}
- 第二類医薬品等における「濫用等のおそれのある医薬品を複数購入しようとしたときの対応が適切であつた」^{*3}

◎ インターネットでの販売に関する調査

前回に比べ全体的に改善されたものの、「相談に対応した者の資格が薬剤師であった」等の一部の項目では店舗販売の方が遵守されている割合が高く、インターネット販売における販売ルールの徹底に課題がある。

	第一類医薬品		第二類医薬品等	
	店舗	インターネット	店舗	インターネット
「(購入者への)情報提供があつた」 ^{*4}	91.0%	—	—	—
「文書による情報提供があつた」 ^{*4}	70.6%	77.4%	—	—
「購入者からの相談への適切な回答があつた」 ^{*5}	98.6%	92.4%	93.9%	90.6% ※1
「相談に対応した者の資格が薬剤師であつた」 ^{*2}	94.5%	61.1%	—	—
「相談に対応した者の資格が薬剤師または登録販売者であつた」 ^{*5} ※2	—	—	84.6%	35.9%
「濫用等のおそれのある医薬品を複数購入しようとしたときの対応が適切であつた」 ^{*3}	—	—	52.0%	46.7%

※1 相談に対し返信があつた割合
※2 薬剤師、登録販売者かどうか不明な場合は含まれない
(医薬品医療機器等法上の根拠規定)

*1 法第36条の5第1項

*2 法第36条の9

*3 法第9条第1項、法第29条の2第1項

*4 法第36条の10第1項

*5 法第36条の10第5項

その他、詳細については別添の概要を御参照ください。

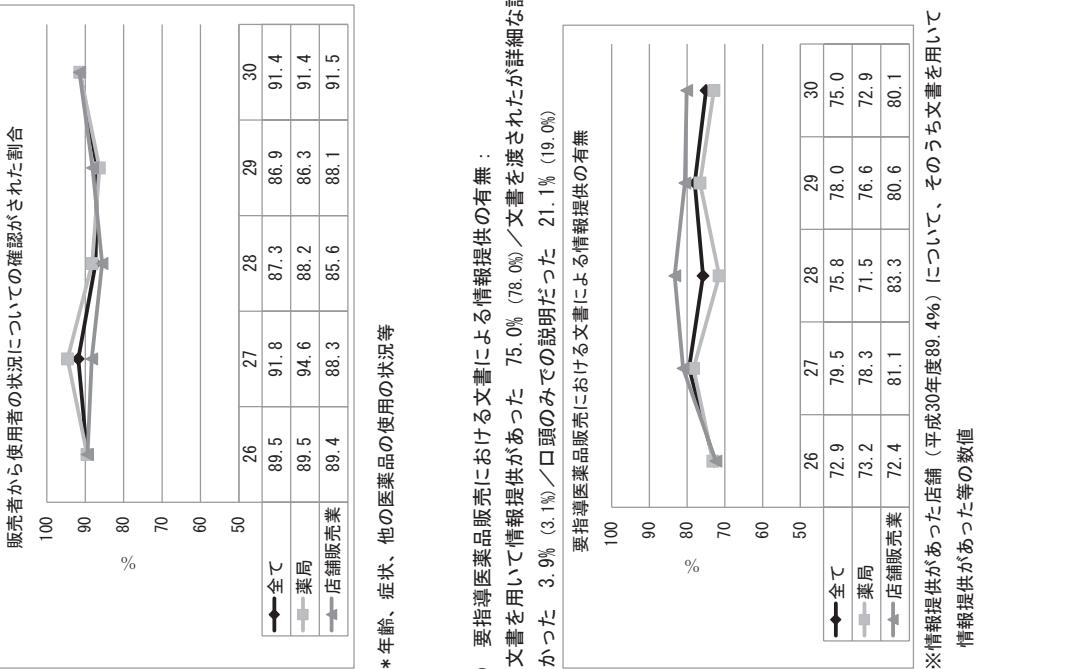
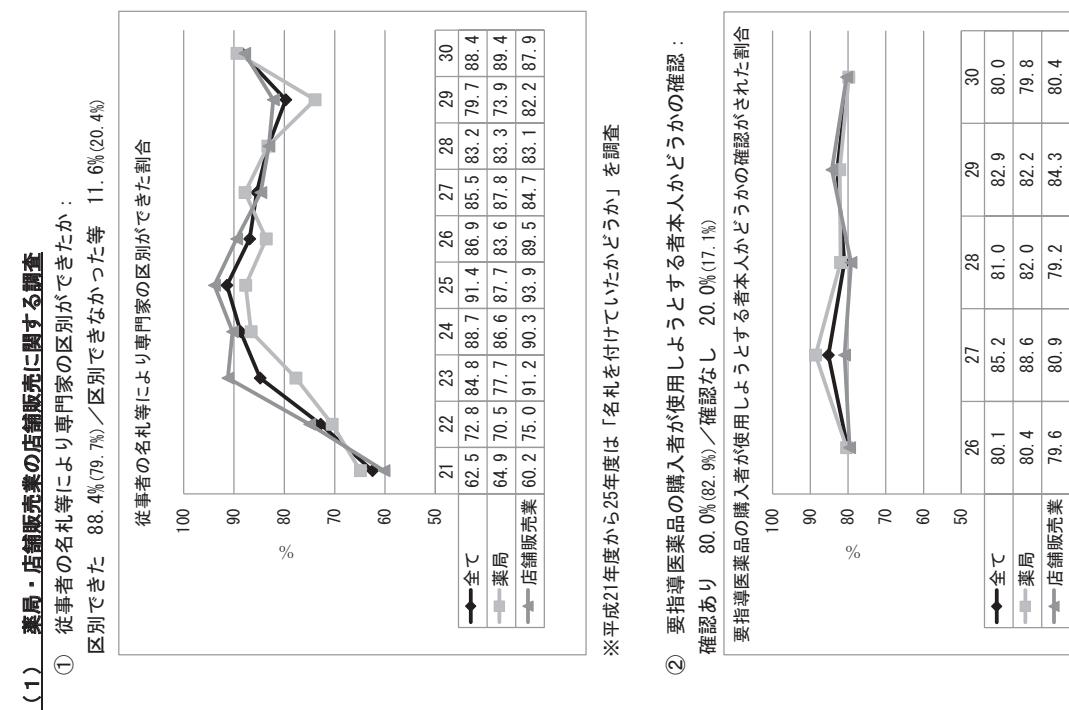
◎ 店舗販売実態把握調査結果について（概要）

令和元年9月
医薬・生活衛生局総務課

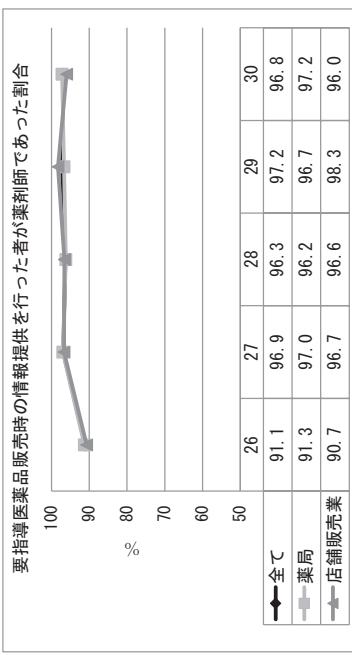
1. 調査の目的
消費者が薬局や店舗販売業において購入可能な医薬品の販売実態を、一般消費者からの目線で調査することにより、医薬品販売の適正化を図る。
2. 調査の内容（注）委託により実施（委託先：株式会社メティアフランク）
 - (1) 薬局・店舗販売業の店舗販売に関する調査
一般消費者である調査員が、全国5,000件の薬局・店舗販売業者の店舗（薬局1,754件、店舗販売業3,246件）を訪問し、医薬品の販売ルールに係る事項等に關し店舗での販売状況等について調査（調査期間は平成30年11月～平成31年1月）
(主な調査項目)
 - ①従事者の区別状況
 - ②要指導医薬品の販売方法（本人確認、薬剤師による販売）
 - ③一般用医薬品の情報提供、相談対応の状況
 - (2) 薬局・店舗販売業の特定販売（インターネット販売）に関する調査
特定販売の届出を行い、インターネットで一般用医薬品を販売しているサイト500件を対象に、医薬品の販売ルールに係る事項等に關しインターネットでの販売状況等について調査（調査期間は平成30年11月～平成31年2月）

3. 主な調査結果（括弧内の数字は昨年度の結果）
 (小数第2位を四捨五入しており、合計が100%とならない場合があります)

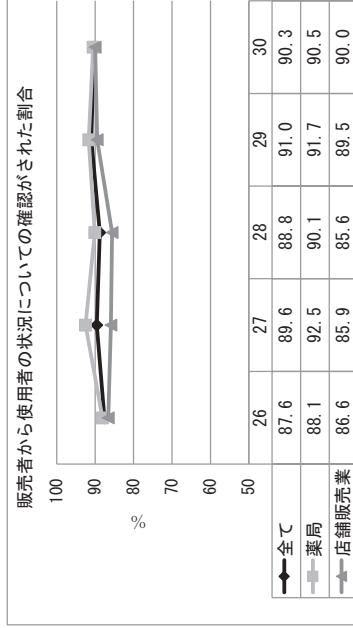
③ 要指導医薬品販売時ににおける使用者の状況（＊）についての確認：
 確認あり 91.4% (86.9%) / 確認なし 8.6% (13.1%)



- ⑤ 要指導医薬品販売時の情報提供を行った者の資格：
薬剤師 96.8% (97.2%) / 登録販売者 0.9% (0.7%) / 一般従事者 0.1% (0.1%) / 名札
未着用等のため不明 2.1% (1.9%)

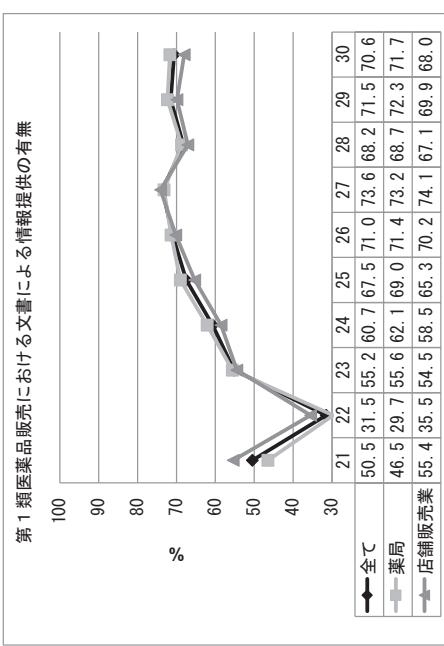


- ⑥ 第1類医薬品販売時における使用者の状況 (*) についての確認：
確認あり 90.3% (91.0%) / 確認なし 9.7% (9.0%)

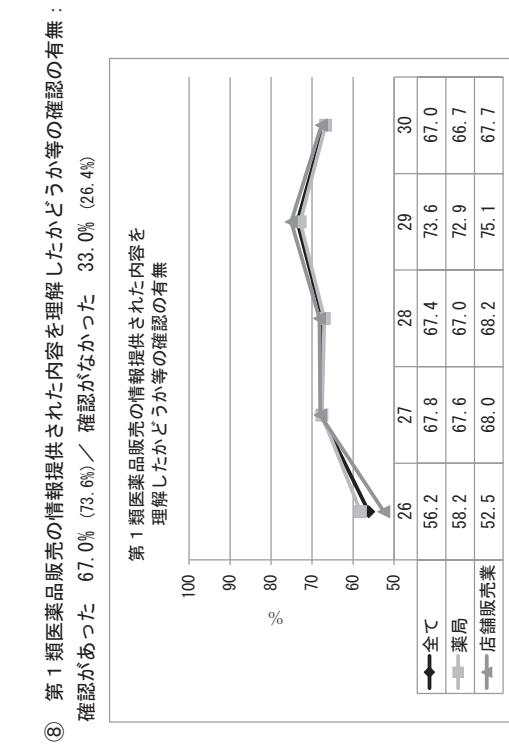


*年齢、症状、他の医薬品の使用の状況等

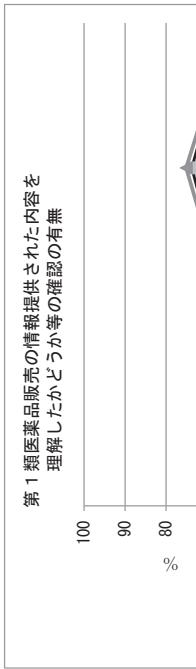
- ⑦ 第1類医薬品販売における文書による情報提供の有無：
文書を用いて情報提供があった 70.6% (71.5%) / 文書を渡されたが詳細な説明がな
かつた 3.2% (3.3%) / 口頭のみでの説明だった 26.2% (25.2%)



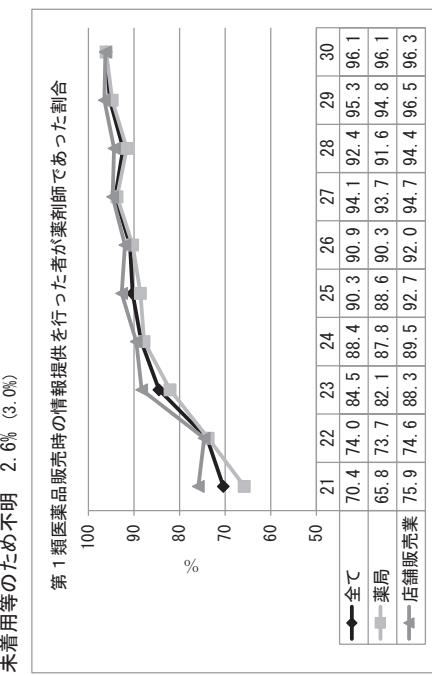
- ※情報提供があった店舗（平成30年度91.0%）について、そのうち文書を用いて
情報提供があつた等の数値



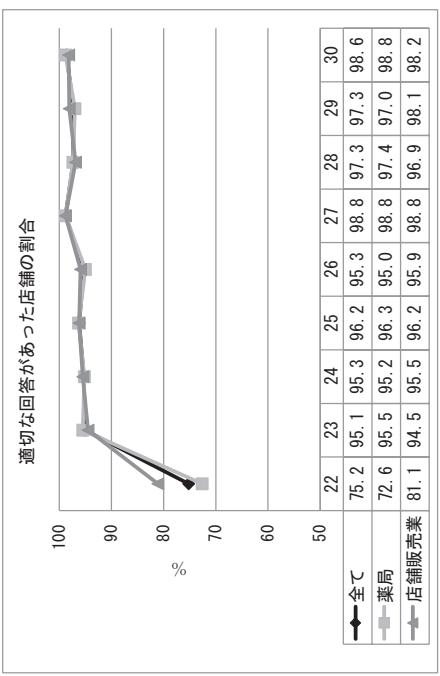
- ⑧ 第1類医薬品販売の情報提供された内容を理解したかどうか等の確認の有無：
確認がなかつた 67.0% (73.6%) / 確認がなかつた 33.0% (26.4%)



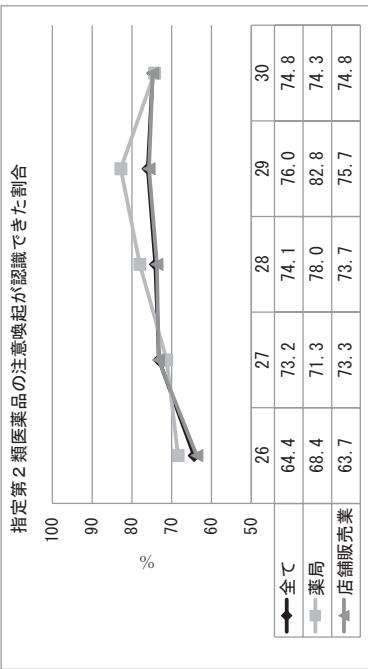
- ⑨ ⑦の情報提供を行った者の資格：
 薬剤師 96.1% (95.3%) / 登録販売者 1.1% (1.2%) / 一般従事者 0.2% (0.5%) / 名札
 未着用等のため不明 2.6% (3.0%)



- ⑩ 第1類医薬品に関する相談に対し、適切な回答があつたか（＊）：
 適切な回答があつた 98.6% (97.3%) / 適切な回答がなかつた 1.4% (2.7%)



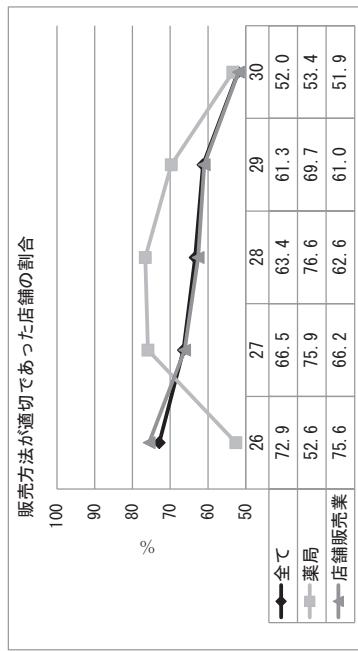
- ⑪ 第1類医薬品販売時の情報提供を行った者が薬剤師であった割合
 認識できた 74.8% (76.0%) / 認識できなかつた 25.2% (24.0%)



* 「禁忌を確認すること」、「薬剤師または登録販売者に相談すること」を勧める旨

- * 「この薬眠くなりやすいですか」等を質問し、それに対応する注意事項（添付文書に記載されている事項）等が回答された場合を「適切な回答があつた」とした。
- ⑫ の相談に対応した者の資格：

- (13) 濫用等のおそれのある医薬品 (*1) を複数購入しようとしたときの対応 (*2) :
- 1つしか購入できなかつた 38.5%(44.8%) / 複数必要な理由を伝えたところ、購入できた 13.5%(16.5%) / 質問等されずに購入できた 48.0%(38.8%) / その他 0.0%(0.0%)



* 1 エフェドリン、コデイン、コデイン（鎮咳去痰薬に限る）、ジヒドロコドイン（鎮咳去痰薬に限る）、プロムワレリル尿素（プロモバレリル尿素）、ブサイドエフェドリン、メチルエフエドリン（鎮咳去痰薬のうち、内服液剤に限る）を成分として含有する医薬品

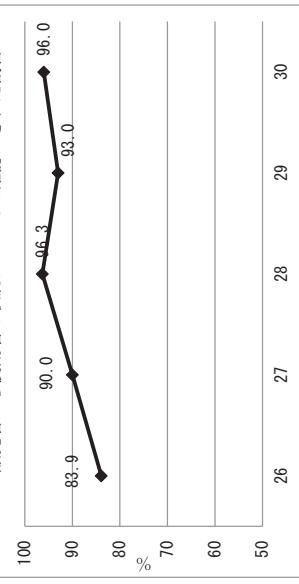
* 2 「1つしか購入できなかつた」、「複数必要な理由を伝えたところ、購入できた」、「その他（購入せずに医者を受診するようにすめられた等）」を販売方法が適切であったとした。

(2) 特定販売（インターネット販売）に関する調査

- ① 第1類医薬品販売時の使用者の状況 (*)についての確認状況：

確認あり 96.0% (93.0%) / 確認なし 4.0% (7.0%)

販売者から使用者の状況についての確認がされた割合

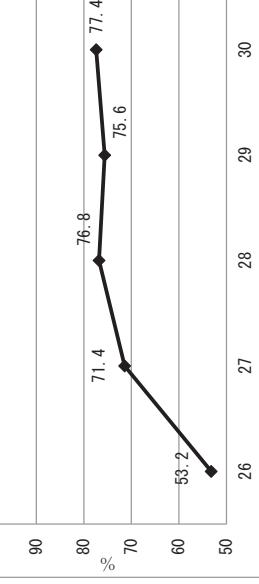


* 年齢、症状、他の医薬品の使用の状況等

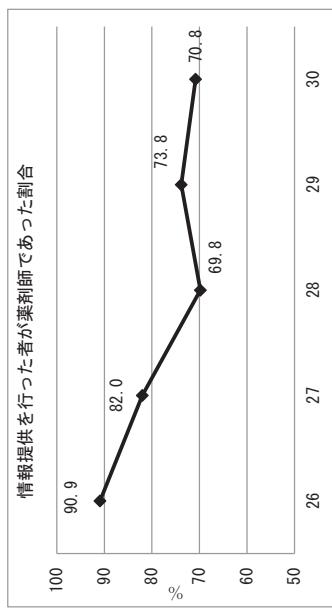
- ② 第1類医薬品販売時の情報提供の有無：

情報提供あり 77.4% (75.6%) / 情報提供なし 22.6% (24.4%)

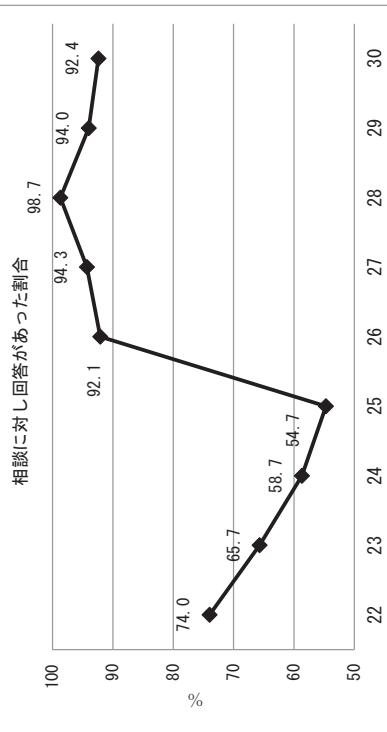
第1類医薬品販売時の情報提供の有無



- ③ ②の情報提供を行った者の資格：
薬剤師 70.8% (73.8%)／登録販売者 2.1% (0.0%)／
その他・わからなかつた 27.1% (26.2%)

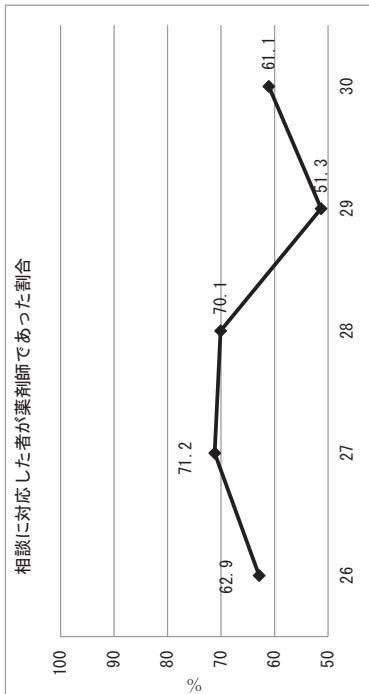


- ④ 第1類医薬品販売時の相談に対し回答があつたかどうか：
回答あり 92.4% (94.0%)／回答なし 7.7% (6.0%)

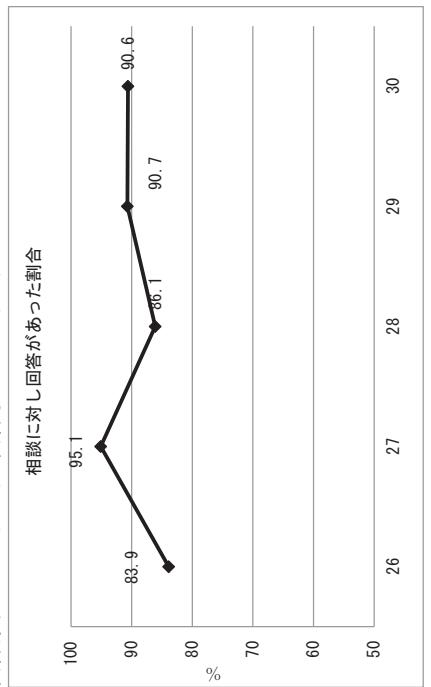


※平成22年度から25年度はリスク区分に限らずランダムに相談し返信があつた割合
※平成26年度からリスク区分ごとに調査（「92.4%」は第1類医薬品における回答）

- ⑤ ④の相談に対応した者の資格：
薬剤師 61.1% (51.3%)／登録販売者 2.8% (0.0%)／その他・
わからなかつた 36.1% (48.7%)

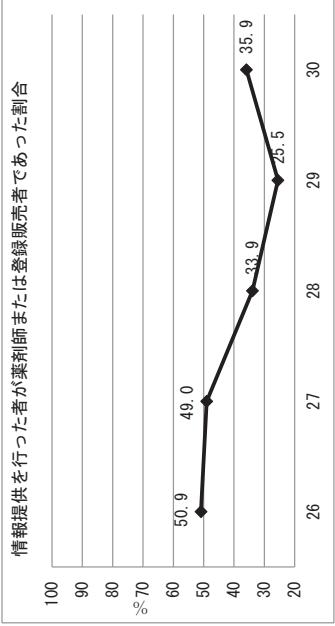


- ⑥ 第2類医薬品等に関する相談に対し回答があつたかどうか：

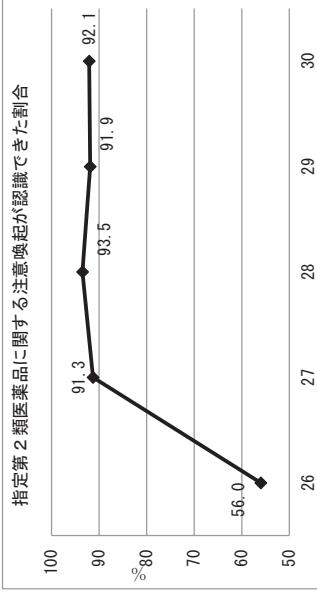


※相談に対し返信があつた割合

⑦ ⑥の相談に対応した者の資格：
 薬剤師 15.0%(12.9%)／登録販売者 20.9%(12.6%)／
 その他・わからなかった 64.1%(74.5%)

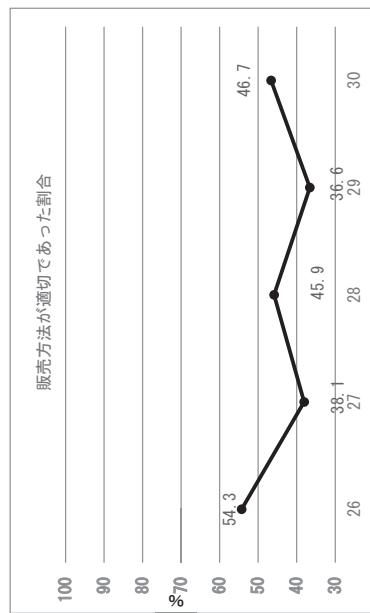


⑧ 指定第2類医薬品に関する注意喚起(*)の状況：
 認識できなかった 92.1%(91.9%)／認識できなかつた 7.9%(8.1%)



* 「禁忌を確認すること」、「薬剤師または登録販売者に相談すること」を勤める旨

⑨ 濫用等のおそれのある医薬品(*)を複数購入しようとしたときの対応：
 1つしか購入できなかつた 41.1%(35.6%)／複数必要な理由を伝えたところ、購入
 できた 5.6%(1.0%)／質問等されずに購入できた 53.2%(63.4%)／その他
 0.0%(0.0%)



* 1 エフェドリン、コデイン（鎮咳去痰薬に限る）、ジヒドロコодеин（鎮咳去痰薬に限る）、プロムワレリル尿素（プロモバレリル尿素）、ブソイドエフェドリン、メチルエフェドリン（鎮咳去痰薬のうち、内服液剤に限る）を成分として含有する医薬品

* 2 「1つか購入できなかつた」、「複数必要な理由を伝えたところ、購入でききた」、「その他（購入せずに医者を受診するようにすめられた等）」を販売方法が適切であったとした。

令和元年9月25日

一般社団法人広島県医師会会長様
 一般社団法人広島県病院協会会長様
 一般社団法人広島県歯科医師会会長様
 公益社団法人広島県薬剤師会会長様
 一般社団法人広島県病院薬剤師会会長様
 一般社団法人広島県医薬品登録販売者協会会長様
 広島県医薬品卸協同組合理事長様
 広島県製薬協会会長様
 広島県医薬品配置協議会会長様
 一般社団法人広島県配置医薬品連合会理事長様
 広島県富山配置薬業協議会会長様

広島県健康福祉局薬務課長
 (〒730-8511 広島市中区基町10-52)

ラニチジン塩酸塩における発がん物質の検出に対する 対応について（通知）

このことについて、令和元年9月17日付けで厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課及び同局監視指導・麻薬対策課から別紙のとおり事務連絡がありました。

については、患者等からの相談等に適切に対応できるよう、貴会（組合）会員への周知をお願いします。

担当 薬事グループ
 電話 082-513-3222（ダイヤルイン）
 （担当者 上田）

別紙

事務連絡
 令和元年9月17日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課
 厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

ラニチジン塩酸塩における発がん物質の検出に対する対応について

標記について、ラニチジン塩酸塩又はラニチジンと類似の化学構造を有するニザチジンを製造販売する事業者宛てに、別添のとおり事務連絡を発出しましたので、貴管下における事業者に対し、ご指導いただきますようお願いいたします。

また、下記の事項についても併せてご了知いただきますようお願いいたします。

記

1. 経緯

今般、欧州医薬品庁（EMA）、アメリカ食品医薬品局（FDA）等において、ラニチジン塩酸塩の製剤及び原薬から微量のN-ニトロソジメチルアミン（以下「NDMA」という。）が検出された旨の発表がなされました。

NDMAが検出された原因については、現在、各国の当局が協力し、調査を進めているところです。

厚生労働省では、日本国内における製造販売業者に対し、ラニチジン塩酸塩等の分析を指示するとともに、予防

的措置として、分析結果が明らかになるまでの間、ラニチジン塩酸塩の新たな出荷を行わないよう指示しました。なお、分析の結果、品質に問題がないことが明らかになった場合には、出荷を妨げないこととしています。

2. 想定される健康被害のリスクについて

海外において検出された NDMA の量は数 ppm 程度と微量であるものの、現在、安全性の評価を行っているところであり、結果がまとまり次第お知らせする予定です。

3. ラニチジン塩酸塩を服用している方等への対応について

FDA は、現時点では服用を止めることまでは求めていませんが、服用継続を希望しない患者に対しては医療従事者に相談するよう、アナウンスを行っています。

ラニチジン塩酸塩の服用について照会等があり、他の薬剤への切り替え等の対応を希望される場合には、他の治療選択肢について医師又は薬剤師に相談していただくよう回答方お願ひいたします。

また、今後新たに治療を開始する場合においては、同様の効能・効果をもつ他の薬剤の使用を検討いただくよう、医療機関等に対し、周知方お願ひいたします。

別添

事務連絡
令和元年9月17日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課
厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

ラニチジン塩酸塩等における発がん性物質に関する分析について（依頼）

今般、アメリカ食品医薬品局（FDA）及び欧州医薬品庁（EMA）より、ヒスタミン H₂受容体拮抗薬であるラニチジン塩酸塩の製剤及び原薬から発がん性物質である N-ニトロソジメチルアミン（以下「NDMA」という。）が検出されたことに伴い、ラニチジンを含有する医薬品に関する公式な評価プロセスを開始する旨のアナウンスが発出されたところです。

これを踏まえ、ラニチジン塩酸塩又はラニチジンと類似の化学構造を有するニザチジンを製造販売する事業者においては、下記のとおり対応していただくようお願いいたします。

なお、アンジオテンシン II 受容体拮抗薬（以下「サルタン系医薬品」という。）については、昨年、NDMA 等が検出され、国際的に回収等が行われたことを受け、「サルタン系医薬品における発がん性物質に関する管理指標の設定について（依頼）」（平成30年11月9日付け薬生薬審発1109第6号・薬生安発1109第4号・薬生監麻発1109第1号医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長、医薬・生活衛生局医薬安全対策課長、医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知）により、製造販売業者に対し、管理指標値に基づく製造管理及び品質管理の実施をお願いしているところです。

記

1. 製造販売するラニチジン塩酸塩及びニザチジンについて、有効期限内の製品に使用されている原薬の製造所ごとに、製造工程における亜硝酸又は亜硝酸塩の混入リスクの有無及びその根拠並びに 2. で実施する分析結果が得られる時期の目処を 9 月 30 日までに、厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課宛て報告すること。

亜硝酸及び亜硝酸塩については、サルタン系医薬品において NDMA 等の生成の原因の一つとなっていることが報告されており、本件についても現時点において関連を否定できることから、報告を求めるものである。

2. 有効期限内の製品及び当該製品に使用されている原薬について NDMA の分析を実施し、その結果を厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課宛て報告すること。

分析は、バリデーションされた方法であって、適切な検査水準にて実施する必要がある。なお、検査方法は以下の参考情報を参照するとともに、NDMA が 0.32ppm 以下^{*}であることを確認できるような検査水準で分析を実施すること。

また、分析の結果、0.32ppm を上回ることが否定できない場合には、取引先等への情報提供及び市場に流通している製品の回収を検討すること。

* 平成30年度第9回医薬品等安全対策部会安全対策調査会における報告のとおり、NDMA の許容摂取量が 0.0959μg/日であることから、ラニチジン塩酸塩及びニザチジンの一日の最大用量（300mg）から算出し、0.32ppm を水準とする。

3. ラニチジン塩酸塩については、2. の分析結果が明らかになるまで、当該製品の新たな出荷は行わないこと。ただし、ニザチジンについてはこの限りでない。なお、2. の分析結果が明らかになるまでの間、NDMA の混入リスク等を示唆するその他の根拠がない限り、すでに市場に流通している製品の回収を行う必要はないこと。

参考情報：

○米国における NDMA の分析法

<https://www.fda.gov/media/130801/download> (LC/HRMS 法)

○平成30年度第9回医薬品等安全対策部会安全対策調査会 資料

<https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/000378171.pdf>

(別記)

グラクソ・スミスクライン株式会社

テバ製薬株式会社

マイラン製薬株式会社

株式会社陽進堂

小林化工株式会社

沢井製薬株式会社

鶴原製薬株式会社

東和薬品株式会社

日医工株式会社

日本ジェネリック株式会社

武田テバファーマ株式会社

ゼリア新薬工業株式会社

田辺三菱製薬株式会社

大原薬品工業株式会社

ニプロ株式会社

一般社団法人広島県医師会会長様
 一般社団法人広島県病院協会会长様
 一般社団法人広島県歯科医師会会长様
 公益社団法人広島県薬剤師会会长様
 一般社団法人広島県病院薬剤師会会长様
 一般社団法人広島県医薬品登録販売者協会会长様
 広島県医薬品卸協同組合理事長様
 広島県製薬協会会长様
 広島県医薬品配置協議会会长様
 一般社団法人広島県配置医薬品連合会理事長様
 広島県富山配置薬業協議会会长様

令和元年9月25日

廣島県健康福祉局長
 〒730-8511 広島市中区基町10-52
 薬務課

「一般用医薬品の区分リストについて」の一部改正について（通知）

このことについて、令和元年9月18日付け薬生安発0918第1号により、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長から別紙のとおり通知がありました。

については、貴会（組合）会員への周知をお願いします。

担当 製薬振興グループ、薬事グループ
 電話 082-513-3223（ダイヤルイン）
 （担当者 白石、上田）

別紙

薬生安発0918第1号
 令和元年9月18日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長
 (公 印 省 略)

「一般用医薬品の区分リストについて」の一部改正について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の7第1項第1号の規定に基づく第一類医薬品であるフッ化ナトリウム（洗口液に限る。）については、令和元年9月17日をもって、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第159条の2の表第2号下欄に規定する期間が満了します。当該医薬品については、令和元年度第1回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会（令和元年8月5日開催）において、第三類医薬品とすることが適当とされたことを踏まえ、同年9月18日より第三類医薬品に移行することとなりました。

これに伴い、「一般用医薬品の区分リストについて」（平成19年3月30日付け薬食安発第0330007号厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知。以下「通知」という。）の一部を別添1のとおり改正し、今回の改正を反映させた区分リストを別添2のとおり作成しました。改正の概要は、下記のとおりですので、貴管下関係業者、関係団体等に対する周知方よろしくお願いします。

なお、リスクの変更により、薬剤師のほか登録販売者による販売が可能となること等から、新たな区分に応じた適切な情報提供が行われるよう指導方よろしくお願いします。

記

1. 改正概要

フッ化ナトリウム（洗口液に限る。）が第一類医薬品から第三類医薬品に移行することに伴い、通知別紙3にフッ化ナトリウム（洗口液に限る。）を追加する。

2. 適用期日

令和元年9月18日（水）

別添 1

「一般用医薬品の区分リストについて」の一部改正について 新旧対照表
(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
別紙3 第三類医薬品		別紙3 第三類医薬品	
下表の「成分名」欄に掲げるものの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤。		下表の「成分名」欄に掲げるものの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤。	
○無機薬品及び有機薬品		○無機薬品及び有機薬品	
告示名	別名等	告示名	別名等
1～248 <u>249</u> 250～ <u>337</u>	(略) フッ化ナトリウム(洗口液に限る。)	1～248 <u>249～ 336</u>	(略)

下表の「成分名」欄に掲げるものの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤。

告示名	別名等
アズレン	アズレンスルホン酸
アミノカプロン酸	イソロニアミノカプロン酸

下表の「成分名」欄に掲げるものの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤。

別紙3 第三類医薬品	
下表の「成分名」欄に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤。	
○無機薬品及び有機薬品	○無機薬品及び有機薬品
成分名	別名等
1 亜鉛デンプン	
2 亜鉛軟膏	
3 アクリノール。ただし、外用剤に限る。	
4 アクリラビン	
5 アシドフィルス菌	
6 アスコルビン酸	L-アスコルビン酸ナトリウム、アスコルビン酸カルシウム、ビタミンC、ビタミンCカルシウム
7 アスパラギン酸	L-アスパラギン酸カリウム、L-アスパラギン酸カルシウム、L-アスパラギン酸ナトリウム、L-アスパラギン酸マグネシウム
8 アスペルギルス・オリゼーNR菌	
9 アスペルギルス產生脂肪消化酵素	
10 アズレン	
11 アズレンスルホン酸	アズレンスルホン酸ナトリウム
12 アミノ安息香酸エチル。ただし、外用剤(生剤を除く。)に限る。	アミノ安息香酸エチル。ただし、外用剤(生剤を除く。)に限る。
13 アミノエチルスルホン酸	タウリン
14 アミノカプロン酸	イソロニアミノカプロン酸
15 アミラーゼ	
16 アミロリシン	
17 アラニン	
18 アラントイン	dl-アラニン
	グリオキシリルジウレイド

令和元年9月18日最終改正

別添 2

50	オキソレジン
51	オクトチアミン
52	オハノール
53	2-オメガ-[5'-ブロモピリジル- (2') -アミノ]-ビニル-6-メチルピリジンヨードイソアミラート
54	2-オメガ-[5'-ブロモピリジル- (2') -アミノ]-ビニル-6-メチルピリジンヨードエチラート
55	ガンマーオリザノール
56	オリハーベゼ
57	オロチан酸
58	過酸化水素
59	ガストリックムチン
60	カフェイン
61	カブサイシン
62	ガラクトース
63	カリミン
64	カリ石ケン
65	カルニチン
66	カルバゾクロム
67	カルブロニウム
	dl-塩化カルニチン、1-カルニチ
	ン
	塩化カルブルオニウム
	カルボキシメチルセルロースカル
	ルシウム、カルメトースナトリウ
	ム、カルボキシメチルセルロース
	ナトリウム
	dl-カンフル
	吸水軟膏
	乾燥酵母
	70 カンフル
	71 吸水軟膏
	72 グアイアズレン
	73 グアイアズレンスルホン酸ナ
	トリウム
	74 グアイエネシン
	75 クエン酸
	76 クエン酸二水素コリン
	77 グリシン
	アミノ酢酸
	グリセリン。ただし、内用剤及び外用剤（浣腸剤を除く。）に限る。
	78 グリセリンカリ液
	79 グリセリンカリ液

19	アリメマジン。ただし、外用剤に限る。	酒石酸アリメマジン
20	アルギニン	塩酸・アルギニン
21	アルキルジアミノエチルグリシン	塩酸アルキルジアミノエチルグリシン
22	アルキルポリアミノエチルグリシン	塩酸アルキルポリアミノエチルグリシン
23	アルクロキサ	アラントイクロルヒドロキシリミニウム
24	アルゲコロイド	
25	アルジオキサ。ただし、外用剤に限る。	
26	アロイン	
27	安息香酸。ただし、外用剤（吸引剤を除く。）に限る。	
28	安息香酸ナトリウムカフェイン	
29	アンモニア	
30	アンモニア・ウイキョウ精	
31	イオウ	
32	イクタモール	
33	イソチベニジル。ただし、外用剤に限る。	塩酸イソチベニジル
34	イソプロパンオール	
35	イソロイシン	L-イソロイシン
36	イノシトール	イノシット
37	イノシトールヘキサニコチニル	イノシトールヘキサニコチニル
38	ウルソデオキシコール酸	ウルソデオキシコール酸
39	ウンデシレン酸	ウンデシレン酸亜鉛
40	エタノール。ただし、内用剤及び外用剤（化膿性疾患用薬を除く。）に限る。	無水エタノール
41	エルゴカルシフェロール又はコレカルシフェロール。ただし、外用剤に限る。	ビタミンD、ビタミンD2、ビタミンD3
42	塩化亜鉛	
43	塩化アンモニウム	
44	塩化カリウム	
45	塩化カルシウム	
46	塩化ナトリウム	
47	オイゲノール	
48	オキシコーラン酸	
49	オキソアミジン	

80	グリセロリン酸	グリセロリン酸カルシウム、 ソジウムグリセロボスフェート	109 サクロフィル
81	グリチルリチン		110 サリチル酸エチレンギコール
			111 サリチル酸グリコール
82	グリチルリチン酸	グリチルリチン酸アンモニウム、 グリチルリチン酸及びその塩、 並びに甘草抽出物	112 サリチル酸フェニル。ただし、外用剤に限る。
83	グリチルレチン酸	β-グリチルレチン酸	113 サリチル酸メチル
84	クリブトシアニン0.A.コンプレックス		114 サリチル酸モノグリコールエステル
85	グルクロノラクトン		115 酸化亜鉛
86	グルクロン酸	グルクロン酸ナトリウム	116 酸化マグネシウム
87	グルクロン酸アミド		117 サンクロロン
88	グルコン酸	グルコン酸カルシウム、グルコン 酸ナトリウム	118 サンブローゼ
89	グルタミン	L-グルタミン	119 ジアスターゼ
90	グルタミン酸	L-グルタミン酸ナトリウム、グル タミン酸塩酸塩	120 ジアスメン
91	クロベチン		121 シアノコバラミン又はヒドロキソコバラミン コバラミン
92	クロタミトン		122 ジクロロ酢酸ジイソプロピルアミン
93	クロルヒドロキシアルミニニウム		123 シコチアミン
94	クロルフェニラミン。ただし、外用剤(坐剤及び点鼻 剤を除く。)に限る。	dL-マレイン酸クロルフェニラ ミン、d-マレイン酸クロルフェニラ ミン	124 次硝酸ビスマス。ただし、外用剤に限る。
95	クロロフイリン		125 シスチン L-シスチン
96	クロロブタノール		126 システイン L-シスチン、L-塩酸システィン 塩酸ジセチアミン
97	ケイ酸アルミニウム。ただし、外用剤に限る。		127 ジセチアミン 128 ジフェニルイミダゾール
98	ケイ酸マグネシウム		129 ジフェニルビラリン。ただし、外用剤(坐剤を除く。) に限る。
99	ゲフルナルナート		130 ジフェニルビラリン。ただし、外用剤(坐剤及び点鼻 剤を除く。)に限る。
100	コール酸	酒石酸水素コリン	131 ジベンゾイルチアミン 132 次没食子酸ビスマス。ただし、外用剤に限る。
101	コリン	オロチ酸コリン、オロト酸コリ ン	133 ジメチコン 134 ジメチルアミノエチルサリチル酸 ベータジメチルアミノエチルサ リチル酸塩
102	コリンオロチン酸エステル		135 ジメチルイソプロピルアズレン
103	コロジオン		136 ジメチルポリシリコサン
104	コンクビオゼニン		137 ジメモルファン 138 酒石酸水素カリウム
105	コンチーム		139 銀酸カリウム
106	コンドロイチン硫酸エステル	コンドロイチン硫酸、コンドロイ チン硫酸ナトリウム	140 親水軟膏
107	酢酸		
108	酢酸アルミニウム		

80	グリセロリン酸	グリセロリン酸カルシウム、 ソジウムグリセロボスフェート	109 サクロフィル
81	グリチルリチン		110 サリチル酸エチレンギコール
82	グリチルリチン酸	グリチルリチン酸アンモニウム、 グリチルリチン酸及びその塩、 並びに甘草抽出物	111 サリチル酸グリコール 112 サリチル酸フェニル。ただし、外用剤に限る。
83	グリチルレチン酸	β-グリチルレチン酸	113 サリチル酸メチル
84	クリブトシアニン0.A.コンプレックス		114 サリチル酸モノグリコールエステル
85	グルクロノラクトン		115 酸化亜鉛
86	グルクロン酸	グルクロン酸ナトリウム	116 酸化マグネシウム
87	グルクロン酸アミド		117 サンクロロン
88	グルコン酸	グルコン酸カルシウム、グルコン 酸ナトリウム	118 サンブローゼ
89	グルタミン	L-グルタミン	119 ジアスターゼ
90	グルタミン酸	L-グルタミン酸ナトリウム、グル タミン酸塩酸塩	120 ジアスメン
91	クロベチン		121 シアノコバラミン又はヒドロキソコバラミン コバラミン
92	クロタミトン		122 ジクロロ酢酸ジイソプロピルアミン
93	クロルヒドロキシアルミニニウム		123 シコチアミン
94	クロルフェニラミン。ただし、外用剤(坐剤及び点鼻 剤を除く。)に限る。	dL-マレイン酸クロルフェニラ ミン、d-マレイン酸クロルフェニラ ミン	124 次硝酸ビスマス。ただし、外用剤に限る。
95	クロロフイリン		125 シスチン L-シスチン
96	クロロブタノール		126 システイン L-シスチン、L-塩酸システィン 塩酸ジセチアミン
97	ケイ酸アルミニウム。ただし、外用剤に限る。		127 ジセチアミン 128 ジフェニルイミダゾール
98	ケイ酸マグネシウム		129 ジフェニルビラリン。ただし、外用剤(坐剤を除く。) に限る。
99	ゲフルナルナート		130 ジフェニルビラリン。ただし、外用剤(坐剤及び点鼻 剤を除く。)に限る。
100	コール酸	酒石酸水素コリン	131 ジベンゾイルチアミン 132 次没食子酸ビスマス。ただし、外用剤に限る。
101	コリン	オロチ酸コリン、オロト酸コリ ン	133 ジメチコン 134 ジメチルアミノエチルサリチル酸 ベータジメチルアミノエチルサ リチル酸塩
102	コリンオロチン酸エステル		135 ジメチルイソプロピルアズレン
103	コロジオン		136 ジメチルポリシリコサン
104	コンクビオゼニン		137 ジメモルファン 138 酒石酸水素カリウム
105	コンチーム		139 銀酸カリウム
106	コンドロイチン硫酸エステル	コンドロイチン硫酸、コンドロイ チン硫酸ナトリウム	140 親水軟膏
107	酢酸		
108	酢酸アルミニウム		

141	水酸化カルシウム	ウム
142	水酸化マグネシウム	176 デヒドロコール酸
143	降臓生消化酵素	177 デヒドロ酢酸
144	ステアリン酸	178 テンブン
145	セチルビリジニウム	179 糖化菌
146	石ケンカンフル	180 銅クロロフイリンカリウム、銅クロロフイリントリウム
147	セトラキサート	181 トコフェロール
148	セファランチン	コハク酸 d1- α -トコフェロール、ビタミンE
149	セミアルカリプロテイナーゼ	182 トコフェロールコハク酸エステル
150	ゼラチン	コハク酸 d1- α -トコフェロール、コハク酸 d- α -トコフェロール、コハク酸トコフェロールカルシウム、ビタミンE
151	セラペフターゼ	コハク酸エステルカルシウム
152	セルラーゼ	183 トコフェロール酢酸エステル
153	セルロシン	184 ドミフェン集化物
154	セルロース	185 トラネキサム酸。ただし、しみ(肝斑に限る。)改善薬を除く。
155	ソイステロール	186 トリクロカルバニライド
156	ソルビトール	187 トリクロカルバニライド
157	大豆油不けん化物	188 トリブトファン
158	唾液腺ホルモン	189 トリプロムフェニルカプロン酸エステル
159	タカジアスターーゼ	190 トレオニン
160	タルク	191 トレチノイントコフェリル
161	炭酸カルシウム	192 ナガーゼ
162	炭酸水素ナトリウム	193 納豆菌
163	炭酸ナトリウム	194 ニコチニ酸
164	炭酸マグネシウム	195 ニコチニ酸アミド
165	单軟膏	196 ニコチニ酸ベンジルエステル
166	タンニン酸	197 乳酸
167	チアミン	198 乳酸亜鉛
168	チアミンジスルフィド	199 乳酸カルシウム
169	チアミンジセチル硫酸エステル	200 乳酸菌
170	チアントール	有胞子性乳酸菌
171	チオクト酸	201 ニューラーゼ
172	チオクト酸アミド	
173	チモール	
174	チック油	
175	デカリニウム	塩化デカリニウム、酢酸デカリニ

202	尿素		238	ビリドキサールリン酸エステル	リン酸ビリドキサール
203	二硫化セレン		239	ビリドキシン、ビリドキサール又はビリドキサミン	ビタミンB6、塩酸ビリドキシン
204	ネオスチグミン	メチル硫酸ネオスチグミン	240	ビリドキシンハルミチン酸エステル	ジパルミチン酸ビリドキシン、ビリドキシンハルミテート
205	ノスカビン	塩酸ノスカбин	241	ビルメチルフェノール	
206	ノニル酸ワニルアルアミド		242	ビロキシリソ	
207	白色軟膏		243	ヒロダーゼ	
208	白糖		244	フィチン	
209	白金		245	フェーカリス菌	
210	ペラジウム		246	フェニルアラニン	L-フェニルアラニン
211	ペラブチアルミノ安息香酸ジエチルアミノエチル	テーカイン	247	フェニルヨードウンデシノエート	Fエニル-11-ヨード-10-ウンデシノエート
212	ペリシ	L-ペリシ	248	フタル酸ジエチル	
213	ベンクレアチン		249	フッ化ナトリウム(洗口液に限る。)	
214	ベンテチン		250	ブドウ酒	
215	ベンテノール	D-ベンゾテニールアルコール	251	ブドウ糖	フラビンアデニンジヌクレオチド
216	ベントテニールエチルエーテル		252	フランアデニンジヌクレオチド	ドナトリウム
217	ベンテン酸	パントン酸カルシウム、パントン酸ナトリウム	253	フルスルチアミン	塩酸フルスルチアミン
218	ベンプロシン		254	プロザイム	
219	ヒアルロン酸	ヒアルロン酸ナトリウム	255	プロスルチアミン	
220	ビオタミラーゼ		256	プロタミラーゼ	
221	ビオチアスター		257	プロテアーゼ	
222	ビオチアスミン		258	プロメライン	
223	ビオチン		259	ヘスピタン	
224	ビオナットミン		260	ヘスピリジン	
225	ビオラクチス		261	ベタイン	塩酸ベタイン
226	ビスイブチアミン		262	ヘプロニカート	
227	ビスチアミン	硝酸ビスチアミン	263	ベルベリン。ただし、外用剤に限る。	安息香酸ペルベリン、塩化ペルベリン、硫酸ペルベリン
228	ヒスチジン	L-塩酸ヒスチジン	264	ベンザルコニウム	ベンザルコニウム
229	ビスベンチアミン		265	ベンジルアルコール	
230	ビタミンA油。	ただし、外用剤に限る。	266	ベンゼトニウム	塩化ベンゼトニウム
231	ビチオノール		267	ベンゾイルチアミンジスルファイド	
232	ビチロール		268	ベンフォチアミン	
233	ヒドロキシエチルセルロース		269	ホウ酸	
234	ヒドロキシプロピルセルロース				
235	ヒドロキシプロピルメチルセルロース				
236	ヒノキチオール				
237	ヒフィズス菌				

270	ホスホリコリン	塩化ホスホリコリンカルシウム	304 ラウロマクロゴール
271	ボビドンヨード		305 酪酸菌
272	ポリエンホスファチジルコリン		306 ラクトミン
273	ボリペーゼ		307 ラクポン
274	ボリニルアルコール		308 ラックビー
275	ボリビニルビロリドン	ボビドン	309 リコチミン
276	ボリブテン		310 リコレックス
277	ボルネオール	d-ボルネオール	311 リジン
278	マクロゴール軟膏		312 リゾチーム
279	ミミターゼ		313 リノール酸
280	水		314 リバーゼ
281	メコハラミン		315 リボフラビン
282	メタノール変性アルコール		316 リボフラビン酷酸エステル
283	メチオニン	dL-メチオニン、L-メチオニン	317 リボフラビンリン酸エステル
284	メチライソプロビルフェノール	イソプロビルメチルフェノール、ビオゾール、ホノゾール	318 硫化カルシウム
285	メチルセルロース		319 硫酸亜鉛
286	メチルヘスペリジン		320 硫酸アルミニウムカリウム
287	メチルメチオニンスルホニウム	メチルメチオニンスルホニウム	321 硫酸ナトリウム
288	メチルロザニリソ	塩化メチルロザニリソ	322 硫酸マグネシウム
289	メチレンチモールダンニン		323 リンゴ酸
290	メチレンブルー		324 リン酸水素カリウム
291	メントール	dL-メントール、L-メントール	325 リン酸水素ナトリウム
292	メンフェゴール		326 リン酸二水素カリウム
293	モクタール		327 リン酸二水素ナトリウム
294	モノフルオロリン酸ナトリウム		328 リン脂質
295	モルシン		329 ルチン
296	有機加硫体		330 レシチン
297	エビデカレノン		331 レチノール。ただし、外用剤に限る。
298	ヨウ化カリウム		332 レチノール酷酸エステル。ただし、外用剤に限る。
299	葉酸		333 レチノールパルミチン酸エチノール
300	ヨウ素		334 ロイシン
301	ヨークレシチン		335 ロートエキス。ただし、外用剤に限る。
302	ヨードチンキ		336 ロートエキス・タンニン坐薬
303	ラウリルアミノエチルグリシン	レボン15	337 ワセリン

○生薬及び動植物成分	成分名	別名等
34 エンゴサク。ただし、外用剤に限る。	35 エンメイソウ	
35 オウギ	36 オウゴン。ただし、外用剤及び1日量中オウゴン 1g 以下を含有するものに限る。	
37 オウゼイ	38 オウベック。ただし、外用剤及び1日量中オウベック 3g 以下を含有するものに限る。	
39 オウレン。ただし、外用剤及び1日量中オウレン 1g 以下を含有するものに限る。	40 オウヒ	
40 オリブ油	41 オウレン。ただし、外用剤及び1日量中オウレン 1g 以下を含有するものに限る。	
41 オレンジ油	42 オレンジ	
42 カイカ	43 カイカ	
43 カイカベン (海狗棘)	44 オンシ	
44 オンシ	45 カイカ	
45 カイカベン (海狗棘)	46 カイクジン。ただし、外用剤に限る。	
46 カイクジン。ただし、外用剤に限る。	47 ガイシ	
47 ガイシ	48 海藻	
48 海藻	49 カイマ (海馬)	
49 カイマ (海馬)	50 ガイハク	
50 ガイハク	51 ガイヨウ	
51 ガイヨウ	52 カオリソウ	
52 カオリソウ	53 カキヨウ	
53 カキヨウ	54 加工大蒜	
54 加工大蒜	55 カゴソウ	
55 カゴソウ	56 カシ。ただし、外用剤に限る。	
56 カシ。ただし、外用剤に限る。	57 カシュウ。ただし、外用剤に限る。	
57 カシュウ。ただし、外用剤に限る。	58 ガジュツ。ただし、1日量中ガジュツ 5g 以下を含有するもの(外用剤を除く。)に限る。	
58 ガジュツ。ただし、1日量中ガジュツ 5g 以下を含有するもの(外用剤を除く。)に限る。	59 カスカラサグラダ。ただし、外用剤に限る。	
59 カスカラサグラダ。ただし、外用剤に限る。	60 カッコウ。ただし、外用剤及び1日量中カッコウ 3g 以下を含有するものに限る。	
60 カッコウ。ただし、外用剤及び1日量中カッコウ 3g 以下を含有するものに限る。	61 カッコン。ただし、外用剤及び1日量中カッコン 4g 以下を含有するものに限る。	
61 カッコン。ただし、外用剤及び1日量中カッコン 4g 以下を含有するものに限る。	62 カッセキ。ただし、外用剤及び1日量中カッセキ 1.5g 以下を含有するものに限る。	
62 カッセキ。ただし、外用剤及び1日量中カッセキ 1.5g 以下を含有するものに限る。	63 カノコソウ	
63 カノコソウ		

1 赤カシュウ。ただし、外用剤に限る。	2 赤松葉	3 赤マムシ
4 アカメガシワ	5 アキヨウ	6 小豆
7 アセニヤク	8 アニスジツ	9 アマチャ
10 亜麻仁。ただし、外用剤に限る。	11 アルニカ。ただし、外用剤に限る。	12 アロエ。ただし、外用剤及び1日量中アロエ 0.75g 以下を含有するものに限る。
13 アワ	14 アンズオール。ただし、外用剤に限る。	15 アンソコウ
16 イチイ。ただし、外用剤に限る。	17 イヌザンショウ	18 イヌザンショウ果実
19 イレイセン。ただし、1日量中イレイセン 0.15g 以下を含有するもの(外用剤を除く。)に限る。	20 インチン。ただし、外用剤及び1日量中インチン 3g 以下を含有するものに限る。	21 インチンコウ。ただし、外用剤及び1日量中インチンコウ 3g 以下を含有するものに限る。
22 インヨウカラク。ただし、外用剤に限る。	23 ウイキヨウ	24 ウイキヨウ油
25 ウコン	26 ウショウ	27 ウソッコウ
28 ウナギ	29 ウバイ	30 ウヤク。ただし、外用剤及び1日量中ウヤク 2g 以下を含有するものに限る。
31 ウワウルシ。ただし、外用剤に限る。	32 エイジツ。ただし、外用剤に限る。	33 エゾノレンリソウ

64	カミツレ	97	ギヨクチク
65	カラコウボク。ただし、外用剤に限る。	98	キンギンカ
66	カラトウキ	99	キンノバク
67	カラセンキュウ。ただし、外用剤及び1日量中カラセンキュウ 2.5g 以下を含有するものに限る。	100	クヨシ
68	ガラナ	101	クロヨウ。ただし、外用剤に限る。
69	カラコン。ただし、外用剤に限る。	102	クジン。ただし、外用剤に限る。
70	カラットオイル	103	クニン
71	カラニン	104	クマザサ
72	カワヤナギ。ただし、外用剤に限る。	105	クレンビ。ただし、外用剤に限る。
73	カンキョウ	106	クロマメ
74	カンショ	107	クロレラ
75	カンゾウ。ただし、外用剤及び1日量中カンゾウ 1g未満を含有す るものに限る。	108	ケイガイ。ただし、1日量中ケイガイ 1g 以下を含有するもの（外用 剤を除く。）に限る。
76	肝臓エキス	109	ケイガイ市。ただし、1日量中ケイガイ市 1g 以下を含有するもの（外 用剤を除く。）に限る。
77	肝臓加水分解物	110	鰐肝
78	カンテン	111	ケイシ
79	寒梅粉	112	ケイヒ
80	カンピ	113	ケイヒ油
81	カンボウイ。ただし、外用剤に限る。	114	ケツメイシ
82	肝油	115	ケンゴン。ただし、外用剤に限る。
83	キキョウ	116	ケンゴシ脂。ただし、外用剤に限る。
84	キクカ	117	ケンジン。ただし、外用剤及び1日量中ケンジン 0.5g 以下を含有す るものに限る。
85	キコク	118	ケンチアナ
86	キササゲ。ただし、外用剤に限る。	119	ケンノショウコ
87	キヅツ	120	ゲンマイ
88	キッピ	121	玄米麩
89	キバン	122	コウイ
90	牛角	123	コウエン
91	牛骨	124	コウカ
92	牛乳タンパク分解物	125	ゴウカイ
93	キョウオウ	126	コウカ油
94	キョウカツ。ただし、外用剤及び1日量中キョウカツ 0.15g 以下を 含有するものに限る。	127	轡丸抽出物。ただし、外用剤に限る。
95	強肝油	128	コウクベン（広狗陳）
96	キヨウニン。ただし、外用剤及び1日量中キヨウニン 0.2g 以下を含 有するものに限る。	129	コウジン
97	鉛	130	鉛

131	コウブシ。ただし、外用剤に限る。		163 サンゴシ
132	コウベイ		164 サンシン
133	コウボク。ただし、外用剤及び1日量中コウボク0.3g以下を含有するものに限る。		165 サンシユエ
134	コオウ		166 サンショウヨウ
135	ゴカヒ	エノウコギ、シゴカ	167 サンショウヨン。ただし、外用剤に限る。
136	コクロジン。ただし、外用剤に限る。		168 サンソウニン
137	コケモヨウ。ただし、外用剤に限る。		169 サンナ
138	ゴシツ。ただし、外用剤及び1日量中ゴシツ1.5g以下を含有するものに限る。		170 サンヤク
139	ゴシユ。ただし、外用剤及び1日量中ゴシユ0.4g以下を含有するものに限る。		171 サンリョウ
140	コショウ		172 ジオウ（別名カンジオウ又はジュクジョウ）。ただし、外用剤及び1日量中ジオウ0.8g以下を含有するものに限る。
141	コズイシ		173 シオン。ただし、外用剤に限る。
142	コトウイ		174 シクシン
143	コトウニン		175 ジコッビ。ただし、外用剤及び1日量中ジコッビ0.2g以下を含有するものに限る。
144	ゴバイシ		176 シコン
145	コハク		177 ジセキ。ただし、外用剤に限る。
146	ゴボウシ。ただし、外用剤及び1日量中ゴボウシ1.5g以下を含有するものに限る。		178 シソ
147	ゴマ		179 シソシ
148	ゴマ油		180 シソヨウ
149	ゴミシ		181 シタン
150	ゴレーシ。ただし、外用剤に限る。		182 シツリシ。ただし、外用剤に限る。
151	コロハ		183 シティ
152	コロンボ。ただし、外用剤に限る。		184 シベット。ただし、外用剤に限る。
153	コンズランゴ。ただし、外用剤に限る。		185 シャカソウ。ただし、外用剤及び1日量中シャカソウ1g未満を含有するものに限る。
154	サイカク		186 シャクヤク
155	サイコ。ただし、外用剤及び1日量中サイコ0.7g以下を含有するものに限る。		187 シヤコウ。ただし、外用剤に限る。
156	サイシン。ただし、外用剤及び1日量中サイシン0.3g以下を含有するものに限る。		188 シヤショウシ。ただし、外用剤及び1日量中シャショウシ0.6g以下を含有するものに限る。
157	サイチヤ		189 シヤジン（沙参）
158	サフラン		190 シヤゼンシ
159	サヨウ		191 シヤゼンソウ
160	晒脂		192 獣角
161	サルカケミカン		193 繊毛粗織加水分解物。ただし、外用剤に限る。
162	サルヤシ		194 ジュウヤク
163	シャジン（砂仁）		195 シュクシャ

196	シユロジツ。ただし、外用剤に限る。	
197	シユロヨウ	
198	ショウキヨウ	ヒネシヨウガ
199	ショウキヨウ油	
200	ショウズク	
201	ショウズク油	
202	ショウ脳	
203	ショウバク	
204	ショウブコン。ただし、外用剤に限る。	カラムス根
205	ショウマ。ただし、外用剤及び1日量中ショウマ0.15g以下を含有するものに限る。	
206	ショウレンギョウ。ただし、外用剤に限る。	オトギリソウ (弟切草)
207	ショクショウ	
208	ショテイシ	
209	シリエウ。ただし、外用剤及び1日量中シリエウ1.5g以下を含有するものに限る。	
210	シンイ。ただし、外用剤及び1日量中シンイ0.3g以下を含有するものに限る。	
211	シンキク	シンギク
212	シンギヨウ。ただし、外用剤に限る。	
213	シンコウ。ただし、外用剤及び1日量中シンコウ1g以下を含有するものに限る。	
214	シンジュ(真珠)	
215	心臓エキス	
216	シンモッコウ。ただし、外用剤に限る。	
217	スイカ	
218	スイサイヨウ。ただし、外用剤に限る。	
219	杉葉油	
220	ズシ	タントウシ(淡豆鼓) コウシ(香豉)
221	炭	百草霜
222	セイヒ	
223	セイヨウサンザン	クラテグス
224	セイヨウトチノキ種子。ただし、外用剤に限る。	
225	ゼオライト。ただし、外用剤に限る。	
226	セキイ。ただし、外用剤に限る。	
227	セキサン。ただし、外用剤に限る。	
228	セキシヨウコン。ただし、外用剤に限る。	
229	セケツメイ	
230	セッコウ。ただし、外用剤及び1日量中セッコウ1.5g以下を含有するものに限る。	
231	セッコク。ただし、外用剤に限る。	
232	セッコツボク。ただし、外用剤に限る。	ニワトコ
233	セッコツヨウ。ただし、外用剤に限る。	
234	セネガ	
235	センキユウ。ただし、外用剤及び1日量中センキユウ2.5g以下を含有するものに限る。	
236	ゼンコ。ただし、外用剤及び1日量中ゼンコ1.25g以下を含有するものに限る。	
237	ゼンコツ。ただし、外用剤に限る。	
238	ゼンソ。ただし、外用剤に限る。	
239	ゼンタイ	ゼンタイ
240	センタウリウムソウ	
241	センボウ。ただし、外用剤に限る。	
242	センレンジ。ただし、外用剤に限る。	
243	ソウキセイ(ヤドリギ科の植物を基原とする生薬を含む)。ただし、外用剤に限る。	
244	ソウジュウ。ただし、外用剤及び1日量中ソウジュウ2.25g以下を含有するものに限る。	
245	ソウズク	
246	ソウハク	
247	ソウハクヒ	
248	ソウヒヨウショウ	
249	ゾクダン	センゾクダン
250	ソボク。ただし、外用剤及び1日量中ソボク1g以下を含有するものに限る。	
251	ダイウキヨウ	
252	ダイオウ。ただし、外用剤に限る。	
253	タイカ	
254	タイシャセキ。ただし、外用剤に限る。	
255	大豆黄卷	
256	タイソウ	
257	ダイフウシ	

258	ダイアクリヒ。ただし、外用剤に限る。	290	トウジン。ただし、外用剤に限る。
259	タクシャ。ただし、外用剤及び1日量中タクシャ3g以下を含有するものに限る。	291	トウシンソウ
260	タチジヤコウソウ	292	冬虫夏草
261	ダツテ。ただし、外用剤に限る。	293	トウニン。ただし、1日量中トウニン0.5g以下を含有するもの(外用剤を除く)に限る。
262	タラコンピ	294	トウヒ
263	胆汁	295	トウヒ油
264	タンジン。ただし、外用剤に限る。	296	動物胆(ユウタン等)
265	チクシヨ	297	トウモロコシ
266	チクセツニンジン	298	トウヤク
267	チクヨウ	299	ドクカツ。ただし、外用剤及び1日量中ドクカツ1.5g以下を含有するものに限る。
268	チミアン油	300	トケイソウ
269	チモ	301	トシシ。ただし、外用剤に限る。
270	チャボトケイソウ	302	トショウジツ
271	チャヨウ	303	トチュウ
272	チュ	304	ドベッコウ
273	チョウジ	305	ドモッコウ。ただし、外用剤に限る。
274	チョウジ油	306	トン脂
275	チョウトウコウ。ただし、外用剤及び1日量中チョウトウコウ0.3g以下を含有するものに限る。	307	ナンテンジツ
276	チョレイ。ただし、外用剤及び1日量中チョレイ2.25g以下を含有するものに限る。	308	ナンバンゲ
277	チンキッピ	309	ニガキ
278	チンピ	310	ニクジュヨウ
279	ツユクサ	311	ニクズク
280	ツルガ。ただし、外用剤に限る。	312	ニクズク油
281	ティレキシ	313	ニユウコウ
282	テレビン油	314	ニラ
283	テンジクオウ	315	ニンジン
284	テンナンショウ。ただし、外用剤に限る。	316	ニンドウ
285	テンマ。ただし、外用剤及び1日量中テンマ1g以下を含有するものに限る。	317	ニンニク
286	テンモンドウ。ただし、外用剤及び1日量中テンモンドウ1.25g以下を含有するものに限る。	318	ハールカルク
287	トウガシ	319	ハイカ
288	トウガラシ	320	ハイショウ
289	トウキ	321	バクガ
		322	ハクガイシ
		323	ハクシニン
		324	白酒

258	ダイアクリヒ。ただし、外用剤に限る。	290	トウジン。ただし、外用剤に限る。
259	タクシャ。ただし、外用剤及び1日量中タクシャ3g以下を含有するものに限る。	291	トウシンソウ
260	タチジヤコウソウ	292	冬虫夏草
261	ダツテ。ただし、外用剤に限る。	293	トウニン。ただし、1日量中トウニン0.5g以下を含有するもの(外用剤を除く)に限る。
262	タラコンピ	294	トウヒ
263	胆汁	295	トウヒ油
264	タンジン。ただし、外用剤に限る。	296	動物胆(ユウタン等)
265	チクシヨ	297	トウモロコシ
266	チクセツニンジン	298	トウヤク
267	チクヨウ	299	ドクカツ。ただし、外用剤及び1日量中ドクカツ1.5g以下を含有するものに限る。
268	チミアン油	300	トケイソウ
269	チモ	301	トシシ。ただし、外用剤に限る。
270	チャボトケイソウ	302	トショウジツ
271	チャヨウ	303	トチュウ
272	チュ	304	ドベッコウ
273	チョウジ	305	ドモッコウ。ただし、外用剤に限る。
274	チョウジ油	306	トン脂
275	チョウトウコウ。ただし、外用剤及び1日量中チョウトウコウ0.3g以下を含有するものに限る。	307	ナンテンジツ
276	チョレイ。ただし、外用剤及び1日量中チョレイ2.25g以下を含有するものに限る。	308	ナンバンゲ
277	チンキッピ	309	ニガキ
278	チンピ	310	ニクジュヨウ
279	ツユクサ	311	ニクズク
280	ツルガ。ただし、外用剤に限る。	312	ニクズク油
281	ティレキシ	313	ニユウコウ
282	テレビン油	314	ニラ
283	テンジクオウ	315	ニンジン
284	テンナンショウ。ただし、外用剤に限る。	316	ニンドウ
285	テンマ。ただし、外用剤及び1日量中テンマ1g以下を含有するものに限る。	317	ニンニク
286	テンモンドウ。ただし、外用剤及び1日量中テンモンドウ1.25g以下を含有するものに限る。	318	ハールカルク
287	トウガシ	319	ハイカ
288	トウガラシ	320	ハイショウ
289	トウキ	321	バクガ
		322	ハクガイシ
		323	ハクシニン
		324	白酒

	するものに限る。
325 バクモンドウ	
326 ハゲキテン。ただし、外用剤に限る。	ハゲキ、ハゲキニク
327 ハゴシ。ただし、外用剤に限る。	ホコツシ
328 バシヨウコン。ただし、外用剤に限る。	
329 ハチミツ	
330 ハツカ	
331 ハツカイヒ (別名ハツカイ)。ただし、外用剤に限る。	ハツカイボク
332 ハツカツ	
333 ハツカ脳	
334 ハツカ油	
335 ハツカヨウ	
336 パツシフローラ	
337 ハトムギ	
338 ハマボウフウ	
339 ハマメリス	
340 ハンケ。ただし、外用剤(粘膜に使用する製剤を除く。)及び1日量中ハシング 0.6g 以下を含有するものに限る。	ハシング。ただし、外用剤(粘膜に使用する製剤を除く。)及び1日量中ハシング 0.6g 以下を含有するものに限る。
341 ハンピ	
342 パンリバーエキス	
343 ヒカイ	
344 ヒシノミ	
345 ヒハツ	
346 ヒマシ油。ただし、外用剤に限る。	ビヤクキヨウサン。
347 ビヤクキヨウサン。ただし、外用剤に限る。	ビヤクキヨウサン
348 ビヤクゴウ	
349 ビヤクシ。ただし、外用剤及び1日量中ビヤクシ 1.6g 以下を含有するものに限る。	ビヤクシ。ただし、外用剤及び1日量中ビヤクシ 1.6g 以下を含有するものに限る。
350 ビヤクジュツ。ただし、外用剤及び1日量中ビヤクジュツ 2.25g 以下を含有するものに限る。	オケラ
351 ビヤクズク	
352 ビヤクダン。ただし、外用剤に限る。	
353 ビヤクレン	
354 ビワヨウ	
355 ピンロウジ。ただし、外用剤に限る。	
356 フクボンシ。ただし、外用剤に限る。	
357 ブクリュウカン	
358 ブクリヨウ。ただし、外用剤及び1日量中ブクリヨウ 4g 以下を含有	
359 ブシ (別名加工ブシ又はホウブシ)。ただし、外用剤に限る。	
360 ブタ胃壁酸加水分解物	
361 ブタ胃壁ペプシン分解物	
362 ブラングラ皮。ただし、外用剤に限る。	
363 ブランタゴ・オバタ種子	
364 ブランタゴ・オバタ種皮	
365 ペアベリー。ただし、外用剤に限る。	
366 ベクチン	
367 ベッコウ	
368 ベラドンナコーン (別名ペラドンナ)。ただし、外用剤に限る。	
369 ベルーバルサム	
370 ベルガモット油	
371 ヘンズ	
372 ベントナイト	
373 ボウイ。ただし、外用剤及び1日量中ボウイ 0.5g 以下を含有するものに限る。	ボウイ。ただし、外用剤及び1日量中ボウイ 0.5g 以下を含有するものに限る。
374 ボウコン	
375 ボウショウ	
376 ボウフウ。ただし、外用剤及び1日量中ボウフウ 0.3g 以下を含有するものに限る。	ボウフウ。ただし、外用剤及び1日量中ボウフウ 0.3g 以下を含有するものに限る。
377 ホオウ	
378 ボクソク	
379 ホコウエイ	
380 ボタンビ。ただし、外用剤及び1日量中ボタンビ 0.4g 以下を含有するものに限る。	ボタンビ。ただし、外用剤及び1日量中ボタンビ 0.4g 以下を含有するものに限る。
381 ボチョウコウ	
382 ホップ	
383 ボテンティラ。ただし、外用剤に限る。	
384 ホホバ	
385 ホミカ。ただし、外用剤に限る。	
386 ボレイ	
387 マオウ。ただし、外用剤に限る。	
388 マクリ。ただし、外用剤に限る。	
389 真昆布	
390 マシニン	
391 松葉	

325 バクモンドウ	
326 ハゲキテン。ただし、外用剤に限る。	ハゲキ、ハゲキニク
327 ハゴシ。ただし、外用剤に限る。	ホコツシ
328 バシヨウコン。ただし、外用剤に限る。	
329 ハチミツ	
330 ハツカ	
331 ハツカイヒ (別名ハツカイ)。ただし、外用剤に限る。	ハツカイボク
332 ハツカツ	
333 ハツカ脳	
334 ハツカ油	
335 ハツカヨウ	
336 パツシフローラ	
337 ハトムギ	
338 ハマボウフウ	
339 ハマメリス	
340 ハンケ。ただし、外用剤(粘膜に使用する製剤を除く。)及び1日量中ハシング 0.6g 以下を含有するものに限る。	ハシング。ただし、外用剤(粘膜に使用する製剤を除く。)及び1日量中ハシング 0.6g 以下を含有するものに限る。
341 ハンピ	
342 パンリバーエキス	
343 ヒカイ	
344 ヒシノミ	
345 ヒハツ	
346 ヒマシ油。ただし、外用剤に限る。	ビヤクキヨウサン。
347 ビヤクキヨウサン。ただし、外用剤に限る。	ビヤクキヨウサン
348 ビヤクゴウ	
349 ビヤクシ。ただし、外用剤及び1日量中ビヤクシ 1.6g 以下を含有するものに限る。	ビヤクシ。ただし、外用剤及び1日量中ビヤクシ 1.6g 以下を含有するものに限る。
350 ビヤクジュツ。ただし、外用剤及び1日量中ビヤクジュツ 2.25g 以下を含有するものに限る。	オケラ
351 ビヤクズク	
352 ビヤクダン。ただし、外用剤に限る。	
353 ビヤクレン	
354 ビワヨウ	
355 ピンロウジ。ただし、外用剤に限る。	
356 フクボンシ。ただし、外用剤に限る。	
357 ブクリュウカン	
358 ブクリヨウ。ただし、外用剤及び1日量中ブクリヨウ 4g 以下を含有	

392	マツツジ		427 リコンビ	リコンハクヒ
393	マムシ胆		428 リエウガシニク	
394	マムシタンパク分解物		429 リエウコヅ	
395	マルジエキス		430 リエウタン。ただし、外用剤及び1日量中リュウターン 0.75g 以下を含むものに限る。	
396	マンケイシ。ただし、外用剤及び1日量中マンケイシ 0.5g 以下を含むものに限る。		431 リエウノウ	
397	ミズアメ		432 リヨウキヨウ	
398	ミツロウ	オウロウ	433 レイヨウカク	
399	ムイラブアマ		434 レモン油	
400	ムラサキオモト。ただし、外用剤に限る。		435 レンギョウ。ただし、外用剤及び1日量中レンギョウ 0.3g 以下を含むものに限る。	
401	メリロート。ただし、外用剤に限る。		436 レンケイ。ただし、外用剤に限る。	
402	モクヤンビ		437 レンセンソウ	
403	モクツウ。ただし、1日量中モクツウ 0.3g 以下を含むもの（外用剤を除く。）に限る。		438 レンニク	
404	モクテンリョウ	マタタビ	439 ローズ油	
405	モクロウ		440 ローヤルゼリ	
406	モッカ		441 ロクキン	
407	モッコウ		442 ロクジョウ	
408	モツヤク。ただし、外用剤に限る。	ミルラ	443 ロクシン。ただし、外用剤に限る。	
409	桃の葉		444 ロクベン。ただし、外用剤に限る。	
410	ヤカン。ただし、外用剤に限る。		445 ロジン（松脂）	
411	焼セッコウ		446 ロジン（臓腎）。ただし、外用剤に限る。	
412	ヤクチ		447 ロックガ	
413	ヤクモソウ。ただし、外用剤に限る。		448 ワコウボク。ただし、外用剤に限る。	
414	ヤツメウナギ。ただし、外用剤に限る。		449 ワリアナ。ただし、外用剤に限る。	
415	ヤラシツ [△] 。ただし、外用剤に限る。			
416	ヤラシツ [△] ハ脂。ただし、外用剤に限る。			
417	ユーカリ油			
418	ユキノシタ			
419	ヨウキセキ。ただし、外用剤に限る。			
420	ヨウハイヒ			
421	ヨクイニン			
422	ラクトサン。ただし、外用剤に限る。			
423	ラジウム鉱砂	惠那ラヂウム鉱砂		
424	ラタニア			
425	卵黄			
426	卵黄油			

注1) 1日量は、15歳以上の者に係る量（以下「基準量」という。）であって、15歳未満の者に係る量は基準量を勘案し算定した量とする。

注2) 1日量は、原生薬による値であり、エキス等については原生薬に換算した値を使用すること。

注3) 「成分名」欄中の有効成分は、その塩類及びそれらの水和物を含めた形で表記したものであること。また、特に記載がない限り、それらの光学異性体、立体異性体及び構造異性体を含む表記であること。

注4) 生薬及び動植物成分については、現行既知の範囲において、リスクが明らかに異なるものについては、末、エキス等の別を表記することとし、それ以外のものについては、末、散、エキス、流エキス、抽出物、乾燥エキス及び乾燥水製エキス等を含む表記であること。

令和元年10月9日

一般社団法人広島県医師会会长 様
 一般社団法人広島県歯科医師会会长 様
 一般社団法人広島県病院協会会長 様
 公益社団法人広島県薬剤師会会长 様
 一般社団法人広島県病院薬剤師会会长 様

廣島県健康福祉局長
 〒730-8511 広島市中区基町10-52
 薬務課

販売情報提供活動監視事業について（通知）

このことについて、令和元年10月1日付けで厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課から別紙のとおり事務連絡がありました。

「医療用医薬品の広告活動監視モニター事業」については、平成28年度から、一部の医療機関を対象に実施されてきましたが、令和元年10月1日からは「販売情報提供活動監視事業」として拡充し、全ての医療機関から不適切事例の報告を受け付けることとなりました。

については、貴会員等への周知をお願いします。

【情報提供方法】

「医療関係者向け医療用医薬品の広告活動に関する情報窓口」サイト（当該事業実施主体の事務局（三菱UFJリサーチ&コンサルティング（株）ホームページ内）に掲載されている記入要領及び報告様式に基づき、事務局宛にメールを送付する。

○医療関係者向け医療用医薬品の広告活動に関する情報窓口サイト

URL : <https://www.murc.jp/hanbaijohoteikyo/>

○報告送付先

Mail : promotion@murc.jp

担当 薬事グループ
 電話 082-513-3222 (ダイヤルイン)
 (担当者 長谷川)

別紙

事務連絡
 令和元年10月1日

各 $\left\{ \begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特別区} \end{array} \right\}$ 卫生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局
 監視指導・麻薬対策課

販売情報提供活動監視事業について

今般、厚生労働省において平成28年度より実施している「医療用医薬品の広告活動監視モニター事業」については、「販売情報提供活動監視事業」として拡充し、モニター施設に加え、全ての医療関係者から不適切事例の報告を受け付けることとしました。

これに伴い、本事業に対する周知及び協力を依頼するため、各医療関係団体あてに別添（写）のとおり発出しましたので、情報提供します。

別添

薬生監麻発1001第1号
令和元年10月1日

公益社団法人日本医師会担当理事
日本医学会会長
一般社団法人日本医学会連合会長
公益社団法人日本歯科医師会会长
公益社団法人日本薬剤師会会长
一般社団法人日本病院薬剤師会会长

殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課長

販売情報提供活動監視事業について

平素より医薬行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省においては、臨床研究データを不正に利用した広告等が社会的な問題となった事例を受け、医療用医薬品を対象とした広告活動監視モニター制度を構築し、医療現場の医師・薬剤師に対する企業の販売促進活動の状況を直接収集して評価等を行い、不適切な事例については製薬企業及び医療関係者に広く公表し、警鐘とすることにより、企業による適正な広告活動を確保するための環境整備を進める「医療用医薬品の広告活動監視モニター事業」(以下「モニター事業」という。)を実施してきました。

モニター事業とは、医療現場の医師・薬剤師等に対する製薬企業の販売促進活動の状況を、モニターから直接収集して評価等を行う「広告活動監視モニター制度」を構築した上で、不適切事例については、企業及び医療関係者に広く公表し警鐘とするとともに、必要に応じて行政指導等の対応を図ることにより、企業による適正な広告活動を確保するための環境整備を進めることを目的としたものです。

今般、不適切事例の報告をモニター以外からも広く受け付けるべきとの指摘がモニター委員や事業報告書からなされたことを受け、モニター事業を「販売情報提供活動監視事業」(以下「本事業」という。)として拡充し、全ての医療関係者から不適切事例の報告を受け付けることとしました。

つきましては、報告様式をはじめとした関係資料をお示ししますので、貴会会員等に対し周知いただくとともに、本事業に協力いただきますようお願い申し上げます。

販売情報提供活動監視事業について

1. 事業目的

大手製薬企業による、臨床研究データを不正に利用した広告等が社会的な問題となつた事例を受け、厚生労働省においては、医療用医薬品を対象とした広告活動監視モニター制度を構築し、医療現場の医師・薬剤師に対する企業の販売促進活動の状況を直接収集して評価等を行い、不適切な事例については製薬企業及び医療関係者に広く公表し、警鐘とすることにより、企業による適正な広告活動を確保するための環境整備を進める「医療用医薬品の広告活動監視モニター事業」(以下「モニター事業」という)を平成28年度より実施してきた。

モニター事業については、多くのモニターより、「不適切広告等の報告活動に携わることで、医薬品広告等を鵜呑みにすることなく注意深く評価する意識が向上したことから、報告活動の対象を全医療機関・薬局に拡大することによって、医療関係者全体の意識・技能向上に繋げることができる」との指摘がなされている。

本事業は、モニター事業を「販売情報提供活動監視事業」として拡充するものであり、大型の総合病院を中心配置しているモニターの体制を、精神疾患や慢性疾患患者がいる中規模病院にも拡大するとともに、新たにモニタ一配位置施設以外の医療機関・薬局からも幅広く不適切事例を受け付けることにより、収集事例の多様化に加えて、実質的な「不適切な販売情報提供活動報告制度」の整備を図るものである。

2. 事業概要

- ①医療関係者向け広告に関する医療機関の医療関係者からの情報収集
- ②医療関係者向け広告に関する医療機関・薬局の医療関係者(モニター以外)からの報告収集・評価
- ③精度の高い報告を確保するための医療関係者に対する普及・啓発活動
- ④医学専門誌等の記事・体広告等で示された広告の表現内容等に関する調査
- ⑤モニターとなる協力医療機関の担当者への研修会及び広告活動監視モニタ一事例検討会の開催
- ⑥報告書の作成

3. 実施主体

- ①事務局
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

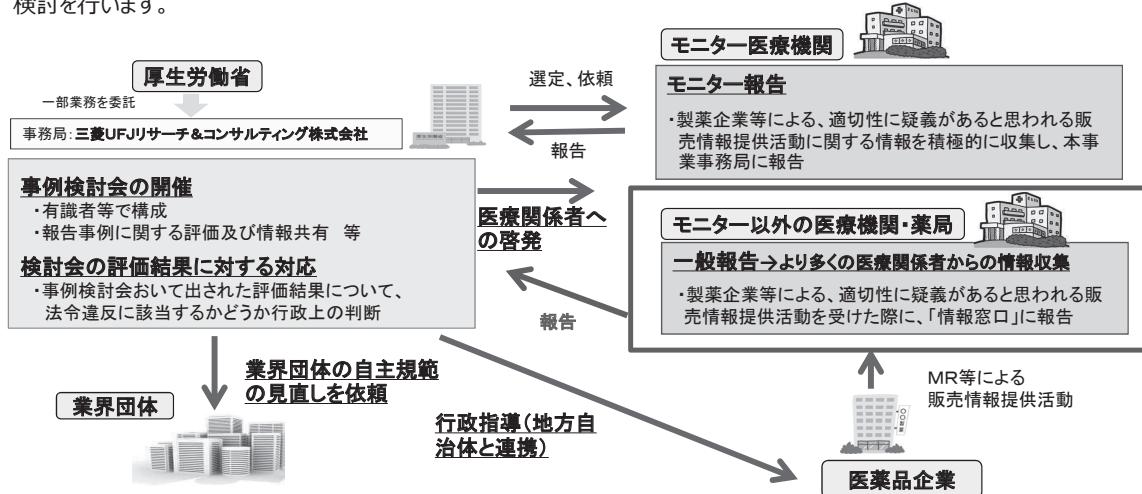
厚生労働省 医薬・生活衛生局 監視指導・麻薬対策課委託「販売情報提供活動監視事業」 医療関係者向け医療用医薬品の広告活動に関する情報窓口

(1) 概要

厚生労働省では、医療用医薬品を対象とした広告活動監視モニター制度を構築し、企業の販売促進活動の状況を直接収集して評価等を行い、不適切な事例については製薬企業及び医療関係者に広く公表し、警鐘とともに、必要に応じて、行政指導等の対応を図っております。今般、広告活動監視モニター制度を拡充した「販売情報提供活動監視事業」の一環として、モニター以外の医療関係者からも不適切な事例の報告を広く受け付けることとなりました。

(2) 情報窓口について

製薬企業等による広告活動、医療関係者向けの専門誌・学会誌、製薬企業ホームページ、医療関係者向け情報サイト等において、適切性に疑義があると思われる医療用医薬品の販売情報提供活動に関する報告をしていただくための窓口を設けました。以下のスキームにおいて、受け付けた報告は、厚生労働省に報告の上、有識者等を構成員とする事例検討会において検討を行います。



- ② 厚生労働省担当部局
厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

4. 不適切事例の報告収集

①趣旨

医療用医薬品について、製薬企業等から虚偽・誇大広告、承認前広告をはじめとする広告規制に抵触するおそれのある広告活動があつた際、医療現場における医療関係者より情報提供いただいたことで、本事業における報告収集の強化を図るもの。

②情報提供の方法

本事業事務局（三菱UFJリサーチ＆コンサルティング（株））のホームページに設置された「医療関係者向け医療用医薬品の広告活動に関する情報窓口」サイトに掲載されている記入要領及び報告様式に基づき、事務局宛にメールにてお送りいただく。
医療関係者向け医療用医薬品の広告活動に関する情報窓口サイト
URL : <https://www.murc.jp/hanbaiiohoterkyo/>

報告送付先

Mail : promotion@murc.jp

5. 一般報告の受付開始時期

令和元年10月1日から

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課委託「販売情報提供活動監視事業」

「医療関係者向け医療用医薬品の広告活動に関する情報収口」について

記入にあたって

概要
本事業では、適切性に疑義があると思われる、製薬企業等による医療用医薬品の販売情報提供活動について、医療関係者の方々から広く事例報告をウェブサイト(<https://www.murc.jp/hanbaihishoikyo/>)にて受け付けています。

活動について医療用医薬品の広告活動監視モニタ一事業を平成28年度より実施しています。今般、不適切事例の報告をモニター委員や事業報告書から指摘されたことに伴い、モニター以外の医療関係者から広く報告を受け付けることとし、「販売情報提供活動監視事業」として拡充することとなりました。
こうした背景の下、厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課より委託を受け、三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社では、「販売情報提供活動監視事業」の一環として本事業における「医療用医薬品の広告活動監視モニタ一事業」を平成28年度より実施しています。今般、不適切事例の報告をモニター委員や事業報告書から指摘されたことに伴い、モニター以外の医療関係者から広く報告を受け付けることとし、「販売情報提供活動監視事業」として拡充することとなりました。

こうした背景の下、厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課より委託を受け、三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社では、「販売情報提供活動監視事業」の一環として本事業における「医療用医薬品の広告活動監視モニタ一事業」を平成28年度より実施しています。今般、不適切事例の報告をモニター委員や事業報告書から指摘されたことに伴い、モニター以外の医療関係者から広く報告を受け付けることとし、「販売情報提供活動監視事業」として拡充することとなりました。

サイトを運営しております。

回答方法
ウェブサイト(<https://www.murc.jp/hanbaihishoikyo/>)より疑義報告様式をダウンロード(Excelファイル)し、ご回答ください。詳細の記入例は下記をご参照ください。

提出方法

回答した疑義報告(Excelファイル)にパスワードを設定し、promotion@murc.jpまでご送付ください(パスワードの設定方法は下記をご参照ください)。パスワードは、疑義報告とは別のメールにて、promotion@murc.jpまでご送付ください。
また、製薬企業等からの販売情報提供活動では提供された資料等があれば合わせてメールに添付してご送付ください。

<パスワードの設定について>

- ① ファイルメニューから「名前を付けて保存」をクリックします。
- ② ウィンドウが表示されたら、画面右下部の「ツール」をクリックし、一覧から「全般オプション」をクリックします。
- ③ ポップアップウインドウ内の「読み取りパスワード」ボックスに任意のパスワードを入力し、「OK」をクリックします。
- ④ 「パスワードの確認」が表示されます。設定したパスワードを再度入力して、「OK」をクリックします。
- ⑤ 「ファイル名」ボックスに任意のファイル名を入力して、「保存」をクリックすると、パスワード付きのファイルが作成されます。

■ 記載方法等本報告に関するお問い合わせ・送付先

〒105-8501 東京都港区虎ノ門5-11-2 オランダヒルズ森タワー
三菱UFJリサーチ＆コンサルティング
(販売情報提供活動監視事業 事務局)
経営コンサルティング第一部 渡辺、新村、丹羽、石倉、社会政策部 田嶋
メール: promotion@murc.jp

■ お預かりする情報の取り扱いについて

・本事業への協力は皆様の自由な意思に基づくもので、ご協力いただけない場合でも不利益を被ることはありません。
・お預かりする情報は、当社の「個人情報保護方針」および「個人情報の取扱いについて」に従って適切に取り扱います(<http://www.murc.jp/profile/privacy.html>)。ご不明な点は上記の「お問合せ・送付先」までご連絡ください。
・頂いた報告は、厚生労働省および本事業事例検討会の委員と共有させていただきます。また、回答者および回答者の所属医療機関等が特定されないように事例としてとりまとめ、有識者等で構成される事例検討会において内容を検討・確認した上で、公開することがあります。ただし、情報を提供いただいた回答者及び回答者の所属医療機関等の個別名を製薬企業に提供することは一切行いません。

■ 記入方法

【報告年月日・所属・氏名等】 それぞれ、ご記入ください。「所属医療機関・薬局」「氏名」「連絡先」は本報告の内容について弊社からお問合せをする際に使用いたします。それ以外では一切使用いたしません(事例検討会や報告書等でも使用することは一切ございません)。
なお、本事業では、ご報告者が医療関係者でない場合やご報告者の所属医療機関等・氏名が確認でききりない場合には、「疑義報告」として受理しませんこと、予めお断り申し上げます。

【① 情報を入手した日】 西暦で年月日を記入してください。

【② 情報を入手した人】 報告される方ご本人が入手した場合は「1」を、それ以外の方が入手した場合は「2」を選択してください。

【③ 情報を提供した企業】 具体名をご記入ください。

【④ 情報が提供された製品名】 医薬品名を具体的に(添付文書に記載の商品名など)ご記入ください。後発医薬品の場合は、企業名(屋号)も含めてご記入ください。

【⑤ 先発医薬品・後発医薬品の別】 先発医薬品は「1」を、後発医薬品(バイオシミラー含む)は「2」をブルダントより選択してください。

【⑥ 医薬品の葉効分類名】 添付文書の販売名コードの頭3文字分の数字により示されている、葉効分類名をブルダントより選択してください。

【(7-1) 情報を入手した方法】 選択肢の中から、該当するものすべてを選択してください。（複数回答可）。なお、9・10・11についても、具体的な名称もご記入ください。

【(7-2) 製薬企業担当者の職種】 情報を行った製薬企業担当者の職種について、「MR（医薬情報担当者）」「MSL（メディカル・サイエンス・リエゾン、医学・科学的なエビデンスや高度な事実知識をもとに、医薬品の情報提供を支援する職種）」「その他」のいずれかをフルダクションより選択してください。(7-1)で「1」～「6」を選択した場合のみご回答ください。

【(8) 情報提供があつたタイミング】 情報提供があつたタイミングについて、「薬事承認前」「薬事承認後～保険収載前」「保険収載後」のいずれかをフルダクションより選択してください。

【(9-1) 資料の提供について】 資料の提供について、「資料なし」「資料あり」「資料を要求したがなし」のいずれかをフルダクションより選択してください。

【(10) 不適切な情報提供の疑いのある項目】 1.～13. の各内容についてあてはまる場合はそれぞれフルダクションより「○」を選択してください（複数回答可）。

(参考) 厚生労働省ホームページ：医療用医薬品の広告活動監視モニタ－事業報告書 等

○平成30年度報告書→<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/06-Seisakujidouhou-11120000-1yakushohinkoku/0000205038.pdf>

○平成29年度報告書→<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/06-Seisakujidouhou-11120000-1yakushohinkoku/0000183615.pdf>

<データについて>

1. 信頼性の欠けるデータを用いた

- 承認審査等で未評価のデータ、学術雑誌に未掲載のデータを用いた
- サブグループ解析の結果のみ（当初から計画されたもの以外）を用いた／等

2. 整合性のないデータを用いた

- 対象薬ヒー迫一で対応していないデータ
- 臨床データとは関係のない非臨床データ / 等

3. (引用時に) データの抜粋・修正・統合等を行った

- 例：比較試験の結果から対照群のデータを削除して紹介した場合 / 等

<説明・表現について>

6. 誇大な表現を用いてデータを説明した

- データに誤りはなくとも、説明時に、誇大な表現を行った場合
- 例：製品名の由来（「卓越した」という意味を持つ単語が含まれる）を示し、「卓越した効果を持つ薬剤」と強調して説明する場合 / 等

5. 上記1～4以外で事実誤認の恐れのあるデータ使用・加工をした

- ◆医薬品の種類：抗腫瘍薬
- ◆問題のあつた情報提供活動・資料・企業担当者による口頭説明、ヒアリング用資料
- 例：院内説明会での説明スライド中において、審査報告書では3群比較試験であった、有効性を示す複数のグラフについて、群または群の結果のみを抽出して示した。3群のうち群は本剤（低用量群、高用量群）であるが、TITAN化率等を比較するグラフにおいて、低用量群と高用量群が紹介されていたのと異なり、投与量が増えても結果に大きな差異は見られないという説明もあり、3群比較試験の結果としてきちんと説明するべきである。

製品名の由来をプロモーションに用いた事例

- ◆医薬品の種類：抗腫瘍薬
- ◆問題のあつた情報提供活動・資料・企業担当者による口頭説明、ヒアリング用資料
- 例：製品名の由来（「卓越した」という意味を持つ単語が含まれる）を示し、「卓越した効果を持つ薬剤」と強調して説明した。臨床試験では、对照薬に対する非劣性が検証されたのに過ぎず、製品名を利用して卓越したと強調して説明することは誇張と思われる。

7. エビデンスのない説明を行った

○例：異なる規格の製剤の情報を基に説明（10mgまたは20mgの製剤の使用が想定されているにも関わらず、5mg 製剤について説明）を行った場合 / 等

異なる規格の製剤の情報を基づかない説明を行った事例

- ◆医薬品の種類 酸分消化抑制薬
- ◆問題のある情報 提供活動・資材・企業担当者による口頭説明
- 企業担当者が医師が、逆流性食道炎の維持療法への本剤5mg製剤と20mg製剤は後発医薬品が販売されているが、5mg製剤は販売されていない）の使用を勧奨された。逆流性食道炎の薬理作用としては、10mg製剤または20mg製剤の1日2回から1回への用量について記載されないが、本剤が選択されない理由は、本剤の10mg製剤の1日2回から1回への用量によって適応取得しており、臨床試験が少ないなどと強調するよううかがうか説明。
- ・「既に先行バイオ医薬品と同等／同質」ではないことの説明を受けたとのことであった。
- ・また、インタビューフォームに「20mg製剤1日1回より10mg製剤1日2回の方が効果が高い」と記載されていることと相照り、「10mg製剤1日1回より5mg製剤1日2回の方が効果が高いとの説明も行ったとのことであったが、この裏付けとなる研究はなかった。」

8. 未承認の効能効果や用法用量を示した

○例：保険の査定を受けないことを説明し、暗に添付文書の記載内容に反する処方を勧奨した場合 / 等

保険の査定を受けないことを説明し、暗に添付文書の記載内容に反する処方を勧奨した事例

- ◆医薬品の種類 ハーキンソン製治瘻薬
- ◆問題のある情報 提供活動・資材・企業担当者による口頭説明
- 添付文書では、重複的な副作用発現のおそれがあるため、記載の併用禁忌剤との投与間隔について所定の間隔を置くよう明記されていた。しかし企業担当者からは、「整腸剤については明確なエビデンスがあるわけではなく、整腸剤でも保険の対象となるないと説明を受けた。同様の説明は医療機関で広く行っていよいよであった。

9. 上記6～8以外で事実誤認の恐れのある表現を用いた

10. 安全性を軽視した（副作用を含む安全性等の情報提供が不十分な場合も含む）

○例：新薬の処方日数制限に反する使用方法を勧奨した場合 / 等

新薬の処方日数制限に反する使用方法を勧奨した事例

- ◆医薬品の種類 線内障・高銀庄治瘻薬
- ◆問題のある情報 提供活動・資材・企業担当者による口頭説明
- 新薬ヒヤング時に、新薬の14日処方制限のため患者の来院間隔と合わせ採用が困難であることを伝えたところ、企業担当者が「1か月ごとに来院可能であるとの説明を受けた。」

12. 他社の製品を誇謗・中傷する表現を用了

○例：本剤のバイオシミラーにとって不利益となる情報提供を積極的に行つた場合 / 等

本剤のバイオシミラーにとって不利益となる情報提供を積極的に行つた事例

- ◆医薬品の種類 抗がん剤
- ◆問題のある情報 提供活動・資材・企業担当者による情報提供
- 企業担当者は、「ほかのバイオシミラーが海外で承認されなかつた」として、他の詳細に関する情報は入手していないとのことであった。同様の事例は複数のモニター医療機関から報告されており、他にも以下のよううな情報提供があつた。
- ・バイオシミラーが外局によって適応取得しており、臨床試験が少ないなどと強調するよううかがうか説明。
- ・「既に先行バイオ医薬品と同等／同質」ではないことの説明。
- ・「既に先行バイオ医薬品を使用している患者については、バイオシミラーに切り替えることはできない」との説明。
- ・本剤とは無関係である別の製品のバイオシミラーに対する、「効果は疑問である」「精製が悪い」といった発言。

13. その他

○上記にあてはまらないが、違反が疑われる場合

【①】悪質だと疑われる項目】 1. ～ 3. の各項目についてあてはまる場合はそれぞれブルダウンより「〇」を選択してください（複数回答可）。

【②】問題があると思われる内容・その理由】 問題があると思われる内容と、その理由について、具体的にご記入ください。この内容について具体的なご記入がない場合は、疑義内容について判断がつきかねるため、事務局よりご照会させていただきます。

【③】事例としての取扱いについて】 ご報告いただいた医療機関等や製薬企業のMR個人、医薬品等が特定できないよう、3ページから5ページに記載の「例」のような形式で事例としてとりまとめることを予定しております。その際は、ご報告いただいた医療機関等が特定されないように留意して取りまとめを行います。なお、製薬企業等との詳細なやりとりが記載されている等の理由により、そのまま事例として取り上げると、医療機関等が特定される恐れがあるので特別な理由がある場合は、「事例には注意が必要」欄のブルダウンにより「〇」を選択し、理由をご記入ください。また、一定期間経過後は事例としてまとめ公表することについて支障がなくなる場合は、注意が必要な期間をご記入ください（例：市販後であれば事例化は問題ない）。

※ご記入方法等がご不明の場合は、下記までお問合せください。

■ お問合せ先：

三菱UFJリサーチ＆コンサルティング 渡辺、新村、丹羽、石倉、田嶋
メール：promotion@murc.jp

11. 利益相反に関する事項を明記しなかった

○例：製品紹介動画面中で引用している論文のCOIを表示しなかつた場合 / 等

製品紹介動画面中で引用している論文のCOIを表示しなかつた事例

- ◆医薬品の種類 錠剤
- ◆問題のある情報 提供活動・資材・医療関係者向け情報サイト上の製品紹介動画
- 医療関係者向け情報サイト上の製品紹介動画中で、本剤の安全性を示すために引用している論文について、原著論文の責任著者は、本剤の錠剤版が企業の「医学専門アドバイザー」として掲載を擇っているにもかかわらず、動画面中ではその旨の表示はなかつた。

(参考)

医薬品・医療機器等における広告規制について

1 広告規制の問題

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）」（以下、薬機法という。）においては、以下 3 点について禁止・制限規定が設けられている。

- ①虚偽・誇大広告の禁止（法第66条）
 - ・医薬品等の名称、製造方法、効能・効果、性能に関する記事の広告・記述・流布を禁止
 - ・医薬品等の効能・効果、性能に関する記事の広告・記述・流布を禁止するおそれのある記事の広告・記述・流布を禁止
 - ・医薬品等に関する記録・文書・図画の禁止
 - ②特定疾患病用医薬品広告の制限（法第67条）
 - ・医師等の指導下で使用されるべき、がん等の特定疾病用の医薬品にして、医薬関係者以外の一般人を対象とする広告を制限して、医薬品の広告の禁止（法第68条）
 - ③未承認医薬品の広告の禁止（法第68条）
 - ・未承認医薬品等の名称、製造方法、効能・効果、性能に関する広告の禁止

2. 広告の該当性

※「薬事法における医薬品等の広告の該当性」(平成10年9月29日医薬監視指導課題通知)

第148号 厚生省医薬安全局監視指導課題通知

- ・ 顧客を誘引する（顧客の購入意欲を昂進させる）意図が明確であること
- ・ 特定医薬品等の商品名が明らかにされていること
- ・ 一般人が認知できる状態であること

3. 準基管広正適等品薬医

- ① 「医薬品等適正広告基準」(平成29年9月29日薬生発0929第4号)厚生労働省医薬・生活衛生局長通知
② 「医薬品等適正広告基準の解説及び留意事項」(平成29年9月29日薬生発0920第5号)厚生労働省医薬・生活衛生局長通知

- ※事例として公表する際には報告者が情状を説明できる形で行います
- ※報告者が複数の理由がある場合は〇を選択し、理由を記入して下さい。
- ※一定期間は事例として公表することに支障がない場合は、注意が必要な期間を記入して下さい。(例：市販後であれば事例として公表する旨を記入して下さい。)

- 目的：
 - ・ 医薬品等の広告が虚偽、誇大にわたらないようになりますとともにその適正化を図ること。
 - 広告を行う者の責務：
 - ・ 使用者が当該医薬品等を適正に使用することができるよう、正確な情報の伝達に努めること。

主な基準：

- ・ 医薬品等の品位の保持
- ・ 虚偽、誇大なおそれのある広告の禁止
- ・ 過量消費又は乱用助長を促すおそれのある広告の禁止
- ・ 医療用医薬品等の一般人向け広告の禁止
- ・ 他社製品のひぼう広告の制限
- ・ 医薬関係者等の推せん表現の禁止 等

4. 医療用医薬品の販売情報提供活動ガイドライン

- ① 「医療用医薬品の販売情報提供活動に関するガイドライン」（平成30年9月25日薬生発0925第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）
- ② 「医療用医薬品の販売情報提供活動に関するガイドラインに關するQ&A」（平成31年2月20日厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策事務連絡）
- ③ 「医療用医薬品の販売情報提供活動に関するガイドラインに關するQ&A（その2）」（平成31年3月29日厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課事務連絡）
- ④ 「医療用医薬品の販売情報提供活動に関するガイドラインに關するQ&A（その3）」（令和元年9月6日厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課事務連絡）

目的：

- ・ 医療用医薬品の販売情報提供活動において行う広告又は広告に類する行為を適正化することにより、適正使用を確保し、もって保健衛生の向上を図ること。
- 適用範囲等：
- ・ 医薬品製造販売業者、その委託先・提携先企業及び医薬品卸売販売業者が行う販売情報提供活動が対象。
- ・ 「販売情報提供活動」とは、能動的・受動的を問わず、特定の医療用医薬品の名称又は有効性・安全性の認知の向上等による販売促進を期待して、情報を提供すること。

- 目的：
 - ・ 「販売情報提供活動の資材等」とは、当該活動に使用される資料及び情報をいい、口頭による説明、パソコン上の映像、電磁的に提供されるもの等、その提供方法、媒体を問わない。
 - ・ 医薬情報担当者、メディカル・サイエンス・リエゾンその他のお名稱やその所属部門にかかわらず、雇用する全ての者等に対し適用。

基本的考え方：

- ・ 販売情報提供活動の原則
 - 医薬品製造販売業者等の責務：
 - 販売情報提供活動の担当者の責務：
 - その他：
 - ・ 未承認薬・適応外薬等に関する情報提供
 - ・ 医薬関係者の責務 等
- ※ 上記の開運通知等については、厚生労働省ホームページに掲載しておりますので、適宜御確認ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuinitsuite/bunya/kenkou_iryou/iyakuuhin/koukokukisei/index.html

地域薬剤師会だより

大竹市薬剤師会／廿日市市薬剤師会



<大竹市薬剤師会>

巡回よろず相談所

副会長 中曾 貴章

大竹市では多職種連携協議会が主催となってよろず相談所を開催しています。名前のようにいろいろな職種の専門職数名が各地域に訪れ、健康・介護・生活・住まいのことなど、困ったことやどこに相談してよいかわからない事にこたえていきます。

8月は南栄1、2丁目集会所での開催です。集まった人は16名です。自己紹介とどんな仕事をしているかなどで始まります。その後、場所によっては小グループに分かれるところあり、今回は皆さんの中でそのままでした。皆さんおとなしく質問が出てきません。

その地域の会長、副会長が話を盛り上げます。そうするうちに質問も出てきます。

薬剤師への質問は複数の医療機関から処方箋をもらうときにそれぞれの薬局で薬をもらいお薬手帳に記入しておけばよいのか、一か所の薬局を決めてそこでもらった方がよいのかでした。また、一か所に決めるとすぐには薬がそろわないことがあるがどうだろうか。

かかりつけ薬局や薬剤師を決めておいた方が何か困ったときに相談しやすく飲み合せ、重複などの問題にも気づきやすいことなど説明します。

そうすると質問も続いて出でます、歯科では処方箋を出さずに院内で薬を出すがどうすればよいのか。

ここでは、お薬手帳の活用方法を説明します。

お薬のことでも困っていることがたくさんあることがわかります。薬剤師としてやっているようでも足りないことばかりです。

他の職種の人たちも質問に答え一時間半はすぐに過ぎています。

大竹市では数年前からよろず相談を行っていますが、各回人数が少ない時がありますが集まって来るのは有意義な時間となっています。これからも続いていきますが、

薬局、薬剤師の仕事、活動を理解していただくために出席したいと思っています。

<廿日市市薬剤師会>

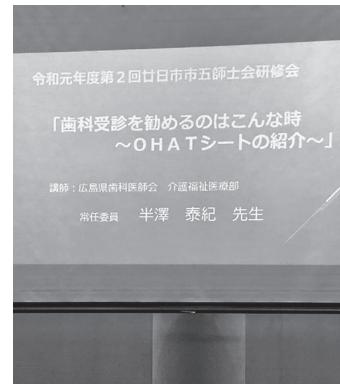
柚木 りさ

今日は10月7日に行われました、廿日市市五師士会の研修会についてご報告します。

現在 廿日市市には医療連携をとっていくための会「五師士会」があります。医師、歯科医師と薬剤師や看護師、ケアマネジヤーや理学療法士、社会福祉士などコ・メディカルの職種全般で会は形成されており、いつも有意義な研修会やたくさんの連携をはかるためのレクリエーションなどをおこなっております。

今日は令和元年度第2回廿日市市五師士会研修会として、講師に広島県歯科医師会常任委員 半澤泰紀先生をお迎えしての研修会でした。

半澤先生から「歯科受診を勧めるのはこんな時～OHATシートの紹介～」の演題でのご講演がありました。オーラルフレイルの判断、歯科医へ受診へのタイミング、フレイルを少しでも遅らせるためのケア、OHATシートの使い方・スコアのつけ方など、実際の症例を挙げて、わかりやすくご講演いただき



10月7日 廿日市市五師士会研修会

ました。

口腔機能の低下によって栄養状態が悪くなり、身体活動が低下し、社会との接触がなくなっていくことで身体のフレイルが進んでしまう。だからこそ早めに歯科医だけではなく、身边に患者さんと接することの多いコ・メディカルの立場の人からの発見が大切であることのお話がありました。

もちろん自分自身に置き換えてお話を聞いていると口腔ケアをしていかなければと思いました。

さて、廿日市市薬剤師会では今後も五師士会はじめ、

イベントが続きます。

五師士会の秋のレクリエーションとして、10月27日に宮島包ヶ浦自然公園にてバーベキューをしながら、情報交換をし、交流を深め連携を取ることができる体制を作るための交流会が行われました。

また、11月3日にはあいプラザまつりにおいて、廿日市市薬剤師会として、「指先から健康チェック★」を行います。こちらのイベントも多く市民の方に触れ合うチャンスですので、今後もたくさんの薬剤師さんのご参加をお願いいたします。

諸団体だより

広島県青年薬剤師会



会長 石本 新

8月31日（土）納涼会を開催いたしました。会場は中区袋町の「大漁酒場 魚樽袋町支店」です。

翌日の定例勉強会の講師をして下さる児島悠史先生をお招きました。真面目な話からたあいのない話までお酒の場ならではの貴重な交流が出来ました。食べる事を忘れるくらい盛り上がってましたし、気づけば日が変わったまで飲んで、話していました。



9月1日（日）定例勉強会を開催しました。

講師は、ひより薬局/Fizz-DI 児島悠史先生です。「薬局すぐに役立つ薬の比較と使い分け100」を執筆され、ブログ「お薬Q&A～FizzDrugInformation」を運営されており、非常に御高名な先生です。10時から13時までの3時間「薬剤師が医学論文を読むと、日常業務がどう変わるか」との演題でご講演頂きました。

前日の納涼会で、遅くまで飲んでいました先生の体調を若干心配していましたが、全く影響はなかったみたいです。

医学論文は学生の時以来で、働き始めて全く見る機会が無い方がほとんどだと思います。

添付文書の内容をそのまま鵜呑みにすると色々ヤバい！！という事と EBM の重要性についてお話されたことが特に印象に残っています。講演の中で「えっ！？」と気づかされることが多々あり、講演が終わるころには医学論文を読むことは楽しい事かもと感じさせられる内容でした。



広島県青年薬剤師会では、今後も「あっ、これ気になる！」と思っていただけるような勉強会やイベントを企画します。青葉入会の有無や年齢は問わずどなたでも参加していただけますが、青葉会員になると勉強会費は無料！正会員（40歳未満の会員）のみではなく、準会員（40歳以上の会員）も無料となりますので断然お得に参加できます！会員は随時募集していますので、興味のある方はお気軽にホームページやFacebook分室等からお問い合わせください！

広島県青年薬剤師会 勉強会のおしらせ

○知っピン月イチ勉強会

日 時：11月21日（木）19:30～21:00

会 場：広島県薬剤師会館

テーマ：「漢方薬の添付文書から読み解く
漢方薬理2」

講 師：広島漢方研究会 理事

木原 敦司先生

参加費：青葉会員（準会員・学生会員を含む）：無料

非会員：1,000円

学生（社会人入学は除く）：無料

広島県女性薬剤師会

会長 松村 智子



第65回広島県女性薬剤師会総会を令和元年9月8日（日）13時から開催しました。

来賓として広島県健康福祉局薬務課 應和卓治課長と広島県薬剤師会 豊見雅文会長にお越しいただきました。医薬分業が進んで薬局薬剤師が増えました。地域における薬剤師への期待度（ハードル）が上がっています。これまで以上に知識と心の研鑽に努めることを応援されました。会長から「薬剤師はコ・メディカルではない。パラメディカルでもない。メディカルです。」と言われた言葉に薬剤師としての責務を感じました。



特別講演にはコールメディカルクリニック広島 藤岡泰弘先生に講演いただきました。演題は「地域で支える在宅療養～訪問薬剤師の関わり～」です。在宅療養において薬剤師は何ができるだろうか。どのような期待に応えられるのだろうかといつも考えていました。訪問活動は技能ではなく信頼関係であること。専門職としてだけでなく、地域住民の一人として向き合っていくことを示唆していただきました。先生の温かい手で背中を押されたように勇気づけられました。

懇親会はAGRI（アグリ）。野菜たっぷりでヘルシー、なのに食べ応え十分でお酒もおいしく飲めるというお店です。冷たいビールが滝のように喉に流れ込みました。女性薬剤師会の懇親会ということでオーナーから健康に良い料理のコツ（出汁、酢を上手に使う）などをお話しいただきました。食育について講演されている方だけあってとても楽しいお話を伺いました。ここだけの話ですが、ドリカムが広島でコンサートするときにはAGRIの弁当を注文されることがあります。

9月14日（土）19時～手話講習会

今回のテーマは「医療に関する会話、医療に関する単語を学ぼう」

私たちには興味深々な話題です。ゲーム式に楽しみました。「骨密度やMRIなど専門用語はどのように表現するの？」と質問したりで次第にエスカレートしていました。手話は習うより慣れろ！伝えたいという熱い心です。

9月28日（土）役員会

今後の企画を話し合いました。

これからも興味あることをとことん追求していくきますので、どうぞよろしくお願いします。

広島漢方研究会

第24回吉益東洞顕彰会報告 日本漢方交流会京都大会のお誘い

理事長 鉄村 努

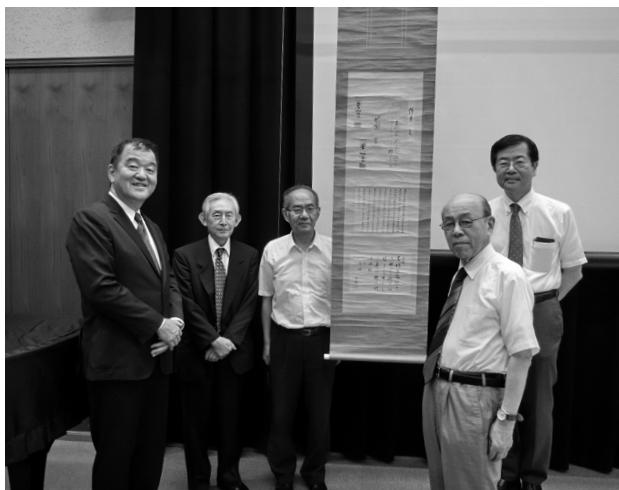


広島出身で江戸時代の有名な漢方医である吉益東洞を顕彰する第24回吉益東洞顕彰会が、9月8日（日）に東洞碑（石碑）

のある広島大学医学部広仁会館において開催されました。広島漢方研究会が主催（共催 日本生薬学会、後援 東亜医学協会 日本東洋医学会 日本医史学会）して、約50名の参加がありました。午前中の一般発表では、広島漢方研究会から山崎正寿先生が「傷寒論における三陰三陽の解釈」、木原敦司先生が「野坂完山～子供たちに受け継がれる医の心～」という演題で発表されました。また、大阪歯科大学歯学部教授 王宝禮先生が「吉益東洞経験方の処方にに基づく排膿散及湯の抗炎症作用機序解明」を発表されました。午後からは医学部内にある東洞碑前にて顕彰式を行いました。引き続き、特別講演『腹診は診断学？それとも治療学？』という演題で、三谷ファミリークリニック院長 三谷和男先生にご講演頂きました。三谷和男先生は、漢方の基本概念である“証”を決定する方法として四診（望診・聞診・問診・切診）があり、特に腹診による診断法を紹介して頂きました。



診察に当たっては患者様とのコミュニケーションを大切にする医療人としての心構えも教えて頂き大変勉強になりました。また、昨年に引き続き東洞先生のご子孫である吉益倫夫先生（東京）が出席され、広島大学に寄贈予定の東洞先生が記した貴重な“掛け軸”を披露されました。



広島漢方研究会が所属する（一社）日本漢方交流会開催の第52回全国学術総会京都大会が、令和元年11月23日（土・祝）から2日間「病は気から～気の異常を伴う病と漢方～」をテーマに京都薬科大学において開催されます。全国から薬剤師を中心に約300名以上が参加する予定です。ぜひご参加ください。詳細は日本漢方交流会ホームページにてご確認ください。

8月広漢月例会4時限目は、平野恵子先生（上野薬局）



が「～和解に働く二味から考える薬方 前編～ 傷寒雑病論より」という演題で講義されました。柴胡剤の中心生薬である柴胡と黄芩についてその効能と少陽病、胸脇苦満、また腹診についても解説して頂きました。

広島漢方研究会では、毎月薬剤師会館において月例勉強会を行っています。11月は薬局製剤実習として「香蘇散（煎剤）」、12月は「杞菊地黄丸（丸剤）」の製剤を予定しています。オープン参加も可能（1日参加費3,000円・薬剤師研修シール3点・漢方薬、生薬認定薬剤師更新用としても使用可・予約不要）です。詳細は広島漢方研究会ホームページ、広島県薬剤師会ホームページ研修会カレンダー、または研究会事務局：薬王堂漢方薬局までお問い合わせください。

広島漢方研究会事務局：薬王堂漢方薬局

TEL：082-285-3395

【初級講座の講義予定】 1時間目 9:30～11:00

11月10日（第二日曜）

『症例から考察する漢方病理（腎虚編1）』

12月8日（第二日曜）

『症例から考察する漢方病理（腎虚編2）』

**広島県医薬品卸協同組合
<日本医薬品卸勤務薬剤師会広島県支部>**

株式会社サンキ 物流部
広島物流センター 年光 真希

サンキの本社は海に面した商工センターの一区画にあります。入社面接で訪れた際、「毎日、瀬戸内の大きな海と島々を見ながら仕事ができるよ」と声をかけられたのを覚えています。以前は東京で暮らしており、海といえば羽田空港へ向かう東京モノレールから見える首都高速道路や工業地帯、高層ビル。または東京ディズニーリゾートへ向かう京葉線から見える葛西臨海公園でしょうか。ただここまで拓けた風景が日常となるとは想像もしていませんでした。波は風を孕ませては揺れる布のように変化を起こします。時には穏やかに。時には荒々しい姿を。季節や天候、時間帯によって色々な姿が見ることができるのは「日常」となっているからこそです。お昼休みに海の様子を見て、午前の忙しない気持ちを落ち着かせるのがルーティンとなっています。



社屋から見える瀬戸内海の様子

この原稿を書いているのは10月。日本での開催ということもあり、ラグビーワールドカップが盛り上がりを見せています。東京駅には海外からの観戦者向けに会場案内が英語で表示されていました。全国12会場で開催されではいるものの、中国地方では会場がないのが残念で

す。一番近い開催地となっているのが福岡。小旅行にはちょうど良い距離かもしれません。とはいえ、来年には東京オリンピックが開催されることもあり、今回以上に対応がされるのではないかと思われます。島国同士の戦いとなった日本対アイルランド。土曜開催だったこともあり観戦された方も多いのではないでしょうか。まさに世紀の番狂わせ。私もルールが半分以上分からないうがらも、興奮しながらテレビに張り付いていました。世界ランキング2位のアイルランドになぜ日本が勝つことができたのか。もちろん、戦術や選手たちのスキルの上昇、ホーム開催という地の利もあったと思います。ただ、素人目見て「勝利」という一つの目標に対して選手全員が向かっていた」ということが一つの要因だったのではないかと思います。

さて。私が所属しているのは「物流部」であり、物流センターで働いています。物流センター庫内や商品の品質管理、及び物流部所属の社員研修を主に担っています。薬剤師として期待されているのは「品質管理」。とはいえ、あくまで立ち位置は物流部。品質管理部や品質保証部であれば「品質」からの視点に立てばよいのですが、物流部である以上そこだけを見ればいいというわけではありません。作業効率等と品質のバランスが大切になってきます。入社当時は、その立ち位置で戸惑う場面も多くありました。

近年、医薬品の有効性と安全性に対する社会からの関心が高まるとともに、流通基準が厳しい医薬品が数多く発売されています。今年だと「キムリア」は高額医薬品ということで話題になり、社会の注目を集めています。今まで以上に、現場での高い品質管理が求められるでしょう。そんな中、医薬品の供給について品質確保のために「GDP」の作成が行われました。今はまだGMP等と異なり義務ではありません。ただ医薬品卸業界の「基準」ができることで、医薬品流通体制の底上げとなり、現場の品質確保の意識を統一するコンテンツの一つとして活用していくならと思っています。GDPを新しく施行していくことは、手順書の作成はもちろん、業務量も今まで以上に増えることを意味します。困難もあるでしょう。しかし、ラグビー日本代表と同じように、社員全員が同じ目標に足並みをそろえることで、その大きな困難を超えていくことができたらと思っています。

◆◆◆◆◆ 研修だより ◆◆◆◆◆

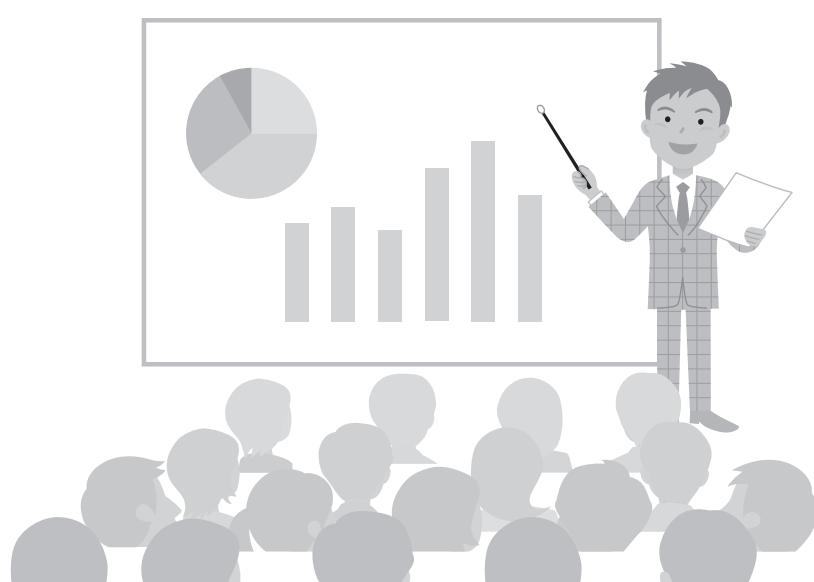
薬剤師を対象とした各種研修会の開催情報をまとめました。

他支部や他団体、薬事情報センターの研修会については、準備の都合もありますので事前にお問い合わせください。
詳しくは研修会カレンダー (<http://www.hiroyaku.or.jp/sche/schedule.cgi>) をご覧ください。

広島県の研修認定薬剤師申請状況
令和元年9月末日現在 2,625名(内更新1,038名)

開催日時 研修内容・講 師	開催場所	主催者 問い合わせ先	認定	その他 (参加費等)
11月9日(土) 15:00~17:00 広島県薬剤師会館2階 ふたばホール 第527回薬事情報センター定例研修会 1) 薬事情報センターだより 2) 情報提供「大豆イソフラボン代謝物“エクオール”について」 大塚製薬株式会社 3) 特別講演「中高年女性に多い手の疾患の診断と治療」 広島大学大学院医系科学研究科 上肢機能解析制御科学 教授 砂川融先生	(公社) 広島県薬剤師会 薬事情報センター 082-567-6055	1	受講料：会員1,000円、非会員 2,000円 ※氏名＆ふりがな、薬剤師名 簿登録番号、勤務先、連絡先 電話番号、広島県薬剤師会 会員か非会員をご記入の上、 E-MAIL (di@hiroyaku.or.jp) または、FAX (082-567-6050) にてお申込みください。	
11月10日(日) 9:30~16:00 広島県薬剤師会館2階 ふたばホール 広島漢方研究会月例会 第650回 9:30~11:00 漢方初級講座38 『症例から考察する漢方病理(腎虚編Ⅰ)』 木原敦司先生 11:00~12:30 『漢方薬局での店頭経験』 症例報告と処方解説 鉄村努先生 13:30~15:00 講義『症例から見る臨床現場の漢方処方』 中島正光先生 15:00~16:00 『香蘇散(煎剤)の処方解説と製剤実習』 木原敦司先生	主催 広島漢方研究会 問い合わせ先 テツムラ漢方薬局 082-232-7756	3	参加費：広島漢方研究会会員 無料、会員外(オープン参加) 3,000円(学生1,500円) ※事前の申し込みは不要です。	
11月12日(火) 19:00~20:30 西区民文化センター3階 大会議室A 西区勉強会 一般講演：「CDK4/6阻害薬の基本情報」 ファイザー株式会社 特別講演：「乳がん治療の最新の話題～CDK4/6阻害剤の適正使 用情報～」 講師：広島市立広島市民病院 乳腺外科 部長 伊藤充矢先生	主催 (一社) 広島市薬剤師会 ファイザー株式会社 問い合わせ先 082-506-1255	1	受講料：県薬会員無料、会員 外1,000円 申込み：11月1日(金)までに 電話かFAX(082-506-1256) にて「氏名・勤務先・会員登 録の有無」をご連絡下さい。	
11月22日(金) 18:45~20:45 TKPガーデンシティ広島駅前大橋6階 広島県精神科病院協会薬剤師部会学術講演会 テーマ：「平成28年度診療報酬改定に基づいた外来患者における 抗精神病薬減量の試み」 講師：独立行政法人国立病院機構 加茂精神医療センター 坂本靖之先生	主催 広島県精神科病院 協会薬剤師部会 問い合わせ先 ほうゆう病院 薬局 新宅将史 0823-72-2111	1	参加費：県病薬会員500円、 非会員1,000円	

開催日時 研修内容・講 師	開催場所	主催者 問い合わせ先	認定	その他 (参加費等)
11月30日（土）16:00～ RCC 文化センター 606 葉友会広島支部研修会 一般講演：「精神科領域の漢方」 講師：広島漢方研究会 理事 木原敦司先生 特別講演：「高齢者に対する精神科治療薬の使い方と考え方」 講師：草津病院薬局 課長 別所千枝先生		徳島文理大学葉友会 広島支部 082-233-8233	1	参加費：無料 ※薬剤師であればどなたでも参加可能です。参加希望の方はお名前・連絡先をお書きの上、082-233-8233 に FAX 願います（先着順）。
12月14日（土）15:00～17:00 広島県薬剤師会館 2階 ふたばホール 第528回薬事情報センター定例研修会 1) 薬事情報センターだより 2) 情報提供 3) 特別講演 「薬剤師と一緒に守る安全で明るい去勢抵抗性前立腺がん患者の未来」 県立広島病院 泌尿器科 主任部長 梶原充先生		(公社) 広島県薬剤師会 薬事情報センター 082-567-6055	1	受講料：会員1,000円、非会員2,000円 ※氏名＆ふりがな、薬剤師名簿登録番号、勤務先、連絡先電話番号、広島県薬剤師会会員か非会員をご記入の上、E-MAIL (di@hiroyaku.or.jp) または FAX (082-567-6050) にてお申込みください。



公益財団法人日本薬剤師研修センターより 価格改定についてのお知らせ

価格一覧(令和元年10月1日より)

欄	項目	価格(10%税込)(円)
認定等	研修認定薬剤師研修手帳	550
	漢方薬・生薬認定薬剤師研修手帳再発行	1,100
	小児薬物療法認定薬剤師研修手帳再発行	1,100
	研修認定薬剤師認定申請料(新規、更新)	11,000
	研修認定薬剤師IDカード	1,540
	漢方薬・生薬認定薬剤師認定手数料(新規、更新)	22,000
	漢方薬・生薬認定薬剤師IDカード	2,200
	小児薬物療法認定薬剤師認定証発行手数料(新規、更新)	22,000
	小児薬物療法認定薬剤師IDカード	2,200
	認定実務実習指導薬剤師認定申請料(新規、更新)	5,500
	健康サポート薬局研修修了証交付審査料(新規)	5,500
	健康サポート薬局研修修了証交付審査料(県またぎ、更新)	3,300
	英文認定証交付手数料(研修認定薬剤師)	3,300
	認定証再交付手数料(研修認定薬剤師)	3,300
	認定証再交付手数料(漢方薬・生薬認定薬剤師)	3,300
	認定証再交付手数料(小児薬物療法認定薬剤師)	3,300
	認定証再交付手数料(認定実務実習指導薬剤師)	1,870
	研修修了証再交付手数料(健康サポート薬局研修)	1,870
	再受験手数料(漢方薬・生薬認定薬剤師)	11,000
	再受験手数料(小児薬物療法認定薬剤師)	11,000
	薬剤師生涯学習達成度確認試験受験料(5団体)	11,000
	薬剤師生涯学習達成度確認試験受験料(5団体以外)	22,000
	薬剤師生涯学習達成度確認試験合格証明書発行手数料	1,100
研修会等受講	病態薬理研修	6,600
	病態薬理研修(賛助会員)	5,500
	病態薬理研修(e-ラーニング)(A)	6,600
	病態薬理研修(e-ラーニング)(B)	4,400
	病態薬理研修(ケアネット(VOD))(A)	6,600
	病態薬理研修(ケアネット(VOD))(B)	4,400
	医薬品の適正使用のための情報の収集・評価、共有化に関する研修会(e-ラーニング)	6,600
	医薬品の適正使用のための情報の収集・評価、共有化に関する研修会(ケアネット(VOD))	6,600
	承認申請実務担当者研修	5,500
	GLP研修	5,500
	GCP/GPSP研修	5,500
	漢方薬・生薬研修	60,500
	漢方薬・生薬研修(DVD集合研修)	60,500
	漢方薬・生薬研修(e-ラーニング)	60,500
	漢方薬・生薬薬剤師講座(更新e-ラーニング)	16,500
	漢方薬・生薬薬剤師講座(更新e-ラーニング)(漢方薬生薬認定薬剤師、賛助会員)	11,000
	小児薬物療法研修(e-ラーニング)	55,000
	小児薬物療法研修(e-ラーニング再受講)	44,000
	認定実務実習指導薬剤師更新講習(e-ラーニング)	2,200
	認定実務実習指導薬剤師更新講習(e-ラーニング)(賛助会員)	1,100
	薬局・病院実務研修	13,200
	薬用植物園更新者向け実習	6,600
	小児病院実務研修	13,200
	一般用医薬品研修(登録販売者)(e-ラーニング)(令和元年度で終了)	3,600
	一般用医薬品研修(登録販売者)(ケアネット(VOD))(令和元年度で終了)	4,115
研修会開催	~50	1,650
	~100	3,300
	~300	5,500
	~1,000	11,000
	1,001~	33,000
	インターネット1	33,000
	インターネット2	55,000
	インターネット3	88,000
	インターネット4	110,000
	実務実習指導講習会	1,650
	監修審査手数料	22,000

* : (A)、(B)いずれとするかは、その都度定める。

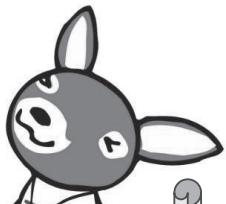
広島県警察本部 生活安全総務課発行

令和元年10月4日

犯罪情報官 速報



皆様の声かけて



詐欺被害を未然に阻止！

～感謝状贈呈～ (令和元年9月分)

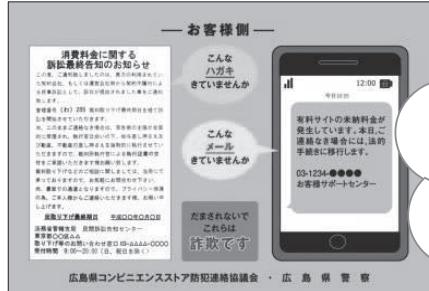


- セブンイレブン広島深川1丁目店 様
- ファミリーマート廿日市津田店 様
- ゆうちょ銀行呉店 様

★こんな不審な言動を見逃しませんでした★

- ・「有料サイト未納料金の支払いのため、電子マネーカードを購入したい」
- ・「外国人名義の口座に難民救助の支援金を振り込みたい」
- ・携帯電話で通話しながら、マルチメディア端末を操作していた

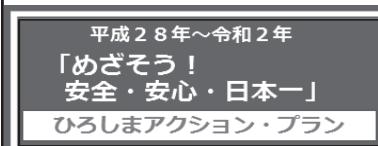
ご協力ありがとうございました。



★不審な口座への振込
★高額払出の高齢者
★高額や連続して電子マネー
カードを購入など…
怪しいと思ったら、お客様へ声かけ
や警察への通報など御協力をお願
いします。



【コンビニ声かけボード】



運動目標

重点項目

県民だれもが穏やかで幸せな暮らしを実感できる
日本一安全・安心な広島県の実現

- 身近な犯罪被害の抑止
- 子供・女性・高齢者等の安全確保
- 新たな犯罪脅威への対応

なくそう特殊詐欺被害

アンダー
5
作戦

※ この情報を、掲示・回覧・チラシ配布・朝礼・口コミ等で広報していただきますようお願いいたします。

第19回 広島国際大学薬学部 卒後教育研修会

日 時：2019年11月14日（木） 17:00～19:00

場 所：広島国際大学 呉キャンパス 3号館

対 象：薬剤師（出身校不問）、学生、教員

◎テーマ「薬剤師の進化：日本とアメリカの臨床薬剤師」

【講演1】17:00～17:45

「日本における薬剤師事情」

広島国際大学薬学部 教授 三宅 勝志 先生

〔座長：宇根 瑞穂（広島国際大学薬学部教授・薬学部長）〕

【講演2】17:45～19:00

「Evolution of Clinical Pharmacy in the United States : a brief history about how pharmacists' roles have progressed over the last 50 years ~臨床薬剤師の役割変遷 米国での50年の歴史～」

ノースカロライナ大学薬学部 薬物療法・実験治療学部門 副所長

デニス ウイリアムズ 先生

〔座長：瀧口 益史（広島国際大学薬学部教授）〕

※講演資料：日本語、質疑応答：通訳あり

ウイリアムズ先生は、全米138校ある薬学部のうちランキング1位であるノースカロライナ大学（UNC）で、実務教育と実務実習を長く指導されています。広島国際大学は2007年よりUNCで海外実務研修を行っており、2014年には学術交流協定を結びました。今回、ウイリアムズ先生を本学にお迎えし、ご講演頂くことになりました。平均年収1,200万円を獲得した米国の薬剤師50年の歴史を紹介して下さいます。日本の薬剤師の今後を考える上でまたない機会ですので、多数のご来場をお待ちしております。

※参加費：無料

※参加申込方法：当日申込（予約不要） 受付開始16:30より

※研修会終了後、簡単な情報交換会を行います（会費無料）。

※本研修会では以下の単位を申請予定しています（①、②はいずれか）。

①日本薬剤師研修センター 集合研修 1単位（申請中）

②日本病院薬剤師会 病院薬学認定薬剤師制度 1単位（I-1）（申請中）

・広島県薬剤師会員、広島県病院薬剤師会員の方は「研修受講シール」の受領に際して「研修会用会員カード」あるいは薬剤師免許番号（後の会員）が必要となります。

・当日、番号が分からぬ場合には、「研修受講シール」はお渡できませんのでご注意下さい。

主催：広島国際大学薬学部

共催：（公社）広島県薬剤師会、（一社）広島県病院薬剤師会、広島県薬剤師研修協議会、広島国際大学薬学部同窓会

後援：（公社）日本薬学会

第43回 福山大学薬学部卒後教育研修会

主催：福山大学薬学部・福山大学薬友会

共催：(公社) 広島県薬剤師会、広島県薬剤師研修協議会、

(一社) 広島県病院薬剤師会、(公財) 日本薬剤師研修センター

協賛：(公社) 日本薬学会、日本薬学会中国四国支部

日 時：令和元年11月16日(土) 午後3時より

場 所：福山大学薬学部34号館

〒729-0292 広島県福山市東村町字三蔵 985-1 Tel: 084-936-2111

プログラム

14:30- 受付開始

14:55-15:00 開会の辞 福山大学薬学部長・教授 鶴田 泰人

「令和新時代、今求められる薬剤師像は?」

【座長】 福山大学薬学部・教授 長崎 信浩

15:00-16:00 「地域医療における薬局薬剤師の役割」

..... 福山大学薬学部・准教授 猿橋 裕子

16:00-17:00 「病院薬剤師のあるべき姿」

..... 福山大学薬学部・教授 前田 賴伸

17:00 閉会の辞

① 日本薬剤師研修センター集合研修【G01】 1単位

② 日病薬病院薬学認定薬剤師制度

領域Ⅲ-2(連携) 0.5単位 領域I-1(薬剤師の使命と責任) 0.5単位
なお、単位取得はいずれか1つです。

注：日本薬剤師研修センターの単位シールの受領には薬剤師名簿登録番号が必要です。
希望される方は必ず薬剤師名簿登録番号を持参してください。

1. 受付開始時間：14:30
2. 参加方法：当日受付（予約不要） 一般1,000円／福山大学卒業生500円
3. 問い合わせ先：福山大学薬学部 卒後教育委員会委員長 井上 敦子
TEL: 084-936-2112 (内5233) FAX: 084-936-2024
E-mail: ainoue@fukuyama-u.ac.jp

令和元年度広島県学校薬剤師研修会及び 広島県薬剤師会薬事衛生指導員講習会

今年度、標記研修会を次のとおり開催することとなりました。

つきましては、薬事衛生指導員及び学校薬剤師以外の方も是非、この研修会にご参加くださいますようご案内させて頂きます。

なお、薬事衛生指導員の方には別途郵送にてご案内いたしますので、返信はがきにて出欠のご回答をお願いいたします。

広島会場

開催日時：令和元年**11月23日(土)** 10:00～12:00

開催場所：広島県薬剤師会館 2階ホール
(広島市東区二葉の里3丁目2番1号)

福山会場

開催日時：令和元年**11月24日(日)** 10:00～12:00

開催場所：まなびの館ローズコム 中会議室
(福山市霞町1丁目10番1号)

演題

学校環境衛生基準の改訂のポイント—プール検査を中心に— (60分)

.....広島県薬剤師会 会長 豊見雅文

害虫対策 生態とその対策方法 (60分)

.....フマキラー株式会社 開発研究部基礎科学研究室室長 佐々木智基 様

※日本薬剤師研修センター認定シール1単位

●日本薬剤師研修センターの受講シールの配布について

研修受講シールを受け取るには薬剤師名簿登録番号が必要です。

会員の方には薬剤師名簿登録番号が入った「研修会用会員カード」を郵送しておりますので必ずお持ち下さい。

非会員の方は <http://www.hiroyaku.jp/card/> で研修受付用 QRコードを作成することができます。

当日、番号が不明の方には研修受講シールはお渡しできませんのでご注意ください。

遅刻・早退される方にもお渡しできません。

11月13日(水)までに返信FAXをお願いいたします。

▼返信FAX: (082) 567-6066

参加申込用紙

令和元年度広島県学校薬剤師研修会及び広島県薬剤師会薬事衛生指導員講習会

地域薬剤師会 _____

希望会場 広島・福山

※いずれかに丸をつけて下さい。

勤務先 _____

電話番号 _____

氏名		氏名	
----	--	----	--

令和元年度 薬剤師認知症対応力向上研修（会場：福山市）開催案内

本研修は、国を挙げて認知症対策を推進するための新戦略「新オレンジプラン(認知症施策推進総合戦略)」に基づく「薬剤師認知症対応力向上研修事業」として、次のとおり開催されます。認知症の人への支援体制の担い手の一員としての薬剤師が必要な知識や医療と介護の連携の重要性等を習得することを目的としております。

日 時	令和元年12月8日(日) 13:00~17:00 (参加費:無料)															
場 所	福山市ものづくり交流館 セミナールームA 福山市西町1-1-1 エフピコRiM7階（福山駅から徒歩5分）															
実施主体	広島県および広島市 [研修実施受託団体(主催):公益社団法人 広島県薬剤師会]															
対 象	広島県内で勤務(開設を含む)する薬剤師 ※H28~30年度および令和元年度広島会場(11/17)受講修了者は対象外です。 H28~30年度修了者名簿は、「広島県 認知症対応力向上研修修了者名簿」にて検索し確認下さい。															
内 容	※研修内容はH28~30年度、令和元年度(広島会場)と変更ありません。 (敬称略) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">I 基本知識</td> <td>日本認知症学会 指導医 医療法人ふじえ 松山内科</td> <td style="width: 15%;">松山 善次郎</td> </tr> <tr> <td>II 対応力</td> <td>公益社団法人 広島県薬剤師会 薬事情報センター</td> <td>永野 利香</td> </tr> <tr> <td>III 制度等</td> <td>広島県健康福祉局 地域包括ケア・高齢者支援課 主査</td> <td>片山 尚伸</td> </tr> </table>			I 基本知識	日本認知症学会 指導医 医療法人ふじえ 松山内科	松山 善次郎	II 対応力	公益社団法人 広島県薬剤師会 薬事情報センター	永野 利香	III 制度等	広島県健康福祉局 地域包括ケア・高齢者支援課 主査	片山 尚伸				
I 基本知識	日本認知症学会 指導医 医療法人ふじえ 松山内科	松山 善次郎														
II 対応力	公益社団法人 広島県薬剤師会 薬事情報センター	永野 利香														
III 制度等	広島県健康福祉局 地域包括ケア・高齢者支援課 主査	片山 尚伸														
申込期限	令和元年11月26日(火)まで ※ 定員90名、先着順とし、会場の都合上、定員に達し次第、受付終了とさせていただきます。ご了承ください。															
申込方法	下記必要事項(6項目)を確認し、Eメールにてお申込み下さい。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">Eメール件名</td> <td colspan="2">「薬剤師認知症対応力向上研修参加申込(福山市)」</td> </tr> <tr> <td>Eメール送付先</td> <td colspan="2">kenshu-di@hiroyaku.or.jp </td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: top;">必須記載事項 (6項目)</td> <td>① 氏名およびふりがな</td> <td>④ 勤務先 名称</td> </tr> <tr> <td>② 生年月日 (和暦で記入) *1</td> <td>⑤ 勤務先 郵便番号、住所</td> </tr> <tr> <td>③ 薬剤師名簿登録番号 *2</td> <td>⑥ 勤務先 電話番号</td> </tr> </table> 			Eメール件名	「薬剤師認知症対応力向上研修参加申込(福山市)」		Eメール送付先	kenshu-di@hiroyaku.or.jp 		必須記載事項 (6項目)	① 氏名およびふりがな	④ 勤務先 名称	② 生年月日 (和暦で記入) *1	⑤ 勤務先 郵便番号、住所	③ 薬剤師名簿登録番号 *2	⑥ 勤務先 電話番号
Eメール件名	「薬剤師認知症対応力向上研修参加申込(福山市)」															
Eメール送付先	kenshu-di@hiroyaku.or.jp 															
必須記載事項 (6項目)	① 氏名およびふりがな	④ 勤務先 名称														
	② 生年月日 (和暦で記入) *1	⑤ 勤務先 郵便番号、住所														
	③ 薬剤師名簿登録番号 *2	⑥ 勤務先 電話番号														
	*1 氏名および生年月日は修了証書に記載されます。お間違えのないように願います。 *2 日本薬剤師研修センター単位取得に「薬剤師名簿登録番号」が必要です。  当日は、薬剤師会会員は「研修会用会員カード」を持参下さい。  非会員は http://www.hiroyaku.jp/card/ で、QRコードを作成印刷し、持参下さい。															
申込確認	申込確認後、一週間以内に折り返し確認のEメールをお送りいたします。															

【修了証書及び研修取得単位】全課程修了者に、記入済みアンケートと引換えに以下を交付します。

- ①広島県より「修了証書」 ②日本薬剤師研修センター集合研修：2単位(申請中)

地域の認知症医療体制の推進及び認知症の人及びその家族等の利便性に資することを目的として、研修修了者の名簿を広島県および広島市に情報提供します。名簿は広島県および広島市のホームページや、認知症に係る医療・介護情報をパンフレット等に掲載されますので、ご了承下さい。

(修了者名鑑掲載内容:氏名 勤務先名 勤務先住所 勤務先電話番号)

問合せ先 広島県薬剤師会 薬事情報センター <http://hiroyaku.jp/di/>
Eメール: kenshu-di@hiroyaku.or.jp TEL: 082-567-6055 【平日(月～金)9時～17時】



2階
ホワイエ・
会議室

情報提供コーナーにて

- HMネット・HMカード紹介コーナー
- ・血压測定コーナー
- ・歯みがきサンプルの配布
- ・減塩食品、血压手帳の配布
- ・液体歯みがき体験ブース

プログラム

総合司会 県民が安心して暮らせるための四師会協議会 中川 潤子

12:00 受付・開場

14:00 休憩(15分間)

13:00 開会挨拶

14:15 情報提供

広島県看護協会会长 川本ひとみ
広島県医師会会长 平松 恵一
広島県歯科医師会会长 甲野 峰基
広島県薬剤師会会长 豊見 雅文

「高血圧予防に向けた情報提供」

広島県看護協会 松井 善子
広島県医師会 加世田俊一
広島県歯科医師会 福井 康人
広島県薬剤師会 有村 典謙

13:20 特別講演

15:15 質疑応答

座長 県民が安心して暮らせるための四師会協議会
青野 拓郎
「魔女の100年レシピ」
講師 株式会社 AGRI 黒田 千晴

15:30 閉会

■主催：県民が安心して暮らせるための四師会協議会

【お問い合わせ】公益社団法人 広島県薬剤師会
〒732-0057 広島県広島市東区二葉の里3-2-1
TEL:082-262-8931 FAX:082-567-6066

【申込方法】参加申込書(裏面)に必要事項をご記入の上、
FAX(082-567-6066)してください

FAX.082-567-6066
広島県薬剤師会事務局

令和元年度 県民フォーラム

高血圧予防で健康長寿

参加申込書

必要事項をご記入のうえ、FAXにて送信してください。

参加申込締め切り 令和元年11月15日(金) 先着200名

締め切り後に参加票をお送りいたします。

代表者氏名 (必須)	(ふりがな)	参加人数()名 (内、車いす()名)
代表者 ご連絡先 (必須)	〒 (電話番号) (FAX)	
質問事項 (高血圧予防に関してのご質問)		

講師プロフィール 株式会社 AGRI 黒田 千晴



広島県広島市生まれ
広島女学院大学文学部日本文学科卒業
主婦として20年子育ての後、自宅でPOTLUCKを開店、レストランと料理教室を経営。
10年後、中町に移転、AGRIを展開している。2012年より減塩サミットをきっかけに、減塩料理教室や講演会など、健康なカラダとココロをテーマに活動中。
広島女学院大学国際教養学部非常勤講師（2012～2018年）

メディア出演

- 朝日新聞エッセイとレシピ連載（2014～）
- 広島FM『DAYS！』炎でほっとレシピ（第2水曜日15:10～）出演（2001～）
- Grandeひろしま連載（2013～）
- フレステ料理教室（2001～）

Access - アクセス -

広島県薬剤師会

〒732-0057
広島県広島市東区二葉の里 3-2-1
(広島駅北口から徒歩5分)

広島県薬剤師会の駐車場は使用できません。
近隣駐車場（有料）をご利用頂くか、公共の
交通機関をご利用ください。



第8回 公益財団法人広島がんセミナー 先端的がん薬物療法研究会



「がん個別化治療の展開」

日時：令和2年1月12日(日)10:00-17:00

会場：グランドプリンスホテル広島

プログラム

10:05-10:55

1.遺伝子パネル検査に基づいたがん個別化治療の展望

座長 茶山 一彦(広島大学大学院医系科学研究科
消化器・代謝内科学教授)
西尾 和人(近畿大学医学部ゲノム生物学教室
教授)

10:55-11:45

2.頭頸部がんの個別化治療の新しい展開

座長 杉山 一彦(広島大学病院がん化学療法科
診療科長教授)
田原 信(国立がん研究センター東病院頭頸部
内科科長)

12:00-12:50

3.New treatment strategies for gastric cancer(ランチョンセミナー)

座長 篠崎 勝則(県立広島病院臨床腫瘍科主任部長)
吉田 和弘(岐阜大学大学院腫瘍制御学講座・
腫瘍外科学分野教授)

13:10-14:00

4.大腸がん薬物療法の“個別化”

座長 岡島 正純(広島市立広島市民病院副院長・
外科部長)
市川 度(昭和大学藤が丘病院副院長/
腫瘍内科・緩和医療科長教授)

14:10-15:00

5.肺がん治療の個別化の現状および変遷

座長 岡本 渉(広島大学病院がん治療センター
准教授)
倉田 宝保(関西医科大学附属病院呼吸器腫瘍
内科診療科長教授)

15:10-16:00

6.乳がんの個別化治療の新しい展開

座長 大谷 彰一郎(広島市立広島市民病院乳腺外科
部長)
佐伯 俊昭(埼玉医科大学国際医療センター
乳腺腫瘍外科教授)

申込方法 HP・E-mail・FAX・ハガキ

事前参加登録要

先着順

申込先

公益財団法人広島がんセミナー
「第8回先端的がん薬物療法研究会」事務局
〒730-0052広島市中区千田町3-8-6
広島市医師会臨床検査センター内
Tel:082-247-1716 Fax:082-247-0864
E-mail:kenkyukai@h-gan.com
<http://h-gan.com/wordpress>

[先端的がん薬物療法研究会](#) 検索



締切日 令和元年12月15日(日)迄

参加費

事前登録費(振込):5,000円

当日登録費(当日):7,000円

※事前登録優先、参加費は振込をもちまして完了

講習会認定単位 (*単位申請中/変更あり)

- 1.平成31年度日本医師会生涯教育講座認定(3単位)
- 2.日病薬院薬学認定薬剤師制度(V-2)疾患・薬物療法3単位)
- 3.日本薬剤師研修センター(3単位)(薬剤師免許証番号が必要です)
- 4.日病薬・広島県病院薬剤師会生涯研修認定制度(2.5単位)
- 5.日本病院薬剤師会・がん薬物療法認定薬剤師講習会受講証(2.5単位)
- 6.日本臨床腫瘍学会外来がん治療認定薬剤師認定(3単位)
- 7.日本看護協会認定看護師更新時ポイント対象

[主催]公益財団法人広島がんセミナー

[共催]公益社団法人広島県薬剤師会、

一般社団法人広島県病院薬剤師会

[後援]広島県、広島市、一般社団法人広島県医師会、

一般社団法人広島市医師会、

公益社団法人広島県看護協会、

広島県訪問看護ステーション協議会、

中国新聞社、

株式会社医薬経済社

「多すぎる薬と副作用」

一般社団法人日本老年医学会と日本医療研究開発機構研究班が2015年12月に発表した
「高齢者の安全な薬物療法ガイドライン2015」の総論部分を中心に、
注意点や薬物リストを8ページの一般向けパンフレットとして作成されております。
ポリファーマシー等、大変参考になるパンフレットですので、是非ご活用ください。
研修会目的であれば、本会より無料で送付いたします。

申込書はこちら

広島県薬剤師会 web サイト > 会員向け情報 > 医薬分業啓発関係資料
<http://www.hiroyaku.or.jp/member/download/link2.htm>

こちらからもダウンロードできます

一般社団法人日本老年医学会 Web サイト > パンフレット多すぎる薬と副作用
https://www.jpn-geriat-soc.or.jp/info/topics/20161117_01.html





広島国際大学薬学部 医療薬学研究センター
高下 明理、覚前 美希、三宅 勝志
(公社)広島県薬剤師会 薬事情報センター
水島 美代子、永野 利香
東京大学大学院薬学系研究科(育薬学講座)
澤田 康文

【事例】

プレドニゾロンを1mg錠のところ5mg錠を渡してしまった

■処方内容は 70歳代 女性 皮膚科

<処方1>

1) 【般】オキサトミド錠 30mg	2錠	1日2回	朝就寝前	28日分
2) プレドニゾロン錠 1mg	3錠	1日2回	朝夕食後(朝2タ1)	28日分
3) プロトピック軟膏0.03% 小児用	5g	1日1回	顔に塗布	

既病歴（胃潰瘍） 現病歴（なし） 病識（有） 薬識（有）

一人暮らし

■何が起ったか？

- 皮膚疾患のためステロイド治療を行っていた患者に、プレドニゾロン錠 1mg のところ誤ってプレドニゾロン錠 5mg を調剤し、渡してしまった。

■どのような経緯で起ったか？

- 患者は類天疱瘡の増悪を繰り返しており、その治療目的でプレドニゾロン錠を服用していたと考えられる。12年以上前からプレドニゾロンの服用量は何度も調節を行っていたが、1年前からは胃潰瘍の悪化を起こさずに治療が継続できる1日3mgで治療を行っていた。
- 調剤を担当した薬剤師は、プレドニゾロン錠 1mg (旭化成) のところ、誤ってプレドニゾロン錠「タケダ」5mgを調剤してしまった。服薬指導を行った薬剤師も調剤間違に気がつかず、そのまま患者に渡してしまった。

■どうなったか？

- 患者は数日後、別の疾患で緊急入院となった。入院先の病院薬剤師が患者の持参薬を確認したところ、プレドニゾロン錠の規格がお薬手帳や薬剤情報提供用紙の記載と異なっていることを発見し、当該薬局に問い合わせがあったことで調剤間違いが発覚した。
- 患者はプレドニゾロン錠「タケダ」5mgを3錠(1日分)ほど服用していたが、胃潰瘍の悪化もなく、幸いにも健康被害はなかった。

■なぜ起こったか？ なぜ回避できたのか？

- 当該薬局では、プレドニゾロン錠 1 mg (旭化成) とプレドニゾロン錠「タケダ」5 mg の調剤棚の位置を離すことで、薬剤の取り違え防止に努めていた (Fig. 1)。これは、例えば 1 mg 錠を集藥しようと思った場合に、5 mg 錠のある場所に行って集藥しないようにするアイデアである。
- しかし、調剤した薬剤師は、プレドニゾロン錠 1 mg (旭化成) に比べ、プレドニゾロン錠「タケダ」5 mg を調剤する頻度が高いこともあり、思い込みによる調剤を行ってしまった。即ち、処方せんを見た時に 5 mg 錠と思い込んだ可能性が高い。
- 服薬指導を行った薬剤師も、同様に 5 mg 錠と思い込んでいた可能性がある。



Fig. 1 当該薬局のプレドニゾロン錠 1 mg (旭化成)〈左下丸枠〉と
プレドニゾロン錠「タケダ」5 mg (右上丸枠) の調剤棚の位置

■今後二度とおこさないためにどうするか？ 確認事項は？

- 調剤時には、処方箋の薬剤の規格の部分に鉛筆で印を付け、薬剤の規格を意識しながら調剤を行う。
- プレドニゾロン錠 1 mg (旭化成) とプレドニゾロン錠「タケダ」5 mg は PTP シートの色が異なっている (Fig. 2)。薬剤情報提供用紙の製剤写真も有効に活用し、調剤した薬剤と製剤写真を見比べ、確認することも有用である。
- 薬剤服用歴の特記事項欄に「規格注意」と記載し、注意喚起を行うことも有用である (Fig. 3)。
- 服薬指導時には、薬袋から薬を出し、患者と一緒に確認する。それにより、患者が間違いに気づいてくれる可能性がある。



Fig. 2 プレドニゾロン錠 1 mg (旭化成)〈左〉と
プレドニゾロン錠「タケダ」5 mg (右) の PTP シートのデザイン

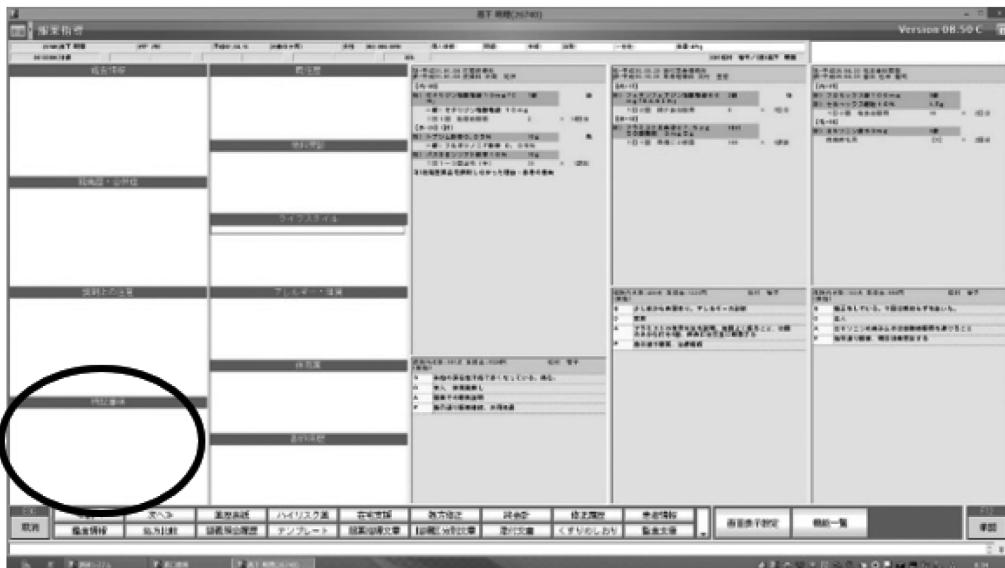


Fig. 3 当該薬局の薬剤服用歴の特記事項欄（左下の丸枠）

■特記事項は？

薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業（公益財団法人 日本医療機能評価機構）の事例集においても、“プレドニゾロンのインシデント（規格・剤形間違い）”が報告されている。参考として、2事例の概要を以下に示す。

事例1 プレドニゾロンの処方量の誤り

- ・分量（減量）と剤形（錠剤から散剤）の同時変更による誤処方
- ・患者インタビューから、処方量の誤り（減量のところ増量）に気づく

参考 http://www.yakkyoku-hiyari.jcqhc.or.jp/pdf/sharingcase/sharingcase_2012_09_03G.pdf

事例2 プレドニゾロンの調剤の誤り

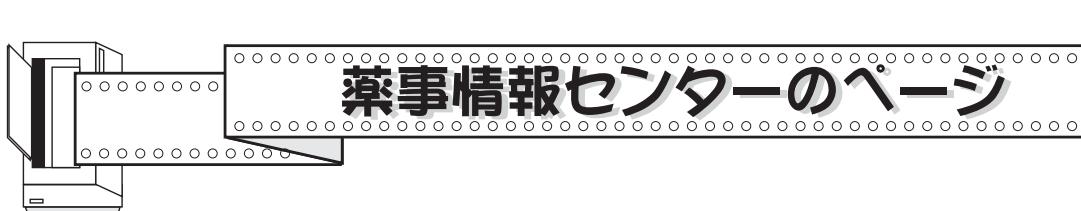
- ・先発薬から後発薬へ変更時の規格・剤形間違い
- ・処方箋には10種類の処方薬あり
- ・半錠の処方で、ジェネリック変更時に半量の規格（5 mg のところ 2.5mg）を誤調剤

参考 http://www.yakkyoku-hiyari.jcqhc.or.jp/pdf/sharingcase/sharingcase_2010_09_02C.pdf

“ヒヤリ・ハットエビデンス情報”をご提供いただける場合は、

薬事情報センターまでご連絡をお願い致します。

〈連絡先 TEL：082-567-6055 メールアドレス：di@hiroyaku.or.jp〉



永野 利香

薬事情報センター Web サイト リニューアル

“新しく”、“正しい” 医薬品等情報の入手と提供（第2回）

～情報を得るコツ～ 『前立腺がん』を例にして～

<http://hiroyaku.jp/di/>



前号で、当センター Web サイトのリニューアルについてお知らせしました。

今回は、リニューアルした当センター Web サイトを活用して、実際に情報を得るコツについて、前立腺がんを例に挙げてご紹介します。

1. 「前立腺がん」ってどんな病気？ 病気の概要を知る → MSD マニュアル

医療関連サイト

- ▶ MSDマニュアル
- ▶ Mindsガイドラインライブラリ（日本医療機能評価機構）
- ▶ がん情報サービス 一般の方向け（国立がん研究センター）
- ▶ がん情報サービス 医療関係者向け（国立がん研究センター）

The screenshot shows the homepage of the MSD Manual website. At the top right is the logo 'MSD マニュアル' with a stylized 'M'. On the far left is the 'MSD' logo with a globe icon. In the top right corner is a button labeled '日本語'. The main title 'ご覧になりたい MSDマニュアル をお選びください' is centered above three thumbnail images of medical professionals. Below this is a large dark box containing the text 'MSD マニュアル プロフェッショナル版' and '医師や医療従事者、医学生の皆様 専門的な内容を希望される方'. At the bottom of this box is a button labeled 'プロフェッショナル版はこちら'. To the right is another dark box with the text 'MSD マニュアル 家庭版' and '患者さんやそのご家族、介護者の皆様 一般の方へのわかりやすい内容 を希望される方'. At the bottom of this box is a button labeled '家庭版はこちら'.

それぞれ以下のように情報が得られます。

MSDマニュアル
プロフェッショナル版

医学事典 | ニュース&コラム | 検索・手続き (英語) | クイズ

検索

医学ティック、症状、薬剤、処置や検査、ニュースなど、MSDマニュアルプロフェッショナル版に記載されている情報をここから検索できます。

154件 :

前立腺がん

医学ティック

前立腺肥大症 (BPH)

前立腺肥大症 (benign prostatic hyperplasia: BPH) は、前立腺漿液導管部が良性腫瘍性増殖である。従って下尿路梗阻症であるが、尿流改善、排尿困難の治療には、α受容体遮断薬 (アントリオキシジン), β受容体遮断薬 (セトロニド), 5-アルドoster醇還元酵素阻害薬 (セミオザン), 5-アルドoster醇 (セミオザン) 等が用いられる。また、定期的監視 (定期的評議会) による早期発見が重要である。

■ 全ての
 ■ 医学ティック (147)
 ■ 医学計算ツール (学習用) (2)
 ■ クイズ (1)

関連画像 (0)
 見つかりません

■ 前立腺

MSD マニュアル
家庭版

病気を調べる 症状から調べる 救命・応急手当 ニュース&コラム

検索

医学トピック、症状、薬、処置や検査、ニュースなど、MSDマニュアル家庭版に書かれている情報をここから検索できます。

681件 : 前立腺がん

取り込み

全ての
 医学トピック (666)
 情報画像 (1)

医学トピック

前立腺がん

前立腺がんのリスクは年齢とともに高くなります。排尿不調、頻尿や急な尿量、血尿などの症

MSD マニュアルには、『家庭版』（一般的の方向けのわかりやすい内容）と『プロフェッショナル版』（専門的な内容）があります。

2.『前立腺がん』の概要を調べてみよう → がん情報サービス 一般の方向け（国立がん研究センター）

医療関係者向け お役立ちリンク集

医療関連サイト

- > MSDマニュアル
- > Mindsガイドラインライブラリ（日本医療機能評価機構）
- > がん情報サービス 一般の方向け（国立がん研究センター）**
- > がん情報サービス 医療関係者向け（国立がん研究センター）

\\// クリック

国立がん研究センター がん情報サービス ganjoho.jp 一般の方向けサイト Google カスタム検索

がん情報サービスは
国立がん研究センター
が運営しています。

医療関係者向けサイトへ

がん登録・統計
がんの状況や、がん登録、がん対策について知ることができます。

病院を探す
がん診療連携拠点病院
小児がん拠点病院
緩和ケア病棟などを探せます。

療養生活に役立つ
患者必携
→ 患者さんの手記

かんとくに働く

もくじ

それぞれの
がんの解説
診断から療養まで

診断・治療
検査や治療、臨床試験について

生活・療養
食事や治療中のケア、支援制度など

予防・検診
がんの原因や
予防について

資料室
冊子や資料、講演会の
記録など

がんの相談
情報を知りたい、
相談したい

\\// クリック

↓

国立がん研究センター がん情報サービス ganjoho.jp 一般の方向けサイト Google カスタム検索

それぞれの
がんの解説 診断・治療 生活・療養 予防・検診 資料室 がんの相談

HOME > それぞれのがんの解説 > 前立腺がん 基礎知識

前立腺がん（ぜんりつせんがん）

基礎知識 検査 治療 療養

更新・確認日:2019年07月24日 [履歴]

1. 前立腺について 2. 前立腺がんとは 3. 症状 4. 関連する疾患 5. 統計 6. 発生要因 7. 予防と検診 8. 「前立腺がん」参考文献

診療の流れ、セカンドオピニオンなど、本格的に治療を始める前に知っておいていただきたい情報については「治療にあたって」をご参照ください。

1. 前立腺について

前立腺は男性のみにある臓器です。膀胱の下に位置し、尿道のまわりを取り囲んでいます。栗の実のような形をしています。

前立腺は精液の一部に含まれる前立腺液をつくっています。前立腺液には、PSAというタンパク質が含まれています。ほとんどの

『それぞれのがんの解説』→『前立腺がん』があり、基礎知識、検査、治療、療養についての情報を得ることができます。

3.『前立腺がん』の治療法は？もっと詳しくガイドラインを調べてみよう

医療関係者向け お役立ちリンク集

→ Minds ガイドラインライブラリ

医療関連サイト

クリック

MSDマニュアル
Mindsガイドラインライブラリ（日本医療機能評価機構）
がん情報サービス 一般の方向け（国立がん研究センター）
がん情報サービス 医療関係者向け（国立がん研究センター）

EBM 普及推進事業 Minds（マインズ）は、厚生労働省の委託を受けて、公益財団法人日本医療機能評価機構が運営する事業で、質の高い医療の実現を目指して、患者と医療者の双方を支援するために、診療ガイドラインと関連情報を提供することを目的としています。

具体的には、患者と医療者が、充分に科学的合理性が高いと考えられる診療方法の選択肢について情報を共有し、患者の希望・信条や、医療者としての倫理性、社会的な制約条件等も考慮して、患者と医療者の合意の上で、最善の診療方法を選択できるように、情報面からの支援をするものとなっています。

Minds ガイドラインライブラリ

最新 2作

らせ

患

最新

新着

診療ガイドラインを
掲載しています。
患者・市民向けの
情報も
掲載しています。

診療ガイドラインを探す

ガイドライン解説を探す

クリック

診療ガイドラインを探す→『キーワードから探す』に『前立腺がん』と入力すると、

- ・『前立腺癌診療ガイドライン 2016年版（日本泌尿器科学会）』
 - ・『前立腺がん検診ガイドライン 2018年版（日本泌尿器科学会）』
 - ・『有効性評価に基づく前立腺がん検診ガイドライン（平成19年度 厚生労働省がん研究助成金「がん検診の適切な方法とその評価法の確立に関する研究」班）』
- などがヒットします。

検索結果			
最新版 前立腺癌診療ガイドライン 2016年版			
前立腺癌	日本泌尿器科学会	2016/10/20	外部サイト
旧版 (旧版) 前立腺癌診療ガイドライン 2006年版			
前立腺癌	日本泌尿器科学会	2006/05	HTML
最新版 前立腺がん検診ガイドライン 2018年版			
前立腺がん検診（日本泌尿器科学会）	日本泌尿器科学会	2018/02/27	外部サイト
最新版 有効性評価に基づく前立腺がん検診ガイドライン			
前立腺がん検診（平成19年度 厚生労働省がん研究助成金「がん検診の適切な方法とその評価法の確立に関する研究」班）	平成19年度 厚生労働省がん研究助成金「がん検診の適切な方法とその評価法の確立に関する研究」班	2008/08	HTML

以上、ご紹介したのは活用の一例です。当センターサイトの『お役立ちリンク集』をぜひご活用ください。

【参考】

- ・MSD マニュアル <https://www.msdmanuals.com/ja-jp/> (2019.9.18参照)
- ・Minds ガイドラインライブラリ <https://minds.jcqhc.or.jp/> (2019.9.18参照)
- ・がん情報サービス 一般の方向けサイト <https://ganjoho.jp/public/index.html> (2019.9.18参照)

お薬相談電話 事例集 No.120



薬情報センター

痛風発作後の薬の飲み方について

Q. 4日前に急に足首が痛くなつて、整形外科を受診したら、痛風であろう、と言われました。その日は、1時間おきにコルヒチンを飲むように言われ、ロキソニンは頓服でもらい、痛みが治まつたらフェブリクを飲むように言われました。受診した日の痛みを10とすると、翌日には痛みが2くらいに治まつたので、フェブリクを飲み始めたところ、飲み始めて3日目の夜に、また足首が痛くなりました。痛みが治まってから、というのは100%治まってから、ということだったのでしょうか？（28歳男性）

A. 血清尿酸値が高い状態が続くと、血液に溶けきらなかつた尿酸が結晶化して、関節などに尿酸結晶^{*1}が積み上がります。尿酸値が急に下がつた場合などに、関節内に積み上がつてゐる尿酸結晶がはがれ落ちることによつて、痛風関節炎（痛風発作）が起つてゐる^{*2}と考えられており、特に尿酸降下薬を飲み始めたときの尿酸値の低下が原因となることが多いため、尿酸降下薬による治療は初めて痛風関節炎を起つた方では、炎症が完全に鎮静化してから一定の期間をおいて始めるべき、と一般的には考えられています。一方で、すでに尿酸降下薬を服用していゝて、関節炎を起つた場合には、尿酸降下薬を中止することなく、痛風関節炎に対する治療を上乗せすることが勧められています。

* 1 : 尿酸一ナトリウム (MSU : monosodium urate) 結晶。

* 2 : マクロファージの貪食作用によつて細胞内に取り込まれた MSU 結晶は、炎症性サイトカインである IL-1 β (インターロイキン 1 β) の産生を促進し、好中球をはじめとした炎症性細胞を関節腔内に集積させて、炎症応答が増幅され、痛風関節炎が発症する。なお、血清尿酸値の急激な上昇によつても新たな結晶を生じることがあるが、関節炎の原因としては、析出沈着してゐる痛風結節からはがれ落ちた結晶のほうが多いと考えられている。

【補足】

痛風関節炎は、関節内ないしはアキレス腱など炎症の場に、MSU 結晶沈着が存在する証拠と考へることができ、最終的にはこれらの部位から MSU 結晶を融解、消失させることが痛風治療の目標となります。MSU 結晶を消失させるには、尿酸の体液中の溶解限界と考えられる 6.4 mg/dL よりも低い、血清尿酸値 6.0 mg/dL 未満に維持することが重要とされています。生活習慣の改善が痛風治療の基本となります。それだけで治療目標を達成することが難しいため、尿酸降下薬の服用が必要となります。なお、痛風関節炎をきたしていない無症候性高尿酸血症に対しては、合併症（腎障害、尿路結石、高血圧、虚血性心疾患、糖尿病、メタボリックシンドロームなど）を有する場合は血清尿酸値 8.0 mg/dL 以上、合併症がない場合は血清尿酸値 9.0 mg/dL 以上が薬物療法開始基準となります。

また、尿酸降下薬開始時に起こりやすい痛風関節炎を予防する目的でコルヒチンを少量運用するコルヒチンカバーが有用である、と考えられており、欧米のガイドラインではコルヒチンカバーの期間は 6 か月が妥当と推奨されていますが、欧米では尿酸降下薬の初期投与量が日本に比べて多い（フェブキソスタットの場合、40-80mg）ため、フェブキソスタットを 10mg から開始して、1-2 か月ごとに漸増する場合には、コルヒチンカバーは必ずしも必要ないかもしれない、との見解もあるようです。

なお、コルヒチンは、上記*2 における、IL-1 β の活性化を抑制することで、好中球の走化性を低下させて炎症応答を緩和することから、痛風関節炎予防に適した薬物ですが、長期に渡る服用は、肝障害などの有害事象が、短期間の場合に比べて高頻度に起こることから、服用の継続には注意が必要となります。

【参考資料】 2019年改訂 高尿酸血症・痛風の治療ガイドライン第3版、月間薬事 Vol.61 No.12(2019.9),
痛風と核酸代謝 Vol.39 No.1 (2015), 各製品添付文書&インタビューフォーム

医薬品・医療機器等 安全性情報

Pharmaceuticals
and
Medical Devices
Safety Information
No.365・366

厚生労働省医薬・生活衛生局

No.365 目次

1. メトホルミンにおける禁忌「腎機能障害」等の見直しについて	3
2. フェブキソstattの安全対策について	7
3. 高齢者の医薬品適正使用の指針（各論編（療養環境別））について	12
4. 濫用等のおそれのある市販薬の適正使用について	16
5. 重要な副作用等に関する情報	11
① ニボルマブ（遺伝子組換え）	22
② パルボシクリブ	24
6. 使用上の注意の改訂について（その305） エポプロステノールナトリウム 他（10件）	27
7. 市販直後調査の対象品目一覧	33

No.366 目次

1. 相互接続防止コネクタに係る国際規格（ISO（IEC）80369シリーズ）の導入について —経腸栄養分野の小口径コネクタ製品の切替えについて—	3
2. 重要な副作用等に関する情報	8
① 乾燥BCGワクチン	8
3. 使用上の注意の改訂について（その306） アポモルヒネ塩酸塩水和物 他（9件）	10
4. 市販直後調査の対象品目一覧	14

この医薬品・医療機器等安全性情報は、厚生労働省において収集された副作用等の情報を基に、医薬品・医療機器等のより安全な使用に役立てていただくために、医療関係者に対して情報提供されるものです。医薬品・医療機器等安全性情報は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構ホームページ（<http://www.pmda.go.jp/>）又は厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/>）からも入手可能です。

配信一覧はコチラ



PMDAメディナビでどこよりも早く安全性情報を入手できます。

厚生労働省、PMDAからの安全性に関する必須情報をメールで配信しています。登録いただくと、本情報も発表当日に入手可能です。



令和元年（2019年）8月・令和元年（2019年）9月 厚生労働省医薬・生活衛生局

◎連絡先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

☎ { 03-3595-2435 (直通)
 03-5253-1111 (内線) 2755、2754、2756
(Fax) 03-3508-4364

2019年度 第2回（通算85回）ひろしま桔梗研修会報告



神戸薬科大学同窓会広島支部 佐古 有紀

日 時：令和元年7月21日（日）13:30～15:00

場 所：広島県薬剤師会館 ふたばホール

2019年度第2回研修会が、神戸薬科大学学長である宮田興子先生をお迎えして開催されました。令和初のひろしま桔梗研修会にお迎えできたことを、非常に嬉しく思います。

今回の研修会では、「医薬品の構造中に組み込まれた情報を読み取ろう～同種同効薬～」と題して、化学構造から医薬品情報を読み取る方法を、わかりやすく教えていただきました。私は大学時代に、宮田先生の研究室に所属していたため、とても懐かしく、お話を聞かせていただきました。



宮田興子先生

こういった化学構造に焦点を当てた研修会はあまりないので、とても新鮮でした。最近では、普段の業務において、添付文書で構造式を確認することが減っているため、改めて、構造式からいろんなことが推測できることを学び、非常に勉強になりました。

まず、同効薬の構造を比較すると、主作用を示す類似構造の部分と、副作用や個々の医薬品の特徴を示す異なる構造の部分があります。今回は、業務で普段取り扱うことの多いARB、カルシウムチャネル遮断薬、スルホニル尿素薬（SU薬）、抗ヒスタミン剤に焦点を当てた講義で、非常に実践に即した内容でした。ARBにおいて、オルメサルタンとメトホルミンとの一包化による着色という調剤時に注意が必要な医薬品やPPAR γ 活性化作用のような副次的な作用を持つARBにおいて、それが構造式から推測できるということなど、構造式が理解できると非常に有用であることにも気づきました。

副作用として、特に高齢者にとって有害事象が起こる抗コリン作用のある薬品は、2個の芳香環と1個のアミノ基を共通構造として持っており、このような医薬品は注意が必要であることを知りました。こういった視点で見ることで、添付文書に記載された構造式を今までとは違った形で応用することができます。

このように、薬剤の治療目的、適応症が異なっていても、もし、構造に類似性があれば、お互いの作用が副作用として現れる場合があります。このことから、構造式を比較することで副作用を早期に推測し、情報提供を行うことで早めの対応を行い、少しでも多くの患者さんの苦痛を和らげることが出来たら、薬剤師として非常にやりがいを感じます。

今回の研修会から、私たちの原点である有機化学から医薬品のいろんな可能性を推測できることを再認識しました。医薬品の構造を比較し、医薬品情報を得ることで、医療人の中で、薬剤師に特化した能力で患者さんに優しい医療を提供できるように、しっかり勉強していきたいと思います。





ひろしま桔梗研修会のご案内

(通算86回)

今回は、大阪センプクリニックの千福先生をお迎えして恒例の定例漢方研修会を開催します。

近年、漢方薬は抗がん剤の副作用、手術や放射線治療の合併症、がん進行による心身の苦痛などを和らげる手段として、大変期待されています。前半はがん領域に用いられる漢方薬を中心にお話いただきます。

後半は、漢方医学の基本的な考え方について、模擬診察や腹診を実際に行っていただきながら、漢方の選択について学びます。

ぜひ、ご参加ください。

日 時：2019年11月30日（土）17時30分～20時40分

受付 17時00分～（G07認定2単位）

場 所：広島市文化交流会館 3階十字星

広島県広島市中区加古町3-3

TEL:082-243-8881

講演1 がん治療時の漢方薬について

株式会社ツムラ 広島営業所 三重野 孝則氏

講演2 漢方薬の副作用について

株式会社ツムラ 信頼性保証本部 上田 雅之先生

特別講演1 「補剤（補中益気湯と人參養榮湯の決め手）」

特別講演2 「模擬診察と腹診実習」

大阪 センプクリニック 院長 千福 貞博 先生

参加費：1,000円

申込み：下記メールアドレスへ、氏名(ヨミガナ)、出身大学、勤務先、連絡先を記載して下さい。

d-hiro@kobepharma-u.ac.jp (締切：2019年11月16日)

※当日若干名は受付可能です。

主 催：神戸薬科大学生涯研修支援事業 広島生涯研修企画委員会

株式会社 ツムラ

問合せ：森川薬局青葉台店 0829-30-6778



次回2月研修会のおしらせ！

*次回は福山での開催になります。

『添付文書を活用しよう！～リフレッシュ薬物動態学～』

講師：元神戸薬科大学臨床特命教授 韓 秀妃 先生

日時：2020年2月9日(日) 13時00分～16時10分

場所：まなびの館ローズコム(福山市生涯学習プラザ)



Pharmacist's Holiday ~薬剤師の休日~

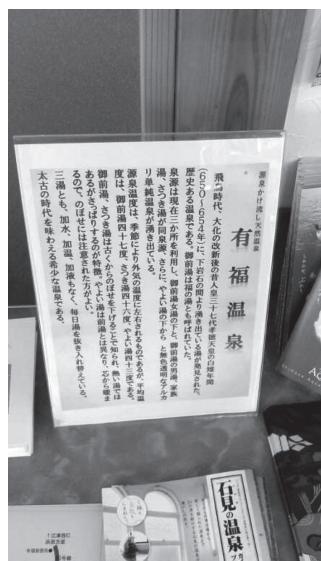
有福温泉

湯布院賑（ゆふいんにぎやか）

山あいの静かな温泉地。斜面に沿って旅館やカフェが点在。

歴史は古くおよそ1300年前に発見され、名湯が湧く福ありの里として有福の地名がついたといわれている。万葉歌人として高名な柿本人麻呂も石見江津から湯浴みに訪れたとか。

外湯として御前湯、さつき湯、やよい湯と3軒の共同浴場があり、無色透明な単純アルカリ泉は「美人の湯」としても有名である。



由緒ある天然温泉



神楽殿



薬師堂



坂が続く



御前湯



さつき湯

有福温泉／島根県江津市有福温泉町

アクセス

- 鉄道：JR山陰本線江津駅からバスで約30分。
- 自動車：山陰自動車道浜田東インターから車で約15分。

Pharmacist's Holiday ~薬剤師の休日~



禪 the novelty (ノベルティ) ? こんなのあるんですね…。

羅 焚 屋

万年筆収集のカテゴリーの一つに、ノベルティというものが存在する。

現在の一般的な意味は、「法人及びイベント主催者等が商品や催し物の宣伝を目的として、それらの名称を入れて配布する記念品若しくは販促品」といったところだが、中でも製造メーカーのオリジナル特注品等はレアアイテム化することも珍しくはない。

基本的に商品供給されない（非売品）のが前提なので、ものによっては極めて入手困難だったりする。

昭和のころまでは、ノベルティとして万年筆は頻繁に配布されていたものだが、現在みかけるのはゼブラ等の安い一般普及品のボールペンに「第〇回〇〇記念品」等の印字がされたものである。

万年筆のノベルティとして、私の年代で比較的有名なのが、旺文社発行の中学生向けの学年雑誌の付録の万年筆である。実はこの万年筆は広島のメーカー製だ。

嘗て現在の吳市阿賀に戦前から実在したメーカーで、名称は「帝國金ペン」通称「ティキン」である。

この会社は、完成品の万年筆の製造販売もしていたが、本来は既成の万年筆メーカーの金ペンの発注先として有名だったらしい。

数年前、岡山で開催された万年筆研究会の集会にて目にしたのは、キャップの天冠に「NHK」と印字された「ラミー2000」と局の見学者等に配られたのであろう、ボディに赤のラメで「TBS」と入ったセーラーの象嵌ペン先だった。

放送局の配布用ノベルティは、当時もけっして珍しい話ではないが、今回紹介する品は、伝統的なメジャー宗教法人の発注によるノベルティなのだ。

キャップには、「SOTOSHU」とある、つまり「曹洞宗」である。宗派のエンブレム？も二つ続けて入っている。

モデルは、PILOTの「CUSTOM748」といって、15号ペン先の比較的大型のものである。

去年、九州の万年筆同好会のオフ会において同席されていた地元の浄土真宗のご住職におみせしたところ、「これはおそらく、宗門に多額の寄付をされた門徒の方を対象に贈られたものとおもわれます。」とおっしゃっていた。



シリーズ 薬局紹介⑥9

どんぐり薬局
福山市多治米町 1-11-25



広島県薬剤師会の皆様、はじめまして。「どんぐり薬局」と申します。

令和元年6月11日（傘の日）、きれいな青空の下、県東部バラの町福山の多治米町に新規開業いたしました。



薬剤師2名（平均身長170cm）、事務員2名（平均身長152cm）の凸凹チームで月・火・木・金は8:30~18:00。水は8:30~12:00。土8:30~17:00で営業しています。

近隣の小児科の処方箋を中心に、住宅街があるので近隣の処方箋を広く受け付けています。

この文章を書いているのはまだ7月の初めなので患者さんは比較的少なく、落ち着いているのですが、これから夏を超えて会誌に掲載される頃にはバタバタした日々を送っているのではないか？と思っています。

患者さんはお子さんが多いので、一緒に笑顔になってしまふことも多く、笑顔が絶えない薬局です。そんな中で不安になってこられた保護者の方に少しでも安心していただける薬局を目指しています。また、1人の薬剤師が投薬中はほかのスタッフができるだけお子さんの興味を引きつけ、保護者の方が薬の説明などを聞きやすい環境を作れるように意識しています。

苦労したこと（？）は、どうしてもご兄弟での受診が多く、お名前が似ていたり、またそのお名前が



ぱっと読めないお名前だったりすると少しあたふたしてしまいます。ほかにもついうっかり思い込みで「〇〇くん」と呼んでしまい、「女の子なんです」ということがないよう気を付けています。（基本中の基本なのですが）

薬局の理念はどんな時でも笑顔を絶やさず！です。お子さんがどうしても気分が悪くて薬局内でもどしどしつらくなったり熱を出したりして不安になっている保護者の方に少しでも安心していただけるように、できるだけ一んと構えたような対応をするように心がけています。あと、不安になって後からお電話をいただくこともあるのですが、お話をしっかりとお聞きして、場合によってはメーカーなどにも確認し的確なお答えをするよう心がけています。

また、味やどうすれば苦みを感じないか？などは薬局内でもいろいろ試してみてよりおいしく飲める方法を模索しています。（本に書いてあることと、メーカーの推奨の混ぜるもののが異なることがあります。具体的にはメーカー推奨のジュースが本では苦みが増す、と書かれていることもあります。ただ、味覚は個人差が大きく、子どもと大人で違うこともあるので実際のところはわからないのですが。）

これから夢は、まずは小さなことなのですが薬局の前に植えられているくちなしの花が香る薬局にしたいです。まだ植えたばかりで小さい木なのですが、今年もきれいな真っ白い花を何輪も咲かせ初夏の香りを運んでくれました。少しずつですが、毎年大きくなっていてできればむせ返るような、目を閉じていてもあそこにあの薬局があるぞ！と思える薬局になればいいなあ、と思っています。

まだまだ1粒のどんぐりのような薬局ですが、色々な講習会や勉強会に参加して様々な知識を増やし、大きな木となり、子どもたちの宝物になったり森の動物たちのおなかをみたすような薬局になれるといいなと思っています。どうか皆様よろしくお願ひいたします。

次回は、安佐薬剤師会 クルーズ薬局祇園店さんです。

薬剤師国家試験 正答・解説



14頁 問61

解 説

てんかんは発作形態により部分発作と全般発作に大別される。部分発作は単純部分発作と複雑部分発作に分けられ、単純部分発作は意識障害を伴わないが、複雑部分発作は意識障害を伴い、発作中に自動症（口をもぐもぐさせるような無目的行動の反復）がみられる。脱力発作、欠神発作および強直間代発作は全般発作に分類され、すべて意識障害を伴う。全般発作の中では、ミオクロニー発作のみが意識消失を伴わない。

Ans. 2

20頁 問70

解 説

POSとは、患者の医療上における問題点に焦点をあわせ、最良の方法で論理的に解決していくためのシステムである。患者の問題解決のプロセスとして、①患者情報の収集 → ②問題の明確化 → ③初期計画の立案 → ④計画の実施及び実施・経過記録 → ⑤監査（オーディット）、が1サイクルとなっており、1つの問題ごとにサイクルを回す。POSによって記載される診療録（カルテ）であるPOMR（問題志向型診療記録）はカルテの記載方法の規範であり、①患者の基本情報、②プロブレムリスト、③初期計画、④経過記録、で構成され、プロブレムごとにカルテがSOAPに分けて記載される。

Ans. 2

22頁 問88

解 説

有効期限切れとなった麻薬など、処方箋により調剤された麻薬以外の麻薬を廃棄する場合は、廃棄前に都道府県知事に届け出て、当該職員（麻薬取締員等）の立会いの下に廃棄する。入院時に持参して不要になった麻薬を廃棄する場合は、調剤済麻薬の廃棄の手順に従う。

Ans. 1

24頁 問97

解 説

ヘキサシアノ鉄(II)酸カリウムは金属錯体に分類され、水溶液中で $K^+ [Fe(CN)_6]^{4-}$ に解離する。



また、イオン強度 I は次式で表される。

$$I = \frac{1}{2} \sum (c_j \cdot z_j^2) \quad c_j : j \text{ イオンのモル濃度}, z_j : j \text{ イオンの電荷数}$$

したがって、ヘキサシアノ鉄(II)酸カリウムのイオン強度 I は、次式で示される。

$$I = \frac{1}{2} [4 \times 0.10 \times (+1)^2 + 0.10 \times (-4)^2] = \frac{1}{2} (0.40 + 1.60) = 1.00$$

Ans. 5

103回薬剤師国家試験問題

解答・解説 評言社薬学教育センターより引用

告 知 板

県薬事務局の年末・年始の休業のお知らせ

- | | | |
|-------------------|-------|------|
| 12月27日（金） | | 仕事納め |
| 12月28日（土）～1月3日（金） | | 休業 |
| 1月6日（金） | | 仕事始め |



(公益社団法人)広島県薬剤師会会員の皆様へ

中途加入用

所得補償制度(団体総合生活保険)のご案内

**手続きカンタン。
あなたの暮らしを補償します。**

※この保険は病気やケガで働けなくなった場合に給与の一部を補償する保険です。
生活費の実費を補償するものではありません。

1口当たりの月払保険料

保険期間:2019年8月1日午後4時から2020年8月1日午後4時まで

中途加入の場合:申込手続きの日の翌月1日より補償開始

■基本級別1級

(型:本人型、保険期間1年、てん補期間1年)

※5口までご加入いただけます。

補償月額		10万円	
月 払 保 険 料	タイプ	Aタイプ 免責期間4日 入院のみ免責0日特約	Bタイプ 免責期間4日
	15歳～19歳	790円	630円
	20歳～24歳	1,160円	920円
	25歳～29歳	1,280円	1,030円
	30歳～34歳	1,480円	1,270円
	35歳～39歳	1,790円	1,570円
	40歳～44歳	2,160円	1,940円
	45歳～49歳	2,560円	2,290円
	50歳～54歳	2,990円	2,640円
	55歳～59歳	3,210円	2,820円
	60歳～64歳	3,380円	2,940円

※Aタイプ・Bタイプとも天災危険補償特約がセットされています。

※年齢は被保険者(保険の対象となる方)の保険期間開始時(令和元年8月1日)の満年齢をいいます。

おすすめ!

入院による就業不能には1日目から保険金をお支払い(Aタイプのみ)

免責期間(保険金をお支払いしない期間)を定めたタイプに加えて、入院による就業不能となった場合に1日目から保険金をお支払いする「入院による就業不能時追加補償特約」(特約免責期間0日)をセットしたタイプもお選びいただけます。

保険期間開始前に既にかかっている病気・ケガにより就業不能になった場合には、本契約の支払い対象とはなりません。(ただし、新規ご加入時の保険期間(保険のご契約期間)開始後1年を経過した後に開始した就業不能については、保険金お支払いの対象となります。)

入院とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

**(公益社団法人)広島県薬剤師会会員のみなさまに補償をご用意。
会員やご家族のみなさまの福利厚生に、ご加入をご検討ください。**

このチラシは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読み下さい。ご不明な点がある場合には、パンフレット記載のお問合せ先までお問合せ下さい。

引受保険会社:東京海上日動火災保険株式会社

制度の特徴

1

24時間ガード！

業務中はもちろん業務外、国内および海外で、病気やケガにより就業不能となった場合で、その期間が免責期間^{*1}を超えた場合に補償します。^{*2}

*1 保険金をお支払いしない期間をいいます。

*2 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し動けなくなった場合についても、保険金をお支払いします。



2

天災危険補償特約セット！

地震・噴火またはこれらによる津波によって被ったケガによる就業不能も補償します。



3

ご加入の際、医師の診査は不要です！

加入依頼書等にあなたの健康状態を正しくご記入いただければOKです。
※ご記入いただいた内容によっては、ご加入をお断りしたり、弊社の提示するお引受け条件によってご加入いただくことがあります。



4

充実したサービスにより安心をお届けします！（自動セット）

「メディカルアシスト」「デイリーサポート」
サービスの詳細はパンフレットに記載の「サービスのご案内」をご参照ください。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

・メディカルアシスト

お電話にて各種医療に関する相談に応じます。
また、夜間の緊急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



・デイリーサポート

介護・法律・税務に関するお電話でのご相談や暮らしのインフォメーション等、役立つ情報をご提供します。



ご加入手続きについて

代理店 広医(株)までご連絡ください。追って加入依頼書をお送りします。

(TEL:082-568-6330 FAX:082-262-1688)

●健康状態等の告知だけの簡単な手続きです。(医師による診査は不要)

●1か月の補償額とタイプ(※1)をお決めください。

(原則50万円(5口)補償まで。「入院のみ免責0日タイプ」(Aタイプ)もお選びいただけます。)

※1 所得補償保険金額が事故直前12か月間の平均月間所得額よりも高いときは平均月間所得額を限度に保険金をお支払いたしますのでご注意ください。(他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることができます。)

●薬剤師会会員ご本人様のほか、会員のご家族(※2)も加入することができます。ただし、年齢(保険期間開始時の満年齢)が満15歳以上の方に限ります。

(個別に加入依頼書をご記入願います)

※2 ご家族とは、会員の方の配偶者、子供、両親、兄弟および会員の方と同居している親族をいいます。

●保険料の払い込みは加入翌月より毎月27日にご指定口座からの自動引き落として便利です。

●残高不足等により2ヶ月続けて口座振替不能が発生した場合等には、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込み頂くことがありますので、あらかじめご了承下さい。



先日、海外からのお客様をお迎えし、食事をご一緒する機会がありました。特に問題ないとの事前情報から一変！ベジタリアンの方や、お国の文化？から牛肉はちょっと。と、あわててお店に対応をお願いしました。今後、薬局においても、多文化・多民族等と接するには、言語だけでなく、相手を理解し、様々なニーズ対応への必要性を感じる貴重な体験となりました。皆様のご協力のおかげで、美味しい楽しい食卓を囲むことができました。

<Eels' Bed>

先日、広島で開催された日本陸上競技選手権にスポーツファーマシストとしてアンチ・ドーピング啓発活動に参加させていただきました。

まだまだ、ドーピングに対する意識が低い選手も多く、スポーツファーマシストがより一層の活躍ができるようにしていきたいと思いました。

<リオン>

今年も学術大会行ってまいりました。ふくの国下関です！ところが、今回は全く、ふくに接することなく、お目にかかることがなく帰宅してしまいました（泣）残念！もう一度近いうちに下関へ行って必ず食べてくるぞ！！

<つばみ>

今回の日薬学術大会は下関。閑門トンネルを歩いて渡ることができなかったのが心残りである。

<K-Z>

毎年『ダイエット』を宣言しながら散々な結果でしたが、今年はパーソナルトレーナーを付けて向き合いました。結果は・・・5年前のスーツが余裕で着ることが出来ました！！誘惑の多い秋ですが、美味しく罪悪感なく食べるためにはじめジムに向かってGO！

<AKN53>

ラグビーワールドカップは日本チームの躍進もあり大盛り上がり。
にわかファンが急増したそうですが、自分もその一人です。
選手たちの激闘を観戦し胸が熱くなりました。
・・・ただ、自分では絶対やらない（やれない）。

<ニソトミカ>

どこからか金木犀の香がする。ようやく届いた秋。自然の移り変わりに浸れることに安堵を思う。句を詠む心のゆとりがあればと思うが、現状のように走り回っているさまに身を置く自分も好きだ。

<のりか>

編集委員

青野 拓郎	吉田亜賀子	竹本 貴明	柚木 りさ
松村 智子	秋本 伸	中野 真豪	宮地 理
村上 孝枝	池田 和彦	水島美代子	

保険薬局ニュース

令和元年 11月1日

広島県薬剤師会保険薬局部会

Vol.27 No. 4 (No.151)

令和元年 9月19日

広島県薬剤師会保険薬局部会

消費税率の引き上げに伴う調剤報酬一部改正について

このことについては、日薬ニュース（第241号 令和元年9月2日（月）送信FAX）にて、ご承知のこととは存じますが、本会からもお知らせいたします。

消費税率の引き上げに伴い、薬価改定や調剤報酬の一部改正が行われ、10月1日より適用されます。

○令和元年10月1日より適用

【調剤基本料】

区分		旧点数	新点数
調剤基本料1	基本料2～3と特別調剤基本料（病院との特別な関係）以外に該当する場合	41	42
調剤基本料2	「処方箋受付回数2000回超／月、集中率85%超」、「処方箋受付回数4000回超／月、集中率70%超」、「同一建物の処方箋受付回数4000回超／月」、「特定の保険医療機関に係る処方箋割合が高い同一グループの処方箋受付回数が合計4000回超／月」	25	26
調剤基本料3イ	「同一グループ内で受付4万回超40万回以下／月」、かつ「集中率85%超」または「特定不動産賃貸借関係」	20	21
調剤基本料3ロ	「同一グループ内で受付40万回超／月」、かつ「集中率85%超」または「特定不動産賃貸借関係」	15	16
特別調剤基本料	「病院である保険医療機関と不動産取引等その他の特別な関係を有している保険薬局」かつ「当該病院に係る処方箋による調剤の割合が95%超える場合」、または「基本料1～3以外に該当する場合」	10	11

【調剤料の加算】

区分		旧点数	新点数
一包化加算 (内服薬)	42日以下 投与日数が7又はその端数が増す毎	32	34
	43日以上	220	240
無菌製剤処理加算 (注射薬)	中心静脈栄養法用輸液の場合	67	69
	抗悪性腫瘍剤の場合	77	79
	麻薬の場合	67	69
乳幼児の場合 (注射薬)	中心静脈栄養法用輸液の場合	135	137
	抗悪性腫瘍剤の場合	145	147
	麻薬の場合	135	137

【薬学管理料】

区分		旧点数	新点数
かかりつけ薬剤師 包括管理料	地域包括診療料／診療加算、認知症地域包括診療料／診療加算を算定している患者が対象	280	281

ザンタック錠の回収について

平素より本会会務に格別のご高配を賜りまして厚くお礼申し上げます。

さて、ザンタック錠の回収について、次の情報が入りましたので、お知らせいたします。

グラクソ・スミスクライン株式会社は、H2受容体拮抗剤「ザンタック錠75」「ザンタック錠150」「ザンタック注射液50mg」「ザンタック注射100mg」（一般名：ラニチジン塩酸塩）について、10月9日よりクラスI分類へ変更し、全ロットを対象として患者様からの回収も含めた自主的回収を行うことを決定されました。

また、患者が服用を終える前のザンタックを代替薬に切り替えるために生じる薬剤費や再診料、代替薬剤処方のために発生した交通費（一律3,000円）も同社が支払われます。これは、保険外の扱いとされています。

その請求範囲、及び請求方法が、ホームページで発表されましたので、下記をご確認ください。

https://gskpro.com/content/dam/global/hcpportal/ja_JP/documents/news/zantac_recall_october.pdf
「ザンタックに関する重要なお知らせ」で検索してください。

一方、ザンタックの後発品を販売するジェネリック製薬協会に加盟する10社もこれを踏まえ、GSKと同様の措置を行う方針を固めた。週明け15日にも各社が発表する方向で調整を進めています。

<追記> 令和元年10月15日

ラニチジン（各社）自主回収情報について

以下の販売会社にて、対応方針が公開されています。

PMDA回収情報（医薬品）<http://www.info.pmda.go.jp/kaisyuu/rclidx19-1m.html>を参照し、納入元へご連絡いただき、対応願います。

グラクソ・スミスクライン株式会社

日医工株式会社

株式会社陽進堂

日本ジェネリック株式会社

小林化工株式会社

マイラン製薬株式会社

沢井製薬株式会社

鶴原製薬株式会社

東和薬品株式会社

ニプロ株式会社

武田テバファーマ株式会社

国会レポート

令和 2 年度予算概算要求



自由民主党组织運動本部本部長代理
参議院議員・薬剤師

藤井 もとゆき

令和 2 年度予算の概算要求は、8月末に各省庁から財務省に提出されました。一般会計の要求総額は、過去最高の 105兆円規模となり、6年連続で 100兆円超となりました。厚生労働省の一般会計要求総額は、前年度当初予算に比べて 6,593億円増の 32兆6,234億円、このうち医療・介護・年金等の社会保障に係わる経費は、5,353億円増の 30兆5,269 億円と、いずれも過去最大規模となっています。

薬剤師・薬局の関連では、薬機法改正で予定される「地域連携薬局」及び「専門医療機関連携薬局」の認定薬局に関して、都道府県における薬局と医療機関との連携構築への取り組みや、専門性を有する薬剤師を養成する学会等の取り組みを支援し、薬局の機能強化を推進するための費用として 168 百万円。地域により医療事情や薬剤師の需給が異なるなか、地域ごとの薬剤師の需給状況の現状を把握し、今後の地域の医療提供体制等を踏まえて将来の薬剤師の需給動向を推計する費用として 51 百万円。地震や豪雨等の大規模災害時の迅速・円滑な医薬品提供を図るため、災害時の地域連携体制の構築や医薬品提供に必要な資材を整備する費用として 11 百万円。セルフメディケーションの推進を図るため、一般用医薬品の安全かつ適切な使用を図る費用として 5 百万円を、いずれも新規事業として予算要求しています。また、全国の薬局機能の見える化を推進するため、全国共通の情報基盤を整備する費用として、前年度予算の約 5 倍に当たる 30 百万円を要求しています。

薬剤師・薬局に係わる事業費をはじめ、社会保障関連予算の確保に努めて参りたいと思います。

藤井もとゆきホームページ <http://mfujii.gr.jp/>

国会レポート

全世代型の社会保障制度づくりへ

自由民主党政務調査会会長代理
参議院議員・薬剤師

藤井 もとゆき

政府は全世代型の社会保障制度づくりに向けて、その司令塔となる「全世代型社会保障検討会議」を新たに設け、9月20日に第1回会合を開きました。会合では、議長を務める安倍内閣総理大臣をはじめ、西村全世代型社会保障改革担当大臣や加藤厚生労働大臣等の関係閣僚の他、経済界や学識経験者等の9人の有識者が構成メンバーとなって論議が進められました。

一方、与党自民党では「人生100年時代戦略本部」（本部長：岸田政調会長）において、全世代型の社会保障制度のあり方の検討を行うこととなりました。岸田本部長は9月24日の戦略本部会議の冒頭で、i) 長く働くことのできる就業しやすい社会、ii) 人々の個性や多様性を尊重し、生き方や働き方により不公平のない社会、iii) 大きなリスクを皆で支える保険の原則を踏まえ、持続可能性を重視した社会保障制度の3点を挙げ、これを原則として検討を進めていくことを表明しました。

また、戦略本部会議では、政府から第1回全世代型社会保障検討会議での討議資料の説明、及び「健康寿命を延ばすための予防医療等の重要性」や「給付と負担の見直しを議論すべき」等、当日に出された意見概要の報告を受け、今後は医療・介護等、社会保障に係わる関係者から広く意見を聴取したうえ、党としての考えをまとめていくことを確認しました。

10月に消費税率が引き上げられましたが、2025年には団塊世代の全てが75歳以上となり、社会保障費は更に増加することとなります。誰もが将来に向けて安心して暮らせる社会を築くため、十分な議論を重ねていかなければなりません。

藤井もとゆきホームページ <http://mfujii.gr.jp/>

本田あきこ オレンジ日記



国政の場で薬剤師の声を

参議院議員 本田 あきこ

参議院議員当選後、あっという間に2か月が過ぎてしまいました。ご支援をいただいた皆様へのお礼回りを続けながら、秋の国会への準備をしています。

さて、2年3か月にわたって全国を回り感じたことは、全国どこに行っても質の高い医療を受けることができる素晴らしいとありがたさを、次の世代に確実に繋いでいかなくてはならないという思いです。これからの医療制度の中で、私たち薬剤師の働き方、調剤業務の在り様など、抱えている問題について、国政の場で薬剤師の声を伝えられるようにと訴え、159,596票という大変多くの気持ちをいただくことができました。私の責任は、国政の場で薬剤師の声を伝えることであり、そのスタートラインに着くことができました。

政治信条として掲げました「国民皆保険の堅持」、「国民の期待に応えられる医薬分業制度の定着」、「誰もがかかりつけ薬剤師・薬局を活用できる社会の構築」、「地域包括ケアシステムで求められる薬剤師による在宅業務の推進」、「健康サポート機能の充実とセルフメディケーションの推進」、「女性がより活躍できる社会環境の整備」等の実現に向けて、国政の場で努力していきたいと思っております。

自民党の新人議員は、国会の議会運営を一日も早く体得するために、国会本会議前に開催される「国会対策委員会(国対)」に参加することが必須となっており、新人議員の一番の仕事だそうです。

これから約6年間は、経験させていただいた全国キャラバンと同様に、長いようでもあっという間に過ぎてしまうような気がしますが、慌てすぎず、着実に、旗印を忘れずに歩いて行きたいと思います。引き続きのご支援をお願いいたします。

..... 下のQRコードから閲覧してください

本田あきこの
ホームページ →



Facebook ページ
「本田あきこの部屋」→



本田あきこ
メールマガジン →
登録をお願いいたします



本田あきこ オレンジ日記

第200臨時国会が召集される

参議院議員・薬剤師 本田 順子

10月4日（金）、第200臨時国会が召集されました。開会式では、天皇陛下が開会のお言葉を述べられ、その後の本会議では、安倍首相の所信表明演説が行われました。演説では、全ての世代が安心できる社会保障制度を大胆に構想することを述べられました。

さて、第200臨時国会の会期は、12月9日までの67日間とされ、議員が所属する委員会や調査会が決定されました。私は、厚生労働委員会、議院運営委員会、政府開発援助等に関する特別委員会（ODA特別委員会）及び国民生活・経済に関する調査会の委員となりました。藤井基之先生も厚生労働委員会の委員となられましたので、ご指導をいただきながら、精一杯がんばりたいと思います。先の通常国会において継続審議となっております「薬機法改正案」の審議が始まる予定であり、厚生労働省からの説明を受けるなど準備に励んでおります。

委員会の所管事項ですが、厚生労働委員会は文字通り「厚生労働省の所管に関する事項」とされております。議院運営委員会は「議院の運営、国会法その他議院の法規、国立国会図書館の運営等に関する事項」とされています。ODA特別委員会は「国際援助・協力に関する諸問題を調査する」ことを設置目的としています。

「調査会」とは解散のない参議院独自の機関で、議員の任期が6年であることに着目し、長期的かつ総合的な調査を行う目的で設けられています。平成28年9月に設置された「国民生活・経済に関する調査会」は、「あらゆる立場の人々が参画できる社会の構築」を調査テーマとして、本年5月に調査報告書を取りまとめ、議長に提出しています。いよいよ本格的な国会での論議が始動しました。皆様の声を背中に感じながら、私らしく進んでまいります。



本田あきこ



メルマガ登録

フェイスブック
本田あきこの部屋

ツイッター
@8931honda

第36回 広島県薬事衛生大会の開催について (お知らせ)

1 主 旨

県民の生命と健康の保持に密接にかかわっている薬事関係者が一堂に会し、薬事衛生大会を開催し、県民の健康増進と薬事衛生の向上に貢献した薬事功労者等の表彰を行うとともに、互いの研さんに努め、薬事衛生思想の普及を図り、もって県民の保健衛生の向上及び医薬品関連産業の振興に寄与するものである。

2 日 時 令和元年11月28日（木）14時00分～16時30分

3 場 所 広島県医師会館 1F ホール 広島市東区二葉の里 3-2-3

4 主 催 第36回広島県薬事衛生大会実行委員会

5 共 催 公益社団法人広島県薬剤師会、広島県医薬品卸協同組合、広島県麻薬協会
広島県薬剤師国民健康保険組合、一般社団法人広島県配置医薬品連合会
広島県製薬協会、広島県医薬品配置協議会、一般社団法人広島県病院薬剤師会
(順不同)

6 後 援 広島県、広島県市長会、広島県町村会、一般社団法人広島県医師会
一般社団法人広島県歯科医師会、公益社団法人広島県看護協会（順不同）

7 内 容 第1部 広島県知事表彰式及び大会宣言 14時00分～14時50分
第2部 特別講演 15時00分～16時30分
講 演 『医療機関における発達障害児者への合理的配慮』
広島大学病院 小児科 梶梅あい子先生

8 参加者範囲 県内薬事関係団体構成員

9 参加費 無 料

10 受講シール 薬剤師 特別講演 1 単位 (90分)
参加予定の方は、FAXで店舗名・氏名・電話番号をご記入のうえ申込んでください。
研修シールは、講演開始までに受付をされた方に、大会終了時にお渡しいたします。
なお、研修受講シールを受け取るには薬剤師名簿登録番号が必要です。
締め切り 11月20日（水）必着

11 その他 会場には、駐車場を用意しておりませんので、ご注意ください。

申込先：公益社団法人 広島県薬剤師会 担当 中尾まで

連絡先：TEL (082) 262-8931 FAX (082) 567-6066

発 行：〒732-0057 広島市東区二葉の里3丁目2番1号

電話(082) 262-8931(代) FAX(082) 567-6066

ホームページ <http://www.hiroyaku.or.jp>

印 刷：レタープレス株式会社

●本誌に対するご意見・ご感想はyakujimu@hiroyaku.or.jp宛にお送りください。E-mail QR



この印刷物は、環境に配慮した
植物油インクを使用しています。